令和８年６月定例会

南伊豆町議会会議録

令和８年　６月３日　開会
令和８年　６月９日　閉会

南伊豆町議会

令和八年六月定例会

令和八年六月定例会

南伊豆町議会会議録

南伊豆町議会会議録

令和８年６月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（６月３日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……1
○出席議員……1
○欠席議員……1
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……1
○職務のため出席した者の職氏名……2
○開会宣告……3
○議事日程説明……3
○開議宣告……3
○会議録署名議員の指名……3
○会期の決定……3
○延会宣告……4
○署名議員……5

第　２　号　（６月４日）

○議事日程……7
○本日の会議に付した事件……7
○出席議員……7
○欠席議員……7
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……7
○職務のため出席した者の職氏名……8
○開議宣告……9
○議事日程説明……9
○会議録署名議員の指名……9
○諸般の報告……9
○行政報告……１０
○一般質問……１３

宮　田　和　彦　君……１４
黒　田　利貴男　君……３６
大　年　美　文　君……５６
安　藤　広　和　君……７７
渡　邉　　哲　君……９６
○散会宣告……１０４
○署名議員……１０７

第　３　号　（６月５日）

○議事日程……１０９
○本日の会議に付した事件……１１０
○出席議員……１１０
○欠席議員……１１０
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１１０
○職務のため出席した者の職氏名……１１０
○開議宣告……１１１
○議事日程説明……１１１
○会議録署名議員の指名……１１１
○一般質問……１１１
清　水　清一　君……１１１
○報第２号の上程、説明、質疑……１３１
○報第３号の上程、説明、質疑……１３４
○報第４号の上程、説明、質疑……１３５
○報第５号の上程、説明、質疑……１３７
○報第６号の上程、説明、質疑……１３８
○議第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３９
○議第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４０
○議第４４号及び議第４５号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１４２
○議第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４３
○議第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４５

○議第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４７
○議第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５０
○議第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５５
○発議第１号の上程、説明、質疑、討論……１５６
○延会宣告……１６２
○署名議員……１６３

第　４　号　（６月９日）

○議事日程……１６５
○本日の会議に付した事件……１６５
○出席議員……１６５
○欠席議員……１６５
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１６５
○職務のため出席した者の職氏名……１６６
○開議宣告……１６７
○議事日程説明……１６７
○会議録署名議員の指名……１６７
○発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６７
○議第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７８
○各委員会の閉会中の継続調査申請書……１８１
○議員派遣の件……１８１
○閉議及び閉会宣言……１８２
○署名議員……１８３

令和８年６月定例町議会

（第１日　６月３日）

令和８年６月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和８年６月３日（水）午後３時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第５まで議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	安藤広和君	２番	岩田　稔君
３番	大年美文君	４番	黒田利貴男君
５番	渡邉　哲君	６番	宮田和彦君
７番	比野下文男君	８番	長田美喜彦君
９番	稲葉勝男君	１０番	清水清一君
１１番	齋藤　要君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	渡邊雅之君
教育長	佐野　薫君	総務課長	勝田智史君
防災課長	髙野克巳君	企画課長	平山貴広君
地域整備課長	白井秀治君	商工観光課長	髙橋健一君

町民課長	土屋秀久君	健康増進課長	宮本利江君
福祉介護課長	山田日好君	教育委員会事務局長	山口一実君
生活環境課長	廣田哲也君	会計室長	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤由紀子	係長	内藤彰一

開会　午後　３時００分

◎開会宣告

○議長（比野下文男君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和８年６月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君）　議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（比野下文男君）　これより、本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

２番議員　　岩　田　　稔　君

３番議員　　大　年　美　文　君

◎会期の決定

○議長（比野下文男君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から６月12日までの10日間に決定しました。

◎延会宣告

○議長（比野下文男君）　ここでお諮りします。台風６号の影響を踏まえ、本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お疲れさまでした。

延会　午後　３時０３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　比野下　文　男

署名議員　　岩　田　　稔

署名議員　　大　年　美　文

令和８年６月定例町議会

（第２日　６月４日）

令和８年６月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和８年６月４日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　諸般の報告

日程第　３　行政報告

日程第　４　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	安藤広和君	２番	岩田　稔君
３番	大年美文君	４番	黒田利貴男君
５番	渡邉　哲君	６番	宮田和彦君
７番	比野下文男君	８番	長田美喜彦君
９番	稲葉勝男君	１０番	清水清一君
１１番	齋藤　要君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	渡邊雅之君
教育長	佐野　薫君	総務課長	勝田智史君
防災課長	髙野克巳君	企画課長	平山貴広君
地域整備課長	白井秀治君	商工観光課長	髙橋健一君
町民課長	土屋秀久君	健康増進課長	宮本利江君

福祉介護課長	山　田　日　好　君	教育委員会事務局長	山　口　一　実　君
生活環境課長	廣　田　哲　也　君	会　計　室　長	佐　藤　禎　明　君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐　藤　由紀子	係　　長	内　藤　彰　一

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（比野下文男君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和８年６月南伊豆町議会定例会第２日の会議を開会します。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君）　議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

２番議員　　岩　田　　稔　君

３番議員　　大　年　美　文　君

◎諸般の報告

○議長（比野下文男君）　日程第２、諸般の報告を申し上げます。

令和８年３月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（比野下文男君）　日程第３、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

令和８年南伊豆町議会６月定例会の開会に当たり、令和８年３月定例会以降の主な事項について、行政報告を申し上げます。

１、協定書締結について。

（１）株式会社minamiizu.shizuokaとの農業振興に関する包括協定連携について。

令和８年３月12日、株式会社minamiizu.shizuokaと農業振興及び地域活性化に関する包括連携協定を締結いたしました。

本協定は、農業基盤整備事業により造成された農地等を有効に活用し、地域の農業振興及び地域活性化体制を構築するとともに、地域の持続的発展に寄与することを目的としておりまして、具体的な連携事項は、農業振興及び地域農業の維持・発展に関すること、耕作放棄地及び遊休農地の解消並びに有効活用に関すること、地域内雇用の創出及び推進に関すること、農業の担い手の育成に関すること、その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関することとしております。

また、本協定は、立会人として賀茂農林事務所長にもご署名をいただいており、目的の達成に向けて、本町及び同社並びに静岡県の３者が連携し取り組むことを確認しておりますので、同社によるレモン栽培が本町の農業振興及び地域農業のさらなる発展につながることを期待するとともに、３者連携による新たな取組にもチャレンジしてまいります。

（２）台湾宜蘭県冬山郷との友好交流協定。

３月27日、台湾宜蘭県冬山郷と友好交流協定を締結いたしました。

本協定は、本町と宜蘭県冬山郷が、相互の信頼と尊敬を礎として、友好関係を深め、地域振興や人材育成に向け、国際交流の促進に協力して取り組むことを目的としており、高校生の訪台事業や教育旅行の受入れのほか、トップセールス、町議会日台友好親善議員連盟の発足などを通じた台湾との相互交流を継続する中で、台湾の基礎自治体とより親密な関係を構築していきたいとの思いから、このたびの冬山郷との協定締結となりました。

協定項目には、平等の立場で友好関係を構築すること、文化・教育・スポーツ・経済及び観光などの交流を通じてさらなる発展と互いの理解と連携を深めること、相互理解の下に友好交流関係を強化し、日本と台湾の繁栄と発展に寄与することとしておりまして、本協定の締結により、幅広い分野における交流を深化させ、相互理解の促進はもとより、地域の活性化や人材育成、さらなる価値の創出にもつながるものと大いに期待しております。

（３）東邦自動車株式会社との地域産業創出に向けた包括連携に関する協定。

４月22日、東邦自動車株式会社と地域産業創出に向けた包括連携協力に関する協定を締結いたしました。

本協定は、加納地内で未利用温泉資源を活用したオニテナガエビの陸上養殖事業を創業した東邦自動車株式会社が、本町との幅広い連携・協力関係により、互いの資源等を活用した産業振興や観光・教育の発展に寄与するとともに、新しい地域産業創出を目指す活動を推進することを目的としております。

具体的には、未利用温泉資源活用の推進、観光資源の創出、水産養殖業の地域雇用拡大や現場教育の推進、地域産業の創出のほか、ＳＤＧｓ達成、Society5.0実現に向けた活動について連携・協力に努めるものであります。

なお、同社が加納地内で養殖するオニテナガエビは、東南アジア原産で淡水に生息するエビでは世界最大であり、食用として人気があることから高値で取引される一方で、その養殖難易度は非常に高く、国内でも流通量が少ない貴重な食材で、国内での高級食材としての地位確立を目指しております。

同社では、養殖するオニテナガエビを、体色の青色、加熱により変化する赤色、加熱時に発生する湯気の白色が織りなすトリコロールカラーと、その味で人をとりこにするという願いを重ね、トリコエビと命名し、今夏から出荷を開始する予定とお聞きしておりますので、本町発の新たな地域資源として全国へ発信されることに期待するところであります。

２、中学校閉校式・開校式について。

令和７年度末をもちまして、南伊豆東中学校と南伊豆中学校を閉校し、令和８年４月１日から本町唯一の中学校となる南伊豆中学校を開校いたしました。

旧南伊豆東中学校及び旧南伊豆中学校の閉校式は、いずれも３月24日に執り行い、それぞれの学校の歴史に幕を閉じました。

南伊豆東中学校は、昭和45年に竹麻中学校と南崎中学校が統合し、東中学校として開校、平成２年には校舎焼失という大きな事故があり、その後、仮校舎を経て平成５年に校舎新築、

平成７年に校名が南伊豆東中学校に改められました。

南伊豆中学校は、昭和46年に南中中学校と三坂中学校が統合し、開校しており、昭和58年の校舎新築、その後、三浜中学校及び南上中学校を統合し、42年の歴史を歩んでまいりました。

開校式では、それぞれの学区を代表する皆様にもご列席いただいた中、生徒代表、校長による最後の挨拶、生徒・先生方による最後となる校歌斉唱に続き、それぞれ両校の歴史を刻んだ校旗が教育長に返納されました。

一方、４月９日、リニューアルされた屋内運動場で挙行された、新たな南伊豆中学校の開校式では、旧両校の生徒会長がそろって挨拶を述べ、それぞれの言葉から、２校の統合への生徒たちの不安と期待が入り混じる様子も伺えましたが、新しい歴史を創っていくという、始まりの舞台に立てたことに対する喜びと意気込みが伺え、本町の将来を担うであろう生徒たちの姿に、改めて頼もしさも覚えました。

その後、真新しい校旗が教育長から校長に引き継がれ、新たな学びやの歴史の幕が上がりました。

また、この開校式では、新たな南伊豆中学校の校歌を作曲してくださった、まなまること永藤まなさんが、お忙しい中、この日のために駆けつけてくださり、まなまるさん作曲の校歌を、作曲者本人の伴奏により、生徒たちは堂々と斉唱いたしました。

南伊豆中学校は、本町唯一の中学校となります。地域の皆様の温かなご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

３、商工・観光振興の取組。

（１）「第28回みなみの桜と菜の花まつり」。

本年の「みなみの桜と菜の花まつり」には、前年を１万6,000人上回る27万3,000人のお客様にご来訪いただきました。

来訪客の増加要因といたしましては、まつり期間中を通じ天候に恵まれたことや、例年に比べ桜の開花時期が長かったことに加え、町制施行70周年記念イベントとして10年ぶりに開催した「夜桜流れ星」のほか、「夜桜ライトアップ」や「竹灯り」、バージョンアップした桜トンネルのイルミネーションなど、夜桜イベントの充実によるものと分析しております。

また、桜より一足早く見頃を迎えた日野の菜の花畑では、まつり最終日に至るまで、「菜の花ドア」や「菜の花迷路」を配した一面の黄色いじゅうたんを目当てに、たくさんのお客様でにぎわいました。

早春の一大イベントである本事業の運営に不可欠な商工会青年部をはじめとするボランティアの皆様の多大なるご協力に対し、衷心より感謝の意を述べさせていただくとともに、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（２）ふるさと寄附。

令和７年度ふるさと寄附金総額は２億7,586万8,100円であり、前年度実績を1,832万600円上回る一方で、寄附件数では前年比581件の減少となりました。

寄附金額の増加要因は、宿泊券など寄附単価の高い返礼品や農林水産物定期便のほか、干物などの返礼品需要の高まりによるもので、事業者の前向きな取組の成果と捉えております。

一方、寄附件数の減少要因は、生産者の廃業により、前年度の主力返礼品であったイチゴの生産量が大幅に減少したことや、イセエビ、アワビ、サザエなどの海産物の不漁によるものと分析しております。

ふるさと寄附金は、本町が特色ある事業を展開するための貴重な財源でありますので、全国の寄附者に選ばれる魅力的な返礼品の創出に努め、より多くの寄附金の獲得に向けた取組を地域の事業者の皆様とともに推進してまいります。

（３）みなみいず地域振興商品券。

物価高騰の影響により疲弊する町民の皆様への支援と地域経済の活性化を目的に、みなみいず地域振興商品券事業を実施いたしました。

本事業は、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を財源として、全町民を対象に、１人当たり２万2,000円の商品券を給付するもので、３月24日から27日まで各地区公民館等における巡回配付に続き、３月28日には商工会での配付を開始、４月24日締切りまでに6,997セットを町民の皆様にお届けすることができました。

商品券の使用期限は７月31日までとなっておりますので、本事業の趣旨をご理解いただき、余すことなくご利用くださいますようお願い申し上げます。

以上で、令和８年６月定例会の行政報告を終わります。

○議長（比野下文男君）　これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（比野下文男君）　日程第４、これより一般質問を行います。

◇ 宮　田　和　彦　君

○議長（比野下文男君）　６番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　改めましておはようございます。６番議員の宮田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

質問の前に、このたびの台風による南伊豆町の被害は、幸いにもないに等しいということをお聞きしております。ほかの地域では、河川の氾濫、また土砂崩れ等に遭っている方々がいらっしゃいます。まずは、どうかご自愛いただき、一日も早く日常を取り戻していただきたいと心よりお祈り申し上げます。

それでは、令和８年度南伊豆町議会６月定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答方式で質問したいと思います。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

１件目、空き家対策。

２件目、避難所のトイレ環境。

３件目、ごみの減量と資源化。

４件目、ＲＳウイルス感染症について。

５件目、「夜桜流れ星」について。

以上５件です。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、質問に入らせていただきます。

空き家対策についてご質問させていただきます。

実態調査と把握ということで、令和４年度９月の定例議会で、私は、空き家対策と空家特措法について質問させていただきました。

その中で、空家等対策計画の策定は令和７年度末を予定していると答弁をいただきました。

空き家の実態調査と把握は、施策の出発点となる極めて重要なことです。直近で実施した空き家の実態調査の概要と判明した空き家件数、それに関わる特定空家の件数、近隣住民か

らの苦情、その内容を伺います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和６年度に実施した、町内全域を対象とした空き家実態調査では、保安上、衛生上及び景観上の観点から評価を行い、問題がない空き家をＡ判定、相当影響がある空き家をＤ判定とするなど、４段階で分類しております。

この調査結果では、空き家総数は536件であり、そのうちＤ判定に該当する空き家は27件でありました。このＤ判定に該当する空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に相当する水準であることから、同法に基づく対応が必要となる可能性もあると想定しております。

また、空き家に関する苦情につきましては、区長等を通じた要望が中心となっておりまして、件数としては多くないものの、顕在化していない不安や懸念を抱いている住民も相当数存在するものと認識をしております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　Ｄ判定が27件ということで、この27件中、密集地域にある件数を教えてください。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

密集地域といいますと三浜地区が中心でございますが、三浜地区にＤ判定が16件ございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　16件ということで、あとの11件は密集地ではないということでよろしいでしょうか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　三浜地区以外を密集地でないという表現をさせてもらえれば、

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　このうち、先ほどＤ判定と言いますけれども、倒壊、危険性が極めて高いものは、この16件中何件あるんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　既にもうＤ判定ですので、相当危険ということですので、16件でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　その16件ですけれども、所有者の身元や連絡先が判明しているものというのは、全て判明しているのか、それとも、このうちの何件判明しているのか、その辺を教えてもらえますか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

実際の調査はこれからでございまして、まだ特定空家の認定はしていませんが、もう着手しなければならないところは、所有者・関係者・相続人調べを始めているところでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　分かりました。

一つ、余計でもないんですけれども、三浜地区で、子浦地区ですか、Ｈ鋼が打ち込んでいて、矢板がその中にはまっているよということで、結構前から倒壊の恐れがあって、かなり傾いているというんですかね、そういう物件があるんですけれども、そのことについて、もし分かっていたら教えてもらえますか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

東子浦の防護壁を建てたところの空き家でございますが、所有者は判明しておりまして、未相続案件で関係者が６人ほどいられました。

その中で、お一人の方とコンタクトしている中で、５月に入って２回ほど直接面会に、首都圏にお住まいの方なんですが、行ってまいりまして、結論としましては、防災課所管の町の老朽危険家屋等解体撤去補助金を活用することでご理解をいただきまして、申請がなされまして、補助金の交付決定が出ておりますので、６月中、もしくは７月のいいところで撤去されるものです、内容的には。

それに併せまして、防護壁も町のほうで撤去する予定で今進んでおります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　要するに、夏前までに撤去するという考えでよろしいですかね。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　夏の前と言いますと、何となく観光シーズンなイメージになってしまいますが、そもそもが危険なので、速やかに撤去したいというものです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　確かに、課長の言うとおり、速やかに、可及的速やかにお願いしたいと思います。

それと、先ほど今進行中という話がありましたけれども、この空家特措法第８条に、市町村は協議会、これを組織することができるとありますが、その考えはあるんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

先ほど、議員のご説明のほうで、令和７年度中というお話がございました。令和７年度中、予算計上させてもらったんですけれども、空き家の調査に時間と件数がかかってしまいました。そのため、空き家の協議会計画策定の予算を令和８年度に繰越明許させていただきましたので、第１回目の空き家の協議会を今月中に開く予定で、今年度中に計画を策定、特定空家の認定をする計画でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　ある地域なんですけれども、前にも言ったんですけれども、倒壊の恐れがあって、隣に人が住んでいるよ、要するに、その方々から、この間の台風じゃないですけれども、昨日の、風で倒れるよ、地震だともっと大変な目に遭うよということを聞いています。

また、その目の前の道路は避難道路ですから、もし、そのもの自体が倒壊したら、今度大回りして避難地に行かなきゃいけないということも聞いています。

私も確認してきましたので、なるべく、今年度中云々よりも、危ないものは、もう、可及的に速やかに、もう撤去していただきたいと、こう思っていますので、協議会は大事ですけれども、そういうところを一つ胸に収めていただいて、その協議会を進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

次に、管理の適正化ということでお伺いします。

2023年12月に施行された改正空家法により、空き家対策は、危険になってからの撤去から管理不全な状態での早期対応と大きく方針展開いたしました。

改正空家法を受け、行政が迅速に動ける緊急代執行などの仕組みが強化されました。これを踏まえた、管理不全空家への新たなアプローチ方針、これをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

空き家については、所有者自らによる適正な管理が原則でありますが、令和５年12月に一部改正された、空家等対策の推進に関する特別措置法では、特定空家等の所有者に対して、助言または指導、勧告、命令と段階的な措置を講じることが可能とされており、さらに、命令に従わない場合や、履行しても十分でない場合、または履行期限までに完了する見込みがない場合には、行政代執行法に基づき、町による空き家の除去等の措置が可能とされ、緊急の場合には、緊急代執行についても実施することが可能であります。

これまでの特定空家等に類する空き家への対応では、所有者に対して除去を促すことが中心でありましたが、今後は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた指導、勧告及び命令措置を講じるほか、特に行政代執行とその費用負担についても理解を得るなど、効果

的な対策を推進してまいります。

また、特定空家等や管理不全空家等に移行させない対策も必須であることから、民間団体と締結している空家の流通促進及び除却促進に関する連携協定の活用のほか、本年度に設置する空き家等対策協議会において、より具体的な方針を定めた空家等対策計画を策定し、より実効性のある空き家対策を推進してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　だいぶ前向きになってきたなという感じがいたします。

私は、先ほど言ったように、倒壊するまで放置させない、これが重要ではないかと思うんですけれども、要するに、倒壊する前の一歩手前、管理不全空家として早期に指定して、固定資産税の優遇措置などを背景にした強い指導を行うべきだと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

まず、管理不全空家、特定空家も含めてですが、認定された場合には、その旨を認定するとともに、行政代執行の対象になってしまうということ、それと、その費用負担に関すること、固定資産税の住宅特例が外されて割高になるよというものでアプローチをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　先ほど言いましたけれども、大変迷惑されている方がいらっしゃいますんでね。その方の気持ちになって、一つ、執行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、今後の展望ということでお聞きします。

空き家対策を移住定住や防災まちづくりと連動させる今後の展望は、空き家を単なる負の遺産ではなく、地域の資源へと転換し、まちの安全確保、魅力向上、経済活性の好循環を生み出す戦略を取ることにあると思うんですけれども、空き家対策を移住定住や防災まちづく

りとどう関連づけて進めるのか、町長の決意をお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

空き家対策・移住定住促進・防災まちづくりは、地方創生の大きな柱であり、これらを連動させることで持続可能な地域づくりが可能であると言われております。

空き家が負の財産、地域の危険物になる前に、移住希望者の住居や地域の集会所等に再生しようとする取組が全国で進められております。

本町では、空き家対策と防災を連動させる取組として、令和５年３月に、避難路や周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状況にある家屋等の解体撤去を行う者に対し、老朽危険家屋等解体撤去補助金の運用を開始しており、利用実績は令和６年度に１件、令和７年度は４件であります。

また、空き家対策と移住定住を連動させる取組では、平成23年に空き家バンクを設置し、平成27年の空き家バンクリフォーム補助金制度に続き、平成28年にはお試し移住事業等の取組をスタートし、これら取組の継続により、人口減少の進行抑制に一定の効果が得られているものと認識をしております。

なお、空き家対策・移住定住促進・防災まちづくりの連動につきましては、既存事業による取組を継続してまいりますが、本年度の新たな取組として、地域包括支援センターが開催する終活セミナーにおいて、空き家バンクをはじめとする各種制度について説明する機会を設け、家族間で早めに所有する財産について話し合う動機付けを行うとともに、空き家バンクリフォーム等補助金の活用や物件の状態が良好な時点での空き家バンク登録を促し、空き家の有効活用による移住定住を促進するとともに、空き家の放置を減らし、老朽危険家屋を増加させないための取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　町長おっしゃるとおりなんですよ。空き家というのは価値あるうちに譲らないと意味がないんですよね。価値がなくなってからだと、要するに、壊すことを前提として、ほかの者が欲しいということはほとんどないですから、200万、300万、解体にはかかるかと思うんですけれども、その価値が200万、300万あるうちに譲るということで、ちょ

うどウィン・ウィンの関係に保てるのかなという感じがしていますので、ぜひ、この終活セミナー、私、期待していますので、よろしくその辺のことを、価値のほどをお伝え願えればと思います。お願いします。

それと、先ほどおっしゃっていましたけれども、空き家とか、私は今後、今もあるんですけれども、廃校とかなった学校とか、多世代の交流拠点、これは地域のつながり、先ほど言っていましたけれども、取り戻しとか少子高齢者や人口減少の課題を解決するために大変重要なもんではないかと思うんです。この運営に関して、多世代、二十歳からお年寄りまで関わって、日常的に集まれるようなものを推進したいと思っていますので、例えば、カフェやワークスペース、それと図書館などを組み合わせてやれば、成功の鍵につながるのかなと思っていますので、そういう面でも協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、次の避難所のトイレ環境改善についてお伺いしたいと思います。

衛生環境と健康被害ということでお聞きします。

地震・大雨・土砂災害等、災害の発生に伴う断水・停電により水洗トイレが機能しなくなると、日常で当たり前であるはずのトイレは、たちまち劣悪な環境へと変わります。

不衛生なトイレでは、細菌による感染症、例えばノロウイルス等の温床となるだけではなく、被災者がトイレを我慢することによるエコノミークラス症候群や脳梗塞、脱水症状を引き起こすリスクがあります。実際に、東日本大震災、熊本、能登半島地震であったと聞いております。

生理現象、これは生きているものにとって待ったなしなんですね。排泄物は待ったなしです。発災後６時間以内に約７割の人がトイレに行きたくなるという調査結果もあります。

それで、この南伊豆町の避難所運営マニュアル、これですけれども、このマニュアルの中に、トイレは最も重要な共有施設として利用者が交代で定期的な清掃を行うんですけれども、町のこの避難所運営マニュアルに、トイレ担当の配置や清掃頻度、衛生管理の具体的な手順が含まれているのでしょうか、お答えください。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町が作成する避難所運営マニュアルでは、発災時において避難所運営本部に編成された保健・衛生班が、避難所のトイレの確保について担当することとしております。

また、保健・衛生班の活動内容につきましては、避難所運営マニュアル確認チェックシー

ト集の中で、避難所トイレの確保や簡易組立てトイレの設置のほか、避難所トイレの運用についてその手順が記載されております。

なお、避難所運営マニュアルには、トイレ使用時のルールが例示されており、トイレ清掃は当番制で避難者全員により行うこと等が示されて、記載のない事項については、避難所運営本部で決定していくこととしております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　衛生班がいらっしゃるということで、今ちょっと初めて聞いたんですけれども、これは町のほうで職員がやるということなんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

避難所運営につきましては、基本的には避難者の方々が自主運営でいくということを想定しておりまして、それに対して、自主運営する場合には避難所運営本部を設置して、その中でやっていくということでマニュアルのほうには書いております。

その避難所運営本部の中に保健・衛生班をつくるということでマニュアルには掲載しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　その衛生班で、要するに避難した方々がやるということは、前提は分かっているんですけれども、トイレというのは大事なもんですけれども、細菌、要するにノロウイルスとか大腸菌とかいろいろあるんですけれども、それの除去じゃないですけれども、衛生的に保つ、これについて何らかの、私は、教育というか、そういうものが必要であろうと思うんですけれども、その辺は考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

本町の避難所運営マニュアルは３部構成で成り立っておりまして、皆さんご承知のこの避難所運営マニュアル、それと、もう一つ、避難所運営マニュアル（確認チェックシート集）、あとは、様式集という３つから成り立っております。

その中で、この避難所トイレの確保の中に、消毒液等を確保し、衛生面に配慮しますという記述はされていますので、そういうことで、衛生面に対して気をつけているというところを記述しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　話はよく分かります、話はね。話は分かるんだけれども、要するに、トイレというのは、早い話が菌が出るところですよね、菌が。だから、私言っているのは、その菌に対しての予防、そういう関わる方々の、衛生班の方々の教育というのは大事じゃないかと思うんですけれども、その避難所の中でやるということですか。要は、その衛生班の方々の教育というのは。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　はい、そういうことで、避難所運営でやる方々が分かるように、一つ一つチェックするように、このチェックシートを作成して、なるべく多くの方が、初めての方が、無理なく運営できるような確認チェックシートというふうになっております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

先ほどから出ています、衛生面に関しましてですけれども、この後、簡易トイレの関係も説明いたしますが、こういったラップポンという形で、便座が汚れなければ、そのまま便をして、その後、密封されます。それが密封された状態でちゃんと保たれれば、衛生面は保たれるものと、今、考えているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　避難所に行ったら、最初にトイレを使えなくするんですよね。だけれども、する人はしちゃうんだよね。ダメだよって言っても、やる人は１人、２人いるもんで。そのときに、衛生面というか、そういうことと、それから、菌を除去する、まあ、水道課にはあると思うんですけれども、次亜塩素酸ナトリウム、これなんか、そういう避難所とか、防災倉庫ですか、そういう面に少し置いておけばいいのかな。

あと、課長、ブリーチ、ブリーチって言っちゃいけないか、漂白剤、ありますよね。家庭の漂白剤、あれにこの次亜塩素酸ナトリウム、これ入っていますんで、１リットルの水に対してキャップ１杯入れれば、大体菌が死ぬような感じになりますんで、そういう面も、少し入れといたほうがいいんじゃないか。家庭だったら、すぐ取れるというか、あるもんですからね。皆さん持っていると思うんですけれども、そういう感じにしてはいかがと思うんですけれども、お考えを伺いたい。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

議員がおっしゃられるように、次亜塩素酸とか、その辺に関しまして、運営に衛生が保てるような形で考えていきたいと思います。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

それでは、次にまいります。

災害時に起こる避難所のトイレ事情のということで、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄、一人１日５回、７日分の計算で、１人当たり35回分の備蓄が推奨されていますが、避難所の備蓄状況をお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

避難所の衛生環境を良好に保つため、簡易トイレは必要不可欠でありますので、町内７か所の避難所に備蓄しております。

備蓄の状況につきましては、防災課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

町内７か所の避難所における簡易トイレの備蓄状況は、ラップ式トイレが36台、２万1,000回分、カーテンでプライベートを確保する組立て式トイレのベンクイック、これ商品名になりますけれども、が７台、５万6,000回分、パネルでプライベートを確保する枠組み式のエマーレット、こちらも商品名なんですけれども、が１台のほか、サニタクリーン組織

用セット、１万回分、合計で８万7,000回分を備蓄しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　これで、町の、話がトイレですらかね、避難所の、避難した方々のトイレは賄えるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

災害の、大規模災害時の、完全に水が止まったという状態の中でこちらが利用される形になると思います。水が生きているという、下水道施設が生きているという状況であれば、湊の南伊豆中辺り、南中小はそのまま使えるという形になりますので、完全にトイレは使えないという状況の中でこちらを使う形で、十分に確保しているということで考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　最悪のことを考えなければいけないですよね。私、いつも最悪のこと、こういうトイレとか避難所とか最悪のことを考えて、最大限のことを備えなければと思っているんですよ。ですから、この８万7,000、いやー、すごいなと思うけれども、7,000人ですね、約、住民が。みんな避難していましたということで、１日５回、この数字じゃちょっと足りないんじゃないかなと思うんですけれども、今後増やすという考えはありますか。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

7,000人ということで、全町民が避難したパターンだと思いますけれども、そのケースも当然あると思います。５回分ということで、もう、多分１日で終わっちゃう形になります。

いろんな想定がありますので、これを１日５回、８万7,000回、例えば10日分、10日間、全然もう駄目だったという形の場合について、それを十分という形で、この数に関しては十分ではありませんけれども、いろんなケースの考えの中で整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　行政にばっかり頼るわけにはいかないんです。ですから、我々住民もいくつかストックしておく、そういうことも大事じゃないかと。そういう協力体制もつくったほうがよろしいんじゃないですかね。どう思いますか。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

議員がおっしゃられるように、自助・公助の考えで町民の方が動いていただければ私どもも助かりますので、そのような、多分、私もそうですけれども、簡易トイレは持っております。そういった形で、町民も考えていただければ、まちのほうも助かると思いますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　広報なんかでちょっと知らせてというか、協力のお願いとか、そういうものをやればよろしいかと思います。誰も反対する人いないと思いますよ。車に２つとか３つとか、10でも20でもいいんですけれども、積めるだけ積んどくとか、そういうことも大事かと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、多様なニーズの対応ということでご質問させていただきます。

東日本大震災などでは、避難所、学校の体育館などのトイレが和式かつ段差があるケースが多く、足腰の弱い高齢者が姿勢を維持できず、四つんばいにならざるを得ない事例があったと、尊厳が損なわれる事態が発生しております。

女性への配慮や段差の解消、手すりの設置、障害者や高齢者が優先的に使用できる多目的トイレの確保が必要ではないでしょうか。

避難所のトイレ環境はどのような状況でしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

災害時の指定避難所である、旧南崎認定こども園、南伊豆中学校、南伊豆東小学校、南中小学校、南上小学校、旧三浜小学校、三坂防災センターの７か所のうち、南伊豆中学校と南上小学校を除く５施設に多目的トイレを設置しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　あるということですね。確認できました。

それと、南崎保育所ですけれども、保育所というんですか、前の認定こども園、取壊しということですけれども、体育館のほうにまた新たに造る計画というのがあるんでしょうかね。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えいたします。

旧南崎こども園の解体について、校舎側は解体しますが、体育館が残りまして、今回も、避難につきましては、避難所として開設しまして、校舎のほうは使えないんですけれども、体育館のほうはトイレも使えるということで、トイレがありますので、そちらを利用して、避難所の方に利用していただいております。

多目的のトイレについても体育館のほうにございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、３のトイレカー導入の考えということでお聞きします。

内閣府などのガイドラインに基づき、各自治体独自のトイレ確保、管理計画を策定する動きが広がっております。

静岡県の避難所マニュアルでは、トイレ環境の改善を最優先課題とし、断水・停電時でも機能する携帯トイレの備蓄、洋式化の推進、女性視点での安全・衛生確保、これには男女別トイレ、また明るさとか防犯が定められております。

災害時には、食べ物や飲物と同じか、それ以上に出すものへの備えが、健康と尊厳を保つために必須の対策ではないでしょうか。清潔なトイレを設置することで、高齢者や障害者、女性、そして子供たちが使いやすい環境を整える取組が必要ではないでしょうか。

給排水やプライバシーが確保されたトイレカー導入のお考えを伺います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

避難所における良好な生活環境を確保する上で、簡易トイレの備蓄は重要であることから、先ほど答弁いたしましたとおり、町内の避難所には組立て式の簡易トイレ等を配備しておりますので、一定の期間、避難所を衛生的な環境に保つことができる状況にあるものと考えております。

トイレカーにつきましては、トイレカーのメリット・デメリットを研究し、今後予定される小学校統合に伴う避難所の再編などと併せ、避難所の機能強化も考慮した上で導入について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　今でしたら、トイレカー導入ですか、国から補助金が50％、半分出るということですよね。要するに、購入するチャンスではないかと私は思っているんですよ。

この間、東伊豆町が導入したトイレトレーラー、これは平時と災害時どちらも使用できるタイプと聞いております。日本で初めて国が認証した車両だということです。トレーラーには洗浄機能がついた男女２基ずつの様式トイレが設置されていて、災害時の避難所や地域のイベントなどで活用が期待されるということでございます。

早い話が、無駄なく使用できるということでございますので、ぜひ、検討と言わず、購入に向けてお願いしたいと。

南伊豆で言えば、ふだん、例えば湊の逢ヶ浜ですか、それとか伊浜の夕日ヶ丘展望台、これにも使えるのではないかと思いますので、また、有事には、この避難所に設置、それとほかの自治体が困っているときに貸出し、助けることができる。お互い様ですので、ぜひ検討をお願いしたいと思いますので、お願いします。

次にまいります。

ごみの減量と資源化についてお伺いします。

まず、現状の認識と目標達成度ということで、過去５年間のごみの排出量とリサイクル率の推移をお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

過去５年間のごみの排出量につきましては、昨年度集計が出ていないため、令和２年度か

ら６年度までの実績となりますが、令和２年度3,603トン、令和３年度3,506トン、令和４年度3,539トン、令和５年度3,276トン、令和６年度3,162トンであり、令和２年度以降、おおむね減少傾向で推移しております。

一方、リサイクル率については、令和２年度14.3％、令和３年度13.5％、令和４年度13.7％、令和５年度20.7％、令和６年度43.9％でありまして、令和５年度以降、リサイクル率が大幅に上昇に転じた要因は、令和５年12月から、オリックス資源循環株式会社と一般廃棄物処理委託契約を締結し、令和５年度は249トン、令和６年度は1,000トンを同社で処理したことによるものです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　リサイクル率が上がったということで、大変うれしく思います。環境にも大変優しいのかなと思っております。

そこで、次に、廃棄物ゼロや具体的な削減目標、到達状況、そういうものがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和３年度において、ごみの減量化及び再使用・再生利用の実効性を確保することを目的に策定したごみ減量化・資源化推進ロードマップでは、令和元年度の可燃ごみ量3,120トンを令和８年度までに2,087トンに削減し、リサイクル率では14.3％から25.4％とする目標値を設定しております。

可燃ごみの減量化・資源化については、これまで紙類・古着など、拠点回収やオリックス資源循環株式会社への処理委託により事業の推進を図っているところでありまして、令和６年度実績では、可燃ごみが2,676トン、リサイクル率は43.9％となっており、可燃ごみの目標達成率では77.9％にとどまりましたが、リサイクル率は目標を大きく上回っております。

また、ごみの減量化ロードマップを策定する際に行った可燃ごみの組成調査では、生活系ごみ及び事業系ごみの約８割を生ごみ・紙類・プラスチック類の３品目が占めていることから、今後、当該３品目について重点的に減量化・資源化を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　詳細なお答え、ありがとうございました。

そこで、今、生ごみというお話がありましたけれども、この生ごみの、私、コンポストの購入補助制度ということでお聞きしたいんですけれども、生ごみの約８割は、80%、これは水分で、徹底した水切りとコンポスト等の活用で、重量を５分の１から７分の１に減量・資源化可能ではないかと。

コンポストの主な種類は、設置場所と分解方式、これによって、野外と、それから屋内にあるんですけれども、設置型とか、回転式、地上、地中、キエーロとかいろいろあります。

屋内のほうでは、密閉とか、バッグ式、電動式とか分類されるんですけれども、庭がある場合、大容量の設置型とか、マンションでは、密閉式やバッグ式が適しておると。要するに、ライフスタイルに合わせることが重要ではないかと思うんです。

家庭ごみでの減量とリサイクルを推進し、環境負荷の二酸化炭素削減にも貢献できるのではないかと思います。

そこで、一般廃棄物中の生ごみですか、処理にかかるコストを教えていただけますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和元年度の組成調査における生ごみの割合により、令和６年度のごみ量実績から生ごみ量を推計すると、可燃ごみ総量2,676トンのうち、生活系ごみ630トン、事業系ごみ219トンが生ごみと見込まれ、本町が処理委託するオリックス資源循環株式会社における処理単価により生ごみの処理コストを算出すると、年間5,000万円と推定いたします。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　コストが分かりました。年間約5,000万円ということで、生ごみの減量、またこの資源化を目指して、家庭用の生ごみ処理コンポストの購入の補助制度があるのかないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

可燃ごみの量がごみ処理経費に直結する状況の中で、可燃ごみの８割以上を占める生ごみ・紙類・プラスチックの減量化は、喫緊の課題であると認識しております。

こうしたことから、キエーロという黒土中の微生物の力を利用し、生ごみを分解・消滅させる処理方法の推奨に加え、生ごみの水切りなど、可燃ごみの減量に関する啓発活動を継続しております。

ごみの減量化や資源ごみの分別などにつきましては、住民の皆様の御協力が不可欠でありますので、これまで以上の啓発活動に取り組むほか、低コストで開始できるコンポスト等の購入補助についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　私も、今、土中コンポストというんですかね、土の中に埋めて、生ごみをその中に入れて分解しているんですけれども、私、皆さんご存じのように、清掃センターの横にいますし、家が建っていますけれども、その横で、まあ、このくらいのやつですかね、土の中に４つ埋めて、全部で４つ、順番に入れていくんですけれども、そうすることによって、この２か月間、まあ、２か月前から始めたんですけれどもね、１回も生ごみを出しておりません。堆肥になりますから、畑でも果樹でも持っていけばいいのかなというふうに思っております。

かなり早く、先ほど言ったように、分解されますので、ぜひ、住民の皆さんにこのコンポストの補助、昔あったんですけど、なくなりましたんで、やれば行政コストも削減されるのかなと思いますので、ぜひ、前向きに検討をお願いします。

次に、プラスチックごみの回収ということでお伺いします。

安い・丈夫・軽いなどの利点から、私たちの生活に欠かせないプラスチック製品ですが、その多くが使い捨てされています。ごみとして燃やせば、CO_2を排出するだけではなく、資源の無駄遣いや大量ごみ問題の要因ともなってしまいます。プラ製品の原料である石油には限りがあります。今も大変困っています、日本は。

また、ポイ捨てなどで適切に処分されなかったごみが海に流れ込んでおります。2024年４月施行のプラスチック資源循環促進法を受けて、政府が2025年までに分別の容易化を目指していた中、本町はどのような対応を取ってきたのかお答え願います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、全ての事業者、自治体、消費者が相互に連携しながらプラスチック製品の設計・製造から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で資源循環を促進することを目的としており、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒに、リニューアブル、これは再生可能ということですけれども、これの概念が新たに盛り込まれております。

これまで本町では、容器包装プラスチックなどの分別について、南伊豆地域広域ごみ処理事業における広域ごみ処理施設の建設に併せ、１市３町による取組を想定していたため、同事業から撤退した現時点において本町独自の対応はとっておりません。

今後は同法の目的や国の動向、他自治体の先進事例などを踏まえ、費用対効果や住民負担の増加を最小限とすることを念頭に置き、持続可能で効率的な仕組みの構築について検討してまいたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　よく、昨日もちょっと見たんですけれども、容器とか裏のほうに、ちょっと見ると、「プラ」と書いて矢印が書いてあるんですね。パンでも何でもそうなんですけれども、そういうものを見ると、何で町は回収しないのかなという疑問が湧いてきまして、子供たちを見てもそうなんですけれども、ただ捨てるだけ、もったいない話で、もともとは石油じゃないですか。日本というのは石油がほとんどないもんで、であるならば、回収して、また再利用して、自分たちが使えるようなものにすればいいのかなという考えの下で質問させてもらったんですけれども、今後、プラ製品の回収、ある企業というか、ところはやっていると思うんですけれども、今後、学校のほうでも子供たちに、要するに、こういうものがあるよ、もし、町と連携して、回収して、結局は家庭のほうへ言ってもらって、無駄のない社会をつくっていただきたいと思うんですよ。その辺、教育長は、リサイクルでもそうですけれども、子供の教育というんですかね、そういう面に対してはどのように思っているのか、もし、意見がありましたら。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃるようなこと、例えば、リサイクルのマークのついたもの全てをやっているということはありません。ただ、アルミ缶ですとか、乾電池ですとか、そういったものについては、どの学校も実施しております。ただ、それをもっと大きなものに広げようということになりますと、今後、また議論も重ねていかなければならないかなというで、実際には行われていると認しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　アルミ缶とか、ほら、そういうものは子供たちのお金になって、子供たちの活動費とかになっていくんですけれども、このプラ製品というのは、なかなかそういう面では難しいのかなと思っております。

ただ、学校でやってみようという姿勢があれば、家庭でも、また、やる気というんですかね、そういうものが違ってくるんかなと思いますので、もし、連携がうまくいったら、ぜひ、子供たちにも、リサイクルですか、そういう面で教育というか、教えをお願いしたいと思います。

次に、３方を海に面した南伊豆町として、海岸への漂着ごみ、それからマイクロプラスチック問題に対してどのような対応をしてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町では、令和元年10月に、海の環境を守り、次世代へと美しく恵み豊かな海を引き継いでいくため、海域・陸域一体となった海岸漂着物対策についてまとめた南伊豆町海岸漂着物対策アクションプランを策定し、関係機関や地域住民と連携した取組を推進しております。

また、町内の海岸漂着物につきましては、静岡県の海岸漂着物対策事業費補助金を活用した業務委託等により適宜適切な処理を実施するほか、マイクロプラスチックを含む海岸漂着物対策につきましては、沿岸地域に限らず、全ての地域における共通課題と捉え、町内で行われる海岸清掃や出前講座などへ職員を派遣するなど、海岸漂着物を減らすための啓発活動に継続して取り組むなど、良好な海岸景観及び海洋環境の保全に努めております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　要するに、魚とか、そういうものの体内にマイクロプラスチックが入りますと、食物連鎖の上位にいる人間がどういうことになるかというと、要するに、炎症とか免疫機能の低下が心配されるわけで、そういうことも血液中や細胞から検出されているということでございますので、プラスチックに関して、先ほど言ったように、リサイクルのほうも一生懸命やっていただきたいと思います。

次に、時間がないものですから、ＲＳウイルス感染症についてお伺いします。

このＲＳウイルス感染症に対する認識、まずお聞きしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

ＲＳウイルス感染症は、ＲＳウイルスによって引き起こされる呼吸器感染症で、乳幼児に多くみられ、特に生後６か月未満の乳児では重症化しやすく、気管支炎や肺炎を引き起こすことがあるほか、成人では高齢者や基礎疾患を有する方における重症化リスクが懸念されております。

また、予防には、手洗いやうがい、咳エチケットなどの基本的な感染対策が重要であるほか、近年では重症化予防を目的としたワクチンの活用が進められているところであります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　要するに、先ほど町長おっしゃった高齢者の重症化リスク、この周知はどのようになっていますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

60歳以上の高齢者及びぜんそくや慢性閉塞性肺疾患などの慢性呼吸器疾患、慢性心疾患や糖尿病などの基礎疾患がある方がＲＳウイルスに感染すると、肺炎の発病や基礎疾患の増悪など、重篤な症状につながる場合があるものと認識しておりますが、現時点でＲＳウイルス感染症に特化した重症化リスク等に関する周知は特段行っておりません。

一方で、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症で実施してきた感染症対策が、ＲＳウイルス感染症についても有効となりますので、広報紙や町ホームページなどにより適時適切な注意喚起に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　次に行きます。

任意接種費用の自己負担の軽減、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

現在、高齢者のＲＳウイルスワクチン接種は、予防接種法上、任意接種の位置づけとなっており、令和７年７月末時点のデータでは、全国で７市町が高齢者に対する接種費用の助成を行っている状況でありまして、令和６年３月には、国の厚生科学審議会（予防接種基本方針部会　ワクチン評価に関する小委員会）において、ＲＳウイルスワクチンの定期接種化に向けた検討を、乳幼児と高齢者に分けてスタートしており、今年度から、妊婦へのワクチン接種が予防接種法に基づく定期接種に位置づけられ、本町でも接種を開始しております。

一方、高齢者につきましては、疾病負荷に関するデータが乏しく、情報収集の手法を含めた整理が十分な状況にないことから、定期接種化は一定の時間を要するものと聞いております。

本町では、国の審議会による定期接種化の動向を注視しながら、他市町の動向について調査研究を継続することとし、現時点で費用助成は考えておりません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君。

〔６番　宮田和彦君登壇〕

○６番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

最後、「みなみの桜と菜の花まつり」について、「夜桜流れ星」の継続、これに関して、単発のイベントではなく、持続可能な観光施策としての定着を目指す考えはありますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

「第28回みなみの桜と菜の花まつり」において、町制施行70周年記念イベントとして10年ぶりに開催した「夜桜流れ星」には、３日間で5,000人を超えるお客様にお越しいただき、メディア各社でも取り上げられるなど、町内外の多くの皆様から好評をいただいたところであります。

先日開かれた「みなみの桜と菜の花まつり」実行委員会では、「夜桜流れ星」について継続を希望する声があった一方で、費用対効果を分析する必要があるなどの意見があり、次回以降の開催について結論には至らなかったと聞いております。

本町では、今後も、「みなみの桜と菜の花まつり」を支援してまいりますが、「夜桜流れ星」の継続については、実施主体である同委員会の決定を尊重したいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君、時間です。

○６番（宮田和彦君）　以上をもちまして、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君）　宮田和彦君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

休憩　午前１０時４６分

再開　午前１０時５５分

○議長（比野下文男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　黒　田　利貴男　君

○議長（比野下文男君）　４番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　おはようございます。

さきの台風６号については、職員の皆さん方も避難所開設等ご苦労さまでございました。

幸いにも、当町においては大規模な災害もなく済みましたが、近隣ではやはり被害があったようですので、今後も防災対策、しっかりとやっていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一般質問、冒頭なんですが、５月12日に当町へ静岡県教育長である前澤教育長が来庁いたしました。そのときの目的、それと概要についてです。少しお話を伺えればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

まず、本来の目的は、下田市のコンビニエンスストアと下田の給食の関係のコンビニの商品を提供していただくという協定か提供式か何かがあるので来た、言っちゃうと、ついでみたいな形でこっちに立ち寄ったというのが本来のところです。

30分、40分くらいですか、教育長と私とで対応させていただきまして、お話をしました。

その中で、いろいろとお話をしたんですけれども、結論で言うと、グランドデザインをしっかり推進していく、これが答えです。

そして、その２日後ぐらいですか、朝のＮＨＫのニュースの番組の中で、賀茂地域の高校の再編について報道がありまして、その中で、南伊豆分校は廃校だということが言われたということは、ちょっと県も慌てていろいろと動いてきているのかなというふうに感じたところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　分かりました。

ついでみたいな形でもあれ、下田高等学校南伊豆分校の件についても、少し話があったといった中で、前澤教育長は、４月26日の中日新聞の報道で、私立校が行わないような専門的な実学系教育にも力を入れていきたいと発言をしておられるんですね。

そういった中で私どもが出した意見書であり、要望書であり、これまでは閉校反対運動という形でやってきたわけですけれども、これからの方針としては、県教育改革方針に合致した新教育モデルの提案というものへ軸を移したほうが県を動かしやすい段階に、今現在、入っているのではないのかなというふうに私は捉えております。

また、その中で一番問題となるのはですね……

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君、これは一般質問以外です。一応これは関係ない話です。

○４番（黒田利貴男君）　恒常的に財政が厳しいという、負担が負えないというところがあると思いますので、そこら辺も加味して、今後、いろいろ動いていかなければならないのかなというふうに私は思っております。

それでは、一般質問のほうに入りたいと思います。

まず、質問件名の１番目、地域内交通の確保についてお伺いをいたします。

私は、地域内交通の確保について、近年、全国的にバス路線の縮小やタクシー事業者の減少、さらに運転手不足などにより地域住民の移動手段の確保が大きな課題となっています。

特に高齢化が進む地方では、買物や通院など、日常生活に必要な移動が困難になる、いわゆる交通弱者の問題が深刻化しています。南伊豆町においても高齢化率が高く、公共交通の利便性が十分とは言えない地域も多くあります。

そのような中で、今回、伊豆地域公共交通活性化協議会において、地域にある交通資源を活用した新たな交通の可能性を探る調査が行われました。これは、県を中心に、本年１月21日から29日まで行われた実証実験でございます。

この調査では、宿泊施設や観光施設などが保有する送迎車両を地域交通として活用できないかという視点から、賀茂地域の事業所を対象にアンケートが実施されています。調査結果では、送迎を実施している事業所があり、また、条件が整えば地域住民との混乗が可能とする回答も一定数ありました。

さらに、南伊豆町内では、小稲地区から役場周辺や商業施設への移動を想定した実証実験も実施されています。この実証実験では、１日３便の運行で７日間実施され、平均で１日およそ９人程度の利用がありました。利用者アンケートでは満足度も高く、今後も利用したいという回答が多かったとされています。また、支払い意思額については、100円から200円程度が多い結果となっております。一定の需要があることが示されたと考えられます。

このような結果を踏まえ、地域交通の確保は、今後の南伊豆町のまちづくりにおいて非常に重要な課題であると考えます。

そこでまず伺います。

南伊豆町における地域交通の現状と課題について、まちはどのように認識しているのかお伺いをします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町の地域公共交通は、株式会社東海バスが運行する路線バスに限定されており、人口減少の進行に伴う公共交通空白地域の増加や、１日の運行本数の減少など、高齢者や運転免許を保有しない方々にとっては、生活に支障を来すレベルであると認識しております。

公共交通の現状の詳細、本町が独自に取り組む施策、町内で行われた実証実験につきましては、企画課長から説明させます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　企画課長。

○企画課長（平山貴広君）　お答えいたします。

本町の公共交通は、町内にタクシーの営業所がなく、下田市の営業所からの配車に依存しているため、下田市へ向かう路線バスが基幹となっております。

町では、現在、廃止路線の代替路線として、10系統の自主運行バスを運行しておりますが、人口減少・高齢化により、利用者数は、令和４年度の９万7,782人から、令和７年度には７万4,323人にまで減少しております。

また、令和６年度における平均乗車密度は、最高値が下田駅、吉祥経由・伊浜線の4.2、最小値が下賀茂、吉祥経由・子浦線の0.3で、路線によるばらつきが大きく、この0.3の路線は、県補助金の基準となる0.5を大きく下回っております。

この状況を受け、当町の路線バスの現状は、１日に２から３本程度しか運行されない地域や全く運行されない地域が存在するなど、利便性の低下と地域格差が顕著になっており、加えて、運転手不足により、その維持が困難になりつつあるため、路線維持に係る補助金支出が大きな財政負担となっております。

また、公共交通空白地解消対策として、青野・一條地区を対象に、なのはな号の定時定路線運行や、路線バスの利用促進策として、高齢者の通院支援、高校生通学費補助等の実施、町内全ての小学生が無料でバスに乗車できるハッピーライドプロジェクトの周知などを行っておりますが、固定費の増加等に伴い、財政運営が難しくなっている中、これらの持続性と免許を返納した後の移動手段を懸念される方の慢性的な不安をいかに払拭するのかが課題であると認識しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　今のお話を聞いても、かなり利用者数が減ってきているというのがある中で、今回の調査では、宿泊施設などが保有する送迎車両の活用についても検討がなされています。観光地である伊豆地域には、多くの宿泊施設があり、それぞれ送迎車両を保有しているケースも少なくありません。これらの車両は、特定の時間帯には利用されていない場合もあり、地域交通の資源として活用できる可能性があります。

しかしながら、調査の中では、制度上の制約、事故時の責任の問題、運行主体の問題、運転手の確保、費用負担など、いくつかの課題も指摘されています。特に、行政や関係団体が主体となった体制づくりが必要であるとの意見も出ているようです。

そこで、伺います。宿泊施設などの送迎車両を活用した地域交通の可能性について、町はどのように考えているのか、また、その実現に向けて、町として検討していることがあれば、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

宿泊施設の送迎バスや車両を地域の公共交通に活用する試みは、国の交通空白地域解消に向けた取組の一環として進められており、まちでも、以前、宿泊施設を対象に意向調査が行われましたが、活用に対する前向きな回答は１者のみでありました。

その理由として、宿泊施設自体が深刻な人手不足に陥っており、送迎業務に人員を割く余裕がないこと、既存の運転手も高齢化が進み、地域の運行まで手が回らないこと、事故の際の責任など安全管理面の責任が宿泊施設に重くのしかかることのほか、車両のメンテナンス、燃料費、運行管理者の配置など、新たな費用と事務負担の発生が見込まれることなどがあるものと推察しております。

以上のことから、宿泊施設等の送迎車両を活用した地域交通の実現可能性については、現時点では具体的な検討は行っておりませんが、今後も国の動向や先進事例等の情報収集に努め、本町が実施する既存の公共交通施策も踏まえた中で、問題解決に向けた検討は続けてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　今の町長答弁の中には課題認識や検討という言葉はありましたが、住民にとって重要なのはいつどうやって実現するのかです。今回、小稲地区で実証実験を行い利用実績もあり満足度も高かったにもかかわらず、本格運行の時期や方向性が示されておりません。

そこで、伺います。今回の実証実験を単なる調査で終わらせず、本格導入に向けた工程表を示す考えはあるのかお伺いをします。

○議長（比野下文男君）　企画課長。

○企画課長（平山貴広君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今年の１月に静岡県も加盟する伊豆地域公共交通活性化協議会、こちらが主催となり小稲下賀茂間で行われた実証実験についてでありますけれども、この実証実験の期間が実質７日間と短期間でかつ平日限定であったこと、無料での送迎であったこと、事業実施の周知がし切れたとは言えなかったこと等を踏まえると、一概には言えませんが、手石湊地区から下賀茂地区への直接的な路線がないためなのか一定の需要があったこと、利用者が特定の地域に偏っていたこと、また飲食店を営む方からは今回の運行により徒歩圏の顧客が下賀茂地区に流れてしまうことを懸念する意見など有益な情報を得ることができた実験であったと認識しております。

一方で、実施後のアンケートでは、負担希望額については100円から200円と回答した方が利用者の８割程度に上ったとのことでありましたけれども、持続可能性を考えますとタクシー料金の７割ないし８割程度を負担していただく形ではないと持続といった形は難しいものと認識しております。

また、今ちょうど東海バスさん、自主運行バスも踏まえた乗降調査のほうを行っておりまして、先ほども答弁したんですけれども、県の補助金のラインとなる0.5を下回っている路線も多分にございます。こちらのほうを減便するないし何かしら手を加える形で財政負担を軽減する形を取るといったことを考えた場合に、その際の代替としてどのようなものをニーズとして町民の方が持っているかという調査を併せてその時点で行うことができれば、そのニーズに対応した足の確保というものを次に研究等していく必要があるものと認識しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　今、答弁あった中でその方式となるのが、ライドシェアなのかデマンド型交通なのか、それとも地域共助型交通になるのかといった中で、町として今後の地域交通をどのように維持確保していくのかというのが大きなテーマになってくるのかなというふうに思います。

また、ほかの方法として新しい交通の仕組みについて検討する必要があるかと思うんですが、今現在そういったことについて、どのように考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

本町における地域交通につきましては、さらなる人口減少が予想される中、現行のサービスを衰退させることなく維持させるための取り組みと並行して、新たな交通手段についての検討が必要であると私も考えております。

これまでの本町の取組やこれから公共交通維持に関する基本的な考え方については、企画課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　企画課長。

○企画課長（平山貴広君）　お答えいたします。

本町では、輸送事業について、青野、一條区民を対象とした自家用有償旅客輸送「なのはな号」の運行、介助が必要で通常の交通機関を単独利用することが困難な方を対象としたボランティア輸送事業、無医療地区等の患者を町内の医療機関へ送迎する患者輸送バス事業や、補助事業では町民の生活交通確保のため、廃止路線の代替路線として自主運行バス事業を実施するための路線バス維持事業補助金、高等学校等にバスを利用して通学する生徒を扶養する保護者の経済的負担の軽減を目的とした高校生バス通学補助金、65歳以上の町民が下田メディカルセンターへの通院を要したバス料金の半額を助成する高齢者通院費助成、障害者手帳所持者のタクシー初乗料金を助成する重度心身障害者タクシー利用料金助成など、様々な交通施策を実施しております。

また、これらの施策に係る令和６年度の総決算額はおよそ7,900万円で、そのうち路線バス維持事業補助金は、利用者の減少に加えて物価高騰による燃料費の高騰もあり6,268万円に上っております。

人口減少や高齢化、核家族化が進み、地域間での助け合いが昔と比べ難しくなっている中で、今後の地域交通をどのように維持していくのかを考えるに当たっては、まずは住民のニーズを再度的確に把握し、患者輸送バスを買い物需要にも活用できないかなど、多額な支出となっている既存施策の見直しによる対応を検証する必要があると考えております。あわせて、民間事業者による移動販売事業の実施日や取扱い品目の拡充が可能なのか、医療機関による送迎回数の拡大ができないかなど、福祉政策や地域政策の観点からも先方と相談することも重要であると思います。なお、検証の結果、課題解決のためにはライドシェアなどの新たな仕組みを導入する必要があるとなった際には、事業の持続性を最優先に検討する必要があると考えております。

現在、静岡県地域公共交通活性化協議会では、新たにライドシェア専門部会が設置され、広域での共同利用型による公共ライドシェアプラットフォームの構築に向け、本年10月頃より一括管理の試験試行が実施されると伺っておりますので、この動向に注目してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　今いろいろあったわけですけれども、教育のところについてはこの後の質問のほうでやろうと思うんですが、まず、いろいろ話を伺った中で重要となってくるのは、財源の確保であろうかと思います。地域交通は必要であっても、最終的には財源がないで止まりやすいというのが現実です。しかし、町民の生活交通はインフラです。道路を整備するのと同様に移動手段も生活基盤であります。

そこで、伺います。国や県の地域公共交通関連補助金、地方創生交付金、実証事業支援などを活用し財源確保を進める考えはあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　企画課長。

○企画課長（平山貴広君）　今議員の言われたことにつきましては、すぐにここで軽々にやりますとかという形の返答は難しいところなんですけれども、今言われたことを踏まえた形で今後研究という形で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　あまり突っ込んだ質問はしないようにするんですけれども、先ほどの答弁の中で高齢者福祉関連と位置づけるのかという話があったんですけれども、その中で高齢化が進む中で交通がなければ買物難民、通院困難、免許返納後の孤立が進んでくると、先ほど町長の答弁にもあったとおりですよね。これは交通政策であると同時に福祉政策であります。

そこで、伺います。地域交通を単なる交通政策ではなく高齢者福祉、定住政策として位置づける考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　企画課長。

○企画課長（平山貴広君）　お答えいたします。

持続可能な地域交通の確保の取組につきましては、町の全体予算を見た中で人件費や委託料、光熱水費等の固定費の増加や水道施設をはじめとするインフラ施設の更新時期到来等に伴い一般財源の捻出が難しくなっている財政状況を鑑み、町が多額の損失補塡を行う従来の形態を改め、実際に運行するにはこれぐらいの料金を頂かないと持続可能な運行にならないというような応能応益の原則について、地元の方と十分なコミュニケーションを取り、ご理解をいただいた上での事業計画を立てることが肝要だと考えております。

また、先ほど議員言われたように、福祉的なもの、目的が買物という支援であるならば、それ相応の負担をいただく形の設定を、福祉の中で通院、医療系のものであるならば、負担は安価にといった形のそれぞれの目的に則った政策を考えていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　今までいろいろ聞いてきた中で、この問題は行政が主体にならなければならない問題ではないのかなというふうに思います。

この実証実験の調査の中でも、資料の中でも、宿泊施設など民間資源の活用可能性が示される一方で、責任の所在や制度の整備、運行主体が課題とされています。つまり、行政が中心にならなければ前に進まないということです。

そこで、伺います。民間任せではなく、南伊豆町が主体となって制度設計や調整役を担う考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　失礼しました。お答えいたします。

この公共ライドシェアを含めて高齢者の足、それから交通無医地域等、交通の脆弱な地域等に対して、昨年も私のほうから企画課のほうにはちょっと調査をしようよと、南伊豆町34地区ある中で、どの地区の方たちがどのような車が出たら、足が出たら便利に使っていただけるのかと。ただやみくもに出すことによって、実際に私たち賀茂広域連携の中、１市５町の中、それから伊豆半島７市６町首長会議の中でも正式な議題じゃないんですけれども、いろいろと雑談の中でライドシェア等の話が出るんですけれども、やはり成果を求めなきゃならないと。ただ、車を出すことによって赤字がどんどん増えるんであれば、それだけのやるだけの価値があるかというところも踏まえて、今実証実験をやっている、実証実験というか実際に運行している自治体さんの成果を見ながら、ほかの７市６町の中でも広げていこうかというところもあります。

町としても、今どのようなニーズがあるのかというところを調査しながら、これはちょっと時間かかろうかと思いますけれども、一番適切な形でやっていかなくてはいけない。そのためには、国の施策の中の集落支援員ですとか、様々な施策もうまく活用できるかというところも検討していこうということで、企画課とは今そういう状況であります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

前の自分がこういった似通った一般質問をやったときの答弁が、まさにその調査をやりたいと、これから検討していきますという答弁があったんですけれども、そこから何ら動いていないというような感覚で捉えていたもので、今回こういった質問をさせてもらったんですけれども、この地域交通の問題というのは単なる移動手段の問題ではなく、地域で安心して暮らし続けられるかどうかという生活基盤の問題であると考えます。

特に南伊豆町のように高齢化が進む地域では、交通政策は福祉政策や地域政策とも深く関わる重要なテーマです。ですので、今後もしっかりと検証、そういったこともしながら前向きに進んでいってもらいたいというふうに考えています。

次の質問にいきます。

中学校統合後の通学実態検証と今後の小学校統合を見据えたスクールバス通学支援改善に

ついて。

中学校統合後の通学実態の検証、そして今後予定される小学校統合を見据えた通学支援の改善について質問をいたします。

南伊豆町では、令和８年４月に中学校統合が実施されました。統合そのものは既にスタートしており、今重要なのは統合して終わりではなく実際に子供たちや保護者にどのような影響が出ているのかを検証し、改善につなげることだと考えています。

統合前からスクールバス運行地域やバス停までの距離、通学負担について不安の声がありました。特に自宅からバス停までの遠い地域、坂道や狭隘道路、悪天候時の安全性、部活動後の帰宅、保護者送迎負担など地域によって通学条件に差があることが指摘されてきました。

そこで、まず伺います。令和８年４月の中学校統合後、町は各地域における通学時間、自宅からバス停までの距離、安全面、保護者負担などについてどのような実態把握と検証を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

新たな南伊豆中学校生徒の通学の状況についてですが、学校から２キロメートルまでは徒歩、２キロメートルから４キロメートルまでは自転車、４キロメートルを超える場合はバスでの通学を基本としております。

学校では、通学に自転車を利用する場合には自転車による通学の届出を求めており、そのほかは聞き取りとなっておりますが、徒歩による通学が44人、自転車17人、バス71人、そのバスうちのそのうちスクールバス乗車が28人となっております。

また、これらのほかに２キロメートルから４キロメートルまでに該当する生徒のうち、実費負担によりバスで通学する生徒が２人、保護者送迎２人、徒歩２人となっております。

教育委員会では、今回の統合に合わせて南伊豆町立小中学校児童生徒の通学費補助規程を改定いたしまして、中学校生徒については６キロメートルを超える場合に補助対象としていたものを、４キロメートルを超える場合に補助対象とすることとし、補助対象範囲を拡大しました。そのほか学校では、最寄りのバス停までの自転車通学も認める形としております。

補助対象範囲の拡大により新たな補助対象距離に該当するとなった生徒が８人おりました。

また、最寄りバス停までが１キロ以上ある交通困難区域からは、11人の生徒が通学しております。その内訳として、一條地区では、1.8キロメートルから2.1キロメートルの生徒が２人、青野地区では、1.1キロメートルの生徒が１人、上小野地区では、1.6キロメートルの生

徒が４人、青市地区では、1.9メートルの生徒が４人となっております。

これら実態把握をした上で、具体的な検証については現時点ではまだ実施しておりませんが、開校当初となる４月には、学校に加え、教育委員会事務局職員が生徒の通学の見守りを実施し、安全等の確認を行ったところであり、現時点における安全上の大きな懸念点や課題は認識されておりません。

また、保護者負担に関しましても、通学に実費負担を要するバス通学者については、その対象範囲の拡大及び通学定期または回数券の支給により、実質負担は伴わないという形にしております。

なお、統合準備の過程で課題となった一條地区の生徒の通学を支援するため、地元区において通学支援団体を立ち上げ、子供たちの通学の支援を行っていることについても把握しており、これらに係る経費の一部について町が支援することも協議させていただいているところであります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　いろいろ分かったわけですけれども、現時点で実際どうなのかというのが重要な問題であろうかと思います。統合後、保護者や児童生徒アンケートを実施して課題を公表するような考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

通学の問題に関しましては、今後検証を進めていくという形は取ろうと思っております。ただし、現状統合して間もない時期でもありますので、その他の諸問題も含めてどこから手をつけていくかというところで検討を進めているといった状況でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　子供たちのことなんで、ぜひともしっかりとそこら辺の検証もしながらどういう制度が一番いいのかということも検証していってもらいたいというふうに思います。

次に、伺います。

制度上スクールバス対象であっても、バス停までが遠い、実際には負担が重いという地域があれば、実態として公平とは言えないと思います。統合後の現状を検証した上で、必要に応じてバス停を追加であるとか、ルートの見直し、運行時間の改善を行うことが重要です。

そこで、伺います。中学校統合後に判明した課題を踏まえ、スクールバス運行区域や停留所配置の再点検、改善を行う考えはあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、統合協議において路線バスの乗車定員対策及びバス待ち合いの安全対策として導入することとされたものです。

現時点におきましては、スクールバス導入の目的に沿った形で運用されており、また、運用の仕方そのものについても適当であると捉えております。

また、スクールバス導入決定までの間に、バス運行事業者との間において路線バスの運行経路や方法についての協議も行ってまいったところではありますが、今回の統合に際してはこれまでとの大きな変更はなされておりませんでした。停留所配置につきましても同様に、バス運行業者により決定され、運輸局の許可を得た上での配置となっていることから、これまでの協議の中で変更されることはありませんでしたが、今後、小学校統合の協議を進めていく上で重要な協議案件となることと認識しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　ありがとうございます。

近隣で伊豆市のほうでは、子育て支援対策ということで通学補助を定めています。行政が場所を決めている義務教育でこの負担は不公平という菊地豊市長の熱い思いから、まず通学距離が片道２キロ以上の者に対して補助を行うと。その中でスクールバスだけじゃなくて、例えば徒歩で500メートル以上歩く生徒に年額3,000円、自宅からバス停までの距離がやはり500メートル以上歩く生徒の場合は年額3,000円、年２回支給をする。さらに片道という制度もあります。朝は自家用車で通学をする。帰りはバスで帰るという生徒の場合の、要は保護者送迎の場合のガソリン代の負担、そういったこともただ２キロという規定は変わらないんですが、金額も変わりません。やっているんですね。

そういった方式をやはりこの南伊豆町でも取っていかなければ、不公平感、要は保護者、

児童生徒の不公平感というものは、なかなか払拭はできないんじゃないのかなというふうに私は思っております。

そこら辺について、教育長のお考えまたは局長のほうのお考えあれば、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

伊豆市の事例につきましては、先日黒田議員からもご紹介いただきまして、教育委員会としても把握させていただいたところでございます。こちらについて今後教育委員会で検討していくかどうかというところも踏まえてですが、先ほどの企画課長からの答弁にもありましたとおり、町の財政負担等も考慮した中で、どの事業を優先してやっていくべきかというところを検討しながら、こちらについて検討を進めていくという形になろうかと思っております。

また、保護者あるいは児童生徒の公平感の点についてですが、こちらについても不公平感を抱く方というのは人それぞれの部分もあるかと思いますし、それが不公平なのか、不公平感なのかというところを、これもやはり意見を聴取した中で検討を進めていく必要があるのかなというふうに認識しておりまして、今後小学校の統合も含めて考えますと、やはりなるべく不公平感の是正、不公平の是正というのも踏まえた中で事業展開をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　そこら辺もやはり先ほどのアンケート調査的なものもしっかりとやりながら、これは児童生徒ばかりじゃなく保護者のアンケートもやはり同時に進めていく必要があるのかなと思います。

このスクールバスの支援策、これをもっと拡大するというのは現状はなかなか厳しいのかなというふうに自分は考えています。また、それをやることによって、なお不公平感が生まれてくる可能性もあろうかとは思います。であるならば、この伊豆市のようなやり方で保護者負担も減らしていくという方向性もあるのかなというふうに感じています。

さらに重要になってくるのが、今後予定される令和11年度の小学校３校の統合です。これはもう、ほぼほぼ決まりの話ではあろうかとは思っておりますが、小学生は中学生以上に、

体力差、安全確保、送迎負担、低学年配慮が必要になってきます。中学校統合で見えた課題を十分に検証しないまま小学校統合に進めば、同じ課題の拡大再生産になりかねません。

そこで、伺います。令和11年度予定の小学校統合に向け、中学校統合後の通学実態をどのように検証し、その教訓をどう反映させていくのかをお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

先ほどの保護者からのアンケート調査等々についてですが、まず学校とは何か会合を持ったときに保護者あるいは生徒たちからどんな意見が出ているかというのを常日頃集約できる形になっています。

その中で、１件だけ朝とか夕のバスの通るところが違うと。そこの方については、帰りにはうちの近くのバス停にまで来るけれども、朝は来ないよという中で、入り口のところまでの定期しか出していなかったんですね。そういうご意見をいただいたんで、帰りには使えるように回数券を渡しているという対策を取りました。なので、そういう意見が出てくれば、この初年度ですのでそういうご意見を頂戴したいなというところです。

それでは、先ほどの件にお答えいたします。

小学校統合の具体的な手法等につきましては、小中一貫教育の推進などとともに現在協議を進めておりますが、より具体的な協議というのはこれからスタートするところであります。

統合の具体的な手法の協議では、統合後の小学校の位置をはじめ、新たな学校での教育方針や通学の方法などを協議してまいりますが、統合後の小学校の位置の検討にあっては、通学のしやすさなども条件となってまいりますし、路線バスの運行形態などにつきましてもバス事業者との協議を行った上で、スクールバスの活用等も含めた登校の仕方について協議を行っていくこととしております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　今後協議をされていくといった中で、やはり小学生となりますと、とりわけ低学年を前提にした今までとは違う別基準の通学支援を設計する必要があろうかと思います。

そういったことも踏まえ、今後いろいろ協議をしていってもらいたいと思うんですが、現時点でそういったものをその中に盛り込むような考えはあるのかどうかをお聞かせ願いたい

と思います。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

教育委員会としては、まずは路線バスの活用が最優先というふうに捉えておりまして、ただいま審議をしております協議会の中でも東海バスさんに委員として入っていただいて協議に加わっていただいていると。これを継続して路線バスの活用についてどのような形で進めていけるかということが決まった時点で、その後のスクールバスですとかその他の交通手段について検討を進めていきたいというふうに捉えておるところでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　いろいろ今後検討していってもらいたいと思います。自分たちなんかのときは、幼稚園からバスに乗って、そのバス停までも親がついてくるわけではなく自分たちだけで歩いてバス停まで行って、そこからバスに乗って、帰りは先生が送ってくれるというのが、バス停まで送ってくれるというのがあったんですけれども。今の交通環境を見ている中で、親はどうしても子供の交通安全という部分が非常に心配になって、それで自分なんかからすると結構過保護だよねという思うようなところもあるんですが、子供の安全ということを一番に考え送迎をしているというところがあろうかと思うんですよね。

そういう中で、しっかりと今後の小学校統合に向けての検討、それと今のこの中学の統合後の通学の問題、課題点、そういったものもしっかりと改善をしていってもらいたいというふうに思います。

小学校統合で今言ったように、よりきめ細かな対応が必要になってくるじゃないのかなと思います。低学年向けの近距離停留所であるとか安全な待機場所であるとか雨天対策、保護者説明会や地域個別検証など、単なる距離基準ではなくて子どもの実態に即した設計が求められてくるというふうに思っております。

そこで、お伺いをします。町は小学校統合に向けて、地域ごとの通学格差を生まないスクールバス計画を策定する考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

小学校統合の具体的な手法についてはこれからの議論ですけれども、まず運行形態の協議

も含めた路線バスの活用の検討を行った上で、スクールバスの導入の要否、必要かどうかということについても判断していくことになります。

今後のこととはなりますが、教育委員会としましては、当然のことながら、よりよい学びを提供できる体制づくりに必要となるのであれば、そのような検討を行っていく必要もあると捉えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　まず、いろいろ調査をしてからじゃないと、いろんな答えは出てこないというふうに思っております。これまでもこの通学についての、先ほど教育長の答弁の中にあった、１人だけ朝はバスが来るけれども夕方は来ないよという話もあるんですが、町内を見ると南上地区がバスが１台だけしか、上小野が夕方の便が１便だけしかないと、朝、上小野の子供たちは今４人、５人ぐらいいるのかな、この子たちが昔は中の坂を越えて愛美林のところを越えて学校へ直接徒歩で歩いて行っていた。ところが、鳥獣害の問題で今ずっと県道を下って県道蛇石線とぶつかるところまで、Ｔ字路まで、西辻のところまで歩いて行って、そこでバス停でバスを待っているという現状があるんです。その距離ってものすごいあるんですよ。しかも、６時50分にはバス停に。家を６時半に出ているんですね。これが公平性のある通学手段なのかということも踏まえ、今後しっかりと協議をしなきゃならないんじゃないのかなというふうに思います。ただ、自分は上小野という地域のことは知っていますけれども、これが例えば伊浜であるとか青野であるとか、また様々バス停までが遠い地区ってかなりあるんですね。そこに対してのケア、これをどういうふうにしていくのか、今突然だから答えられないかもしれないですが、何か考えているような方策があればお教えを願いたいと思います。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えをいたします。

教育委員会としては、これまでも三浜小学校と南中小学校の統合時において、夕日ヶ丘展望台付近の地区の方、バスがなくなるということで事業委託をして運行を頼んでいたというような経緯もございます。

こういった形で統合によって生じる問題点に関しましては、なるべくケアできるような体制を取っていこうというふうに思っているところではございますが、何分にも先ほど来、出

ています費用対効果ですとか、あるいは町の財政負担、この辺と保護者負担、この辺を調整した中で検討を進めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

先ほどの伊豆市の事例も踏まえて、その辺りの公平感、あるいは負担感の縮小に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　いろいろあるんで、しっかりと検討もしてもらいたいというのと、一條地区から要望が出たと。そういった中でその回答の中に、要はスクールバスを出すか出さないかではなく、町が通学困難地域の実態をどう把握し、どう支援するのかというところに町は回答の中で、スクールバス運行地域の拡大はしない。一條地区だけの特別扱いは不公平の観点から難しい。１路線当たり年間約500万の負担になる。現時点で有効な代替策はない。今の答弁と一緒ですよね。今後検討する必要は認識をしていると答えています。

つまり、できない理由は説明しているんですが、代わりに何をするのかがこの時点でも見えていなかったというのが、私のこの要望書に対する回答の感想です。まず、実際に統合後、保護者送迎がどの程度発生しているのか、またどの地区で何人程度がどのような負担を抱えているのか、その実態調査についてはどのように把握しているかをお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

新伊豆中では、バス通学者における保護者送迎、こちらについては今２名という形で、これはどういう形で調べているかというと回数券を交付している方、定期券ではなく回数券を交付している方が２名という状況でございます。

その他先ほど教育長からも答弁にあったように、一定の地域からバスがない部分について保護者が送迎していますよといったケース、それから一條地区での住民による送迎の支援、こういったものも若干数いるということで把握しているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　そういった中で、町はスクールバス運行地域の拡大はしないであろうと私は思っています。そういった中で、通学困難地域の存在そのものは把握はしておられ

るという中で、スクールバス以外の支援策を何か考えているものがあれば、お答えをお伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

先ほど黒田議員がおっしゃっていた一條地区への回答にも書かせていただきましたように、現時点での有効な手段というのが見いだせていないというのが実情でございます。それは、公共交通も含めて有効な手段がない中で今後どうしていくかというのは、スクールバスあるいは登校だけの問題ではなく、先ほどの公共交通の問題も含めて全庁的に調整をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　ぜひ、何回もしつこく言うようですけれども、検証、これをまずやってもらって、様々有効な事例があればそういった方向へシフトすることによって不公平感をなくしていく。これ先ほど局長の言ったとおりで人それぞれ受け取り方っていうのが違うかと思います、不公平という部分での。そこの部分について、いろいろある中で実際にアンケートという形で紙に書いてもらうと、素直な率直な意見、そういったものが出てくるんじゃないのかなと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

最後に、町長に伺います。

学校統合は、人口減少や教育環境整備の観点から進められる一方で、 通学負担が増えれば、保護者や地域住民の不安は大きくなります。だからこそ、統合するなら、通学支援は統合前より手厚くするという姿勢が必要ではないかと思います。中学校統合の検証結果を踏まえ、今後の小学校統合では、より公平で安全な通学支援体制を構築する考えがあるのか、町長の見解をお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先ほど教育長からも答弁をいたしましたが、小学校統合の具体的な手法等につきましては、これからの協議になると伺っております。町としては、公共交通であるバス路線の維持継続も重要な課題でありますので、教育長が答弁させていただいたとおり、まずは路線バスの活

用の検討を行うことが必要であると考えております。その上で新たな形でのスクールバス導入の必要性が生じるのであれば、よりよい体制となるよう検討を進めていかなければならないと考えております。今後におきましても、子どもたちの間で教育や通学における格差をなるべく生まないよう取組を進めていきます。

通学に対する格差といっても、先ほど来、お話ありましたとおり、バス停と自宅の距離が近い、遠いというのはちょっとこれが不公平なのかどうかというのは、これはちょっと改めて検証しないとなかなかバス停までが遠いからというのは、不公平に当たるかどうかというのは改めて考え検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君。

〔４番　黒田利貴男君登壇〕

○４番（黒田利貴男君）　学校というのは行政が建てるものであって、子供たちがそこへ通わざるを得ないという部分で考えていくと、やはり保護者、児童生徒から見ると行政側の不公平だよねという見方になるのかなというふうに自分は考えています。

ただ、自分たちのときはそんなことは全然考えなかったですけれどもね。幼稚園バッグをぶら下げて歩いていても別に何とも思わないし、というところはあったんですが、やはり今ちょっと時代が違うのかなというふうに感じています。

最後に、地域交通の問題を単なる移動手段の問題ではなく、地域で安心して暮らし続けられるかどうかという、生活基盤の問題であると考えます。特に南伊豆町で高齢化が進む地域では、交通政策、福祉政策や地域政策が重要なテーマです。いろいろやっていく中で先ほどの公共交通もそうですが、こっちの教育の通学の問題もそうですが、しっかりと今後取り組んでもらうということと、検証するといった中でどういう方向が一番いいのかということをしっかりと見いだしていってもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（比野下文男君）　黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩とします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（比野下文男君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 大　年　美　文　君

○議長（比野下文男君）　３番議員、大年美文君の質問を許可します。

大年議員。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　それでは、令和８年６月定例会に当たり議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。その前に、私もさきの台風６号で被災された方におかれましては、お見舞いを申し上げます。それと、先ほどもありましたが、町内では６か所、避難所を設営したと。一昼夜にわたる設営、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

１つ目の質問が環境整備事業についてということで、これはばかでかいタイトルにしてしまいました。その中でも森林整備ということでお伺いします。

いかんせん、この私も森林整備に関してはちょっと知識が乏しくて、何を今さらというようなことがあろうかもしれませんが、そこはご容赦願って簡潔に回答していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

１つ目の森林環境譲与税、これは国、それから森林づくり県民税を財源とする両事業の認識についてということで、まずは町長にお伺いするんですが、私もいろんな資料を集めたり勉強をしていくうちに、森林整備というのがいろんな分野に多岐にわたっているなと。例えば、農業にも影響がある、漁業にも影響がある、それから鳥獣対策にも影響がある、それから防災対策、これはあらゆる面に影響を及ぼしているんだなと。そういう意味でかどうか分からないんですけれども、農林水産業という言葉が、だから１次産業あるのかなというような再認識じゃないですけれども、勝手に私が思っているだけですけれども。

質問は戻りまして、まずは、町長にこの両事業の町長のご認識、これをお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

森林環境譲与税は、国税として課税された森林環境税を財源として都道府県と市町村へ配分され、その使途については事業主体である自治体が地域の実情に応じた森林整備や森林施策の活用にするもので、一方、県税として課税される森林づくり県民税の使途は、県が実施する森の力再生事業の財源として、荒廃森林の再生や公益的機能の回復等に使われるものであり、両制度とも森林整備を目的としていることから、類似した部分もございますが、制度上は、それぞれの使途や役割分担が明確に整理されているものと認識しております。

本町といたしましては、県との協力、連携による森林整備が円滑に実施できるよう、賀茂農林事務所に設置された地域連絡協議会において、２つの税の使途や役割分担に関する連絡調整を行い、地域の実情に応じて効果的な森林整備を進め、災害に強く豊かな森林環境の保全につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　この両財源を使った事業なんですけれども、ここも私の手元に今あるのはこれは広報「みなみいず」の５月号ですかね、先月号になるんですかね。森林づくりのご案内があったということで、この課税期間が５年間延長されたというようなお知らせが入っている中で、やはりこれが今私どもは南伊豆町にしても、財政がとっても厳しい自治体ですんで、やはりこういう財源がある中で事業を行っていくということはとても大事なことで、５年あるぞではなくて、５年しかないんだというような感覚で、これ事業を進めてもらったほうがいいなという気がします。

その中で、もう一度町長にお伺いします。

この国の森林環境譲与税と森林づくり県民税、これを使った事業があるわけですけれども、予算取りとか職員からの聞き取りなんかで、どうなんですかね。やっぱり使いよさ、ある程度役所仕事なもんで、例えば町長が提案してもそこはメニューにはありませんよとかいろいろ出てくると思うんですね。そんな今回８年度の予算取りの中でとか職員からの事業報告を聞いていらっしゃると思うんですけれども、そんな何というのか言葉が悪いんですけれども、ちょっとした違和感みたいのがあればちょっと伺えますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

違和感というか、まず森林環境譲与税については、当初よりは若干増えたんですけれども、やはり本町に交付される金額というのがちょっと少ないかなというふうに思っております。当初本町には500万円の森林環境譲与税だったんですけれども、世田谷区では１億6,000万ということがあって、山のない世田谷区に１億6,000万で、本町500万円かというところだったんですけれども、若干上がってはきて世田谷も下がったんですけれども、やはり森林整備に使うまでの金額はないと。担当のほうとの違和感ということは特にないんですけれども、やはり交付される分が国のほうからの分がちょっと少ないのかなと。引き続き、町でもそういうことは要望させていただいていますけれども、あとは森林づくり県民税も山主さんとの進め方というのもあると思いますので、その辺もしっかりと該当する、そういう声の上がった方に対してはしっかりと予算を取って整備をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　ごめんなさい。言葉が間違っていました。違和感というよりは、私が言いたかったのは、使いづらいというんですかね、大きく言うと自由が利かない、制限がたくさんあって。

今、町長のほうからも発言がありました。私の調べたところですと、森林環境譲与税については、南伊豆町が200万だか300万ぐらいが来ているんですかね。また後でお聞きします。先ほど世田谷区と言いましたけれども、横浜市さんなんかは２億という、横浜市辺りでは少しは分かるんですけれどもね。やっぱり先ほど言った世田谷辺りで緑もない、緑もないと言ったらおかしいですけれども、森林もないところにたくさんお金が行っていると。これもいろんな自治体の体力だとかいろいろなことがあるんでしょうけれども、そこを気にしたらやはり世田谷区さんなんか、都市部は都市部で植林するにしてもちょっと田舎と違ってやっぱり場所の確保ですとか、そういう手入れというかメンテナンスが地方よりはかなりかかるようなことを言われていました。

今回のこの台風でもかなり大木というんですか、道路にあるやつが倒れていたり、あれはもう想定外なんでしょうけれども、そういう意味でもメンテナンス、こういうのが物すごくかかるということで、一概に世田谷さんの１億5,000万とか横浜なのに２億なんとかということは言えませんけれども。いずれにしても国でもこういう形で今譲与税を取って、取ってというか我々も国民が全員納めているんですけれども、僅かといえども、それを使わない手

はないということで、先般国会議員の先生が弓ケ浜へ現地視察へ来られたときに、やはりこういう交付金だとか使いよくなくては駄目だよということを言われていました。もう本当にそのとおりだと思うんです。幾ら金額をつけていただいても、使いにくいんでは当事者である我々が、行政が、使いにくいんじゃちょっと宝の持ち腐れみたいなところがありますので、その辺は私たちも県でも国でも訴えていきたいなと思っていますんで、よろしくお願いします。

２番目の問題ですけれども、森林環境譲与税を財源とする今年度の当町の事業内容とそれと予算についてお伺いします。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　私のほうからお答えさせていただきます。

森林環境譲与税を財源とする本年度の事業につきましては、６事業を当初予算に計上しております。

１つ目が、水土保全機能森林整備業務委託でございまして、事業内容は常緑広葉樹を落葉広葉樹に樹種転換し、水源涵養機能及び土砂流出防止機能の維持向上を図るもので、予算額は1,086万6,000円でございます。

２つ目は、水土保全機能森林整備業務に係る補植事業でございまして、事業内容は令和５年度から実施している水土保全機能森林整備業において植栽したクヌギの補植を行なうものでございます。予算額は９万9,000円でございます。

３つ目は、森林健全度評価業務委託でございまして、事業内容につきましては、これまで実施してきた水土保全機能森林整備業務の点検・評価を静岡県山林協会のアドバイザーに委託するものでございます。予算額は15万円でございます。

４つ目は、森林病害虫防除事業でございまして、事業内容につきましては、弓ケ浜の松林を森林病害虫から守るための薬剤散布を実施するもので、予算額は171万9,000円でございます。

５つ目は、同じく森林病害虫対策でございまして、事業内容は、弓ケ浜の健全な松に予防剤を注入し、松くい虫被害を防止するもので、予算額は842万3,000円でございます。

６つ目は、鳥獣被害防止緩衝帯整備業務委託でございまして、事業内容は、里と森との間に緩衝帯を設置するものでありまして、人と野生動物を隔てる帯状の区域を整備することにより、有害獣対策として効果を発揮するもので、予算額は304万7,000円でございます。

これら６つの事業の総額は2,430万4,000円でありまして、その財源として森林環境譲与税

1,947万8,000円を予算計上しており、不足する482万6,000円につきましては、森林環境整備促進基金を活用いたします。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　ちょっとお伺いしますね。

この森林環境譲与税を財源とする事業が2,430万円、森林環境譲与税というのは、1,900万円あれですか、町のほうへ行くんですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　今年の見込みでございますが、1,900万円でございまして、昨年は1,874万4,000円交付されております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　それじゃ、私は本当に勘違いしてましたね。南伊豆町がそんなに1,000万以上環境譲与税からとする財源が受け取るとはちょっと思っていませんでしたので、そうしたらこれ大きな事業ですので、先ほども冒頭町長とのやり取りの中で、やっぱり森林整備というのは、あるいろんな分野に、もとより農業もそうです、海にも影響があるということはもう私も重々承知していますけれども、先ほど言われた松くい虫は別として、鳥獣被害対策、これにもそれではその辺に、例えば鳥獣害の被害を受けないための例えばメニューを考えて、町が鳥獣害という対策で事業は起こすことはできませんよね、恐らく。やっぱりそこは、森林の整備ということに結びつけながら、やっているんですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

森林整備でございます。ベースとなるのが森林整備でございまして、緩衝帯というのが森林以外の、例えばその辺の庭の木を切るわけではなくて、山の根付ですよね、本当森林のところを帯状で一定の帯状で整備することで鳥獣が出にくくなると。昔の南伊豆町の炭焼きの頃の写真も見せさせてもらったことがあるんですが、里の山というのは本当に木がなくて低木で昔と今とは同じ環境かどうか分かりませんけれども、獣害は出にくいというもので役立てたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　すみません。基本中の基本をちょっと聞き忘れたんですけれども、例えば森林環境譲与税の整備しようとする森林、これの対象というのは公な、要するに山、あるいは個人の山といろいろありますよね。それを差別というのはないんですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　基本的には森林法第２条に森林とはというのがありまして、立木竹が生えているところ、それに基づいて５条森林というのが、地域森林計画に計上してある森林なんですけれども、そういう意味では官地、民地問わず森林の定義に当てはまればといったところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　今言われた定義をクリアすれば、環境譲与税等を使って整備ができるという中で、当然、官はそこそこ使いやすいかなと思うんですけれども、民となると相手方が当然いることですんで、当然相手方が納得していただかないとできないというところは感覚的にありますよね。そういう認識でいるんですけれども、どうでしょう。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　実際、活用させてもらっている事業もあるんですが、地域の皆さんも私たちの今回の目的、獣害であったり、まだ獣害は実施していないですけれども、本当に海のまち南伊豆とかそのために森林整備が必要ということをお伝えしておりますところはかなり好意的でご協力していただいて、今のところいわゆる苦労をしたということはございません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　それでは、森林譲与税を財源とする、今のところ本年度の事業につきましては、2,430万円ぐらい予定しているといった中で、この３つ目の質問になるんですけれども、この譲与税を財源とする事業で事務方で今課題と思われるものがあれば示していた

だけますか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

森林環境譲与税を財源とする本年度の事業では、近年の物価高騰及び人件費の上昇で事業費が高騰しております。さらに森林整備では常に危険を伴う作業もございますので、施工単価が高くなる傾向にございます。町域の町の８割を森林が占める本町につきましては、近年の財政状況を含め限られた森林環境譲与税では、森林整備を推進するに十分な事業量が見込めないというのが課題でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　当然、恐らくですけれども、譲与税がどのぐらい来るのかということで、その年度の事業を計算しながら、当然、例えば1,900万円ならこれぐらいだろうというふうな形で事業の計画を立てていっていると思うんですが、事務局の考え一つだと思うんですけれども、今言われたように物価高騰ということと人件費が高いよと、それでやっぱり作業がちょっと難度があるかなというところなんですけれども、大分普通の作業と人件費の関係は、大分違うんですか。給付のことはいいんですけれども、どうですかその辺の何となく分かる範囲で結構ですけれども、示していただけますか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

森林整備の単価がちょっと高めというのは、危険が伴うというのと特殊作業が多い傾向にございます。それとうちの山の地形が山奥が割と急峻な地形が多いので、そのためにそこに行き着くまでの運搬のための作業路であったりというのが経費がかさんでくる現状でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　４つ目の森林づくり県民税、これはもう県税、県の関係ですけれども、森林づくり県民税を財源とする今年度の事業内容と予算について、また森林づくり県民税を今言われた予算的なものを、先ほどの譲与税と同じような形でちょっと示していただいてい

いですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　私のほうから答えさせていただきます。

森林づくり県民税を財源とする静岡県が実施する本年度の森の力再生事業につきましては、整備者から県に提出された補助金交付申請書に基づき、本町における事業内容や予算額が決定されることから、申請の状況について賀茂農林事務所に確認をしたところですが、今年度現時点ではまだ申請がなく、そのため本年度の事業については未定であると、という回答をいただいております。

ただ、一方で町が行った整備者へのヒアリングでは、令和８年度においても令和７年度と同程度の事業量を見込んでいるという回答を得ておりまして、参考までにでございますが、令和７年度の実績を申し上げますと、人工林整備や広葉樹林整備などで合わせて４ヘクタールの整備が行われて、総事業費約640万円でありました。

以上でございます。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　森林づくり県民税について、県から資料をちょっと頂いて今見ているんですけれども、個人ですと年間400円というような形で、これ法人ですと1,000円から４万円と年、というような形で、これについてはやっぱり法人さんの事業体の大きさとか、ここがちょっと担当じゃ分からないかもしれませんけれども、そういう感覚でいいんですかね。分かれば示してください。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

法人の森林づくり県民税ですけれども、資本金の金額によって1,000円から４万5,000円までの間で決められております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　大きな資本のある、要は体力のある会社だったらいいんですけれども、これなかなか法人税、法人もなかなか容易じゃないなというのは伺い知れるような数字になっているんですけれども。

あと、今、担当課長のほうから今年度はまだ未定だよと、県の事業については。それはあくまでもあれですか、町がやる事業について補助をしてくれるとか、そういうのじゃなくて、あくまでも農林事務所の事業になるということなんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　はい。議員がおっしゃるとおりでございます。

これにつきましては、事業者が申請という形で賀茂農林事務所に申請しまして、その事業内容が町の森林整備というか森林整備計画と合致しているかということで意見照会が来ます。それに基づいてうちのほうで問題なしという回答ですので、あくまでもうちの事業ではなくて県の事業という感覚でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　県のほうへの申請というのは、どうなんでしょう、結構数が出ているもんですか。それで審査か何かされて許可が出るんでしょうけれども、必ず数があるんですか、その辺が分かれば。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

全県で予算が割り振られているようで、賀茂農林事務所の中で幾らという予算の中で、それで事業者が申請をするという状況でございまして、県の事業とは言いつつも、一般の方からいろいろ森林整備のご要望をいただくこともうちの事務所としてはあります。それを事業体に伝えて、うまく申請してほしいんだというような助言をしているのも事実です。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　事業者を通して、自治体からのリクエストというのはできるもんですか。それはできないですか。その辺があれば。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

リクエストに近いような形で申請が出ると思うので、お願いしますと言ったことはあります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　事業内容と予算につきましては、今確認をさせていただきました。またこれもあれですけれども、森林づくり県民税を財源とするざっくりまだ今年度は決まっていないよという中で、課題、先ほども森林環境譲与税のときもお聞きしましたけれども、これについての課題、どうなんでしょうかね、使いやすさという面では、担当から感じられるものがあれば示していただけますか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

課題は今までから同じなんですけれども、この制度は人工林整備がメインというか手厚い現状でございます。当町につきましては、人工林が少ないですので、広葉樹、竹林整備を行いたいところですが、どうしても人工林に手厚くいっているところがございます。

例えば、うちの町としては、山奥の広葉樹であったり災害を引き起こすような広葉樹整備をやりたいんですけれども、確かに広葉樹整備をやってしまうとなかなか高額ですので、予算がどんどん超過してしまうのかなというのもあるんですが、そういう傾向にございますので、県への要望などは毎年予算配分は、地域に柔軟に対応してほしいというような要望はさせてもらっているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　この森林環境譲与税と森林づくり県民税を利用した事業について、例えば、山林の中で倒木をしているよと、倒れているよと、場所的なこともあるかもしれませんけれども、その辺をちょっと聞きたいんですけれども。

例えば、これが今回の台風のような雨が降って川に流れてきたよと、それがもう当然、橋とか止まって要するに河川が氾濫するのはもう見えているような災害なんですけれども、こういうことに対する倒木する処理もこの事業で担うことができるんですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えします。

風倒木処理ですよね、は対象になって、山の中で杉、ヒノキが倒れたのを処理しないと、

その後健全な生育が見込めないということは事例はありますが、倒れて町に出ちゃった事例はちょっとすみません、問合せしたこともないですし、活用事例集というものがあるんですが、そこではちょっと見たことがないところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　私がお聞きしたのは、例えばですけれども、倒木を確認したと、それでこれ処理していないと危ないよと、誰が見てもというときには、それは事業者がやるのか申請するのかちょっと分からないですけれども、例えばそれを役場に連絡が来たと、こういうふうに大量の木が倒れたと、そんなことはめったにないんでしょうけれども、そういう発見したときにそういうものを使って事業者に申請することはできるんですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　もちろんルールに合致したような申請書の作り方というのもあるんですが、当然対象になると思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　そうしますと、やはりこの何というんですかね。こういう林業というんですか、事業者だけじゃなくて我々も何か山のおかしいよというようなところがあれば、やっぱり注視していっていったほうがいいような、私は気がして、それでなおかつ、もっと不安でしたら当然林業事業者ですとか、役場のほうにこの報告じゃないんですけれども、こういうところを見てほしいよとかというのは、やっぱり私はあったほうがいいなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

当然、限られた予算の中ですので、精査は必要ですが、実際に地元の自治会長であったり、林業事業体からあそこの山を整備したほうがいいですよねというような提案はいただいていますので、その中で順位を決めてやっていきたいと思いますので、なので基本的にはちょっと趣旨が違うかもしれませんけれども、預かり税ですので皆さんへ還元したいというか、そういう気持ちはございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　そうですね。やはり事業者とだけだと、なかなか発見もしづらいところもあるでしょうし、あくまでも、整備されている山というのは一目瞭然でやっぱり分かるんですけれども、なかなか整備されていない森林ですと、行ってここに木が倒れているんだろうかとか、当然分からないところがありますんで、もし異変とかそういうの気がついたら、覚知したら、やっぱり役場のところに担当に報告するのも一つの手かなと思います。

続いて、６番目ですけれども、この森の力再生事業と森林環境譲与税事業の組み合わせる森林整備、これについての考えをちょっと聞くんですけれども、これ県議会の農林水産統括部長が答弁しているんです、やっぱり同じような質問で。これ課題は市町と共有した上で、森の力再生事業と森林環境譲与税事業を適切に組み合わせ、県内全域の森林整備を効果的に進めてまいりますと。これ森林、農林水産統括部長ですか、この方が県議会でも答弁しているんですけれども、これ両方を組み合わせたような事業、そんなのは今のところ考えていませんか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

現時点において、県事業である森の力再生事業と、町の森林環境譲与税の両制度を併用する事業計画はありませんが、それぞれの事業において、制度または予算面で対応が難しい部分を補完しながら整備を進めて行くことは可能だと思っております。

西伊豆町の事例になるんですけれども、発注時点で両方抱き合わせの発注ではないんですが、町で風倒木処理をするところと県の森林づくり県民税が森の力再生事業の施業地が隣接していたので、そこの整備を同一事業者が一体で整備をして費用面で浮いたという事例はございますので、最初の発注は別々ですけれども、一体として結果的に組合せしたことで経費面でも比較的浮いたという事例は聞いております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　やっぱり、せっかくの財源ですから、条件さえクリアすれば森の力再生事業と森林譲与税を組み合わせて大きなものが工事できれば私はいいかなと思うんですけ

れども、今言われたようにいろんな条件をクリアしなければならないとなると、なかなかそういう都合のいい事業をつくるというか探すというか、結構これは難しいことになるんですかね。今西伊豆の例を今ありましたけれども、近場の話として、例えばですけれども、弓ケ浜で杉並区さんありますよね。これは森づくりとちょっとまた別個に考えてほしいんですけれども。杉並区のところがあるんですけれども、あそこの近隣に山があって、あの辺の整備を例えば杉並区さん、きれいにしてみちゃどうですかというようなことができないものですかね。もし分かればですけれども。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

可能だと思いますが、私はなかなか言いにくくて言っていないという状況はございます。杉並区の事例も調べさせてもらったんですけれども、杉並区が、じゃ南伊豆町に何も税を使っていないかといえばそんなこともなくて、森林環境譲与税の目的の中で人材育成とか教育等にも使って使途として可能であるという中で、杉並区は弓ケ浜の移動教室で森林教育の費用に充てているのは公表されております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　本当に私の言っていることは、ずうずうしい話で相手がいることなのに杉並区さん、何とか面倒を見てくれませんかというような話をしているわけですけれども、せっかくで杉並区さんが、余裕はどこの自治体もないんでしょうけれども、杉並区さんの譲与税を使った事業で１つでも盛り込んでくれれば、あの辺の何というんですか、森林が整備されるということは助かりますよね。それとやはり、あそこの辺りも地元の方に聞くと、鳥獣害の被害が大分あるよということがあるんで、あそこの辺の森林がきれいにするということは、決して南伊豆にとって悪いことじゃないと思うんですけれども、これも相手がいることですんで何とも言えないですけれども、そんな情報交換みたいな場は杉並区さんと持つようなことはありますか。もしあれば聞かせてください。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　情報交換の場はありませんが、地方創生時代にやっているということのようでございます。それと、じゃ私のほうからまとめですけれども、杉並区の森林環境譲与税、約6,100万円来ている中で、やはり都市部ですので森林整備というよりは木

材の活用、いろいろ施設で木材を使ったベンチを設置したりだとかそういうものに主に使われておりました。

私からは以上です。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　過去の情報となりますが、ただいま地域整備課長からも申し上げましたように、弓ケ浜での移動教室の林業体験、こちらに杉並区は現在も森林環境譲与税を財源とした支出をしていると。そのほかですと、青梅市に杉並区民の森を所有して青梅市で杉並区民が森林体験、森林整備をする活動に対して財源を使っているというような事例もあると伺っておりまして、交流自治体のほうにもそのような形で事業を杉並区、南伊豆町のためという形ではなく、杉並区民のために行えるような活動はないかということで情報交換をしたことはございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　杉並区民のためであろうがなかろうが、南伊豆の森林が整備されたりすることには全然異議はありませんので、そういう事業をやっているとは私も知りませんでした。子浦のほうには、横浜市さんの施設もありまして、あの辺も施設の周りは森林に囲まれているところですけれども、その辺のあれですか、横浜市さんは云々という情報は聞いたことがありませんか。もしあれば、なければいいんですけれども。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　私のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　何もそういう大きな区におんぶしたいというわけじゃないんですけれども、せっかく都市部も譲与税があるなら有効に使ってもらいたいなというのが本題なんですよ。それでやはり先ほど申し上げましたように、都市部だから緑がなくて、もちろん杉並区というぐらいですから昔は杉の木があったんじゃないかなと勝手に想像しているんですけれども、単価がもうすごく高くて管理するにも大変な面もあるもんで、というようなお話を聞くと、ああなるほどなという気がしないんですが、せっかくこちらにご縁があって施設が

あるものなら、そういうことでも、もし交流する場があるなら、今度何か話の中で掛け合うようなこともあったほうが私はいいような気がしますけれども、掛け合うっていったって、こっちがお願いするしかないんですけれども、そういう場があったらまたよろしくどうぞお願いします。

それから、環境整備の関係について、これで最後になるんですけれども、この森林整備による防災（避難地の整備）への取組ということで、当然森林づくりですとか環境譲与税で避難所を造ったりすることは当然できないことは目的が違うんでこれは分かるんですけれども、やはりうちの町の海岸部を見ますと、これはもう背中は急峻な斜面で覆われているところが多いじゃないですか。そこの山の部分を整備するということは、イコール、避難路避難地にイコールになる可能性があると思うんですね。

ですから、できれば当然海岸部にもすぐに山をしょっているところが多いんで、それの整備について何か考えと計画みたいなのがあれば、ちょっとお示ししてもらってよろしいですか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

本町では、これまで防災を主目的とした森林整備は実施していませんが、森林整備には山地災害の防止や水源涵養機能の向上といった維持向上に加えて、鳥獣害防止や憩いの空間づくりなどの多面的機能も含まれております。

近年では、令和６年８月の南海トラフ地震臨時情報や、本年４月の北海道三陸沖後発地震注意情報が発令されるなど、備えが重要性視されているところでございます。ちょっと正式な年度は分からないですけれども、銀の湯会館の前の山を整備したときがございました。ツリークライミングやったりとか、あそこの高台から桜並木を見るといいよね、みたいな感じでやったのを記憶している中で、結果的として避難地に結びついているというような使い方というか、もっていき方は柔軟に、そういう地元からの要望がありましたら寄り添っていきたなと思っているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　町長、今、担当者といろいろ話した中で、やはりせっかく連携している自治体もあってそういうところにも話し合う機会があればそういう提案をぜひしていただ

いて、相手があることですから、はいそうですか、はいやりましょうということではないんでしょうけれども、やはり財源的な確保につきましても、今ありましたように2,430万円のうち譲与税が1,900万円ということで500万円ぐらい町側が出している。それでも2,500万円のうちの500万円ぐらいで済むならというのはおかしいですけれども、町の支出が500万円ぐらいで2,000万円の事業ができれば私はいいではないかと思いますので、ぜひ、また友好の自治体とそういう機会がありましたらぜひ宣伝をしてもらえればなと思いますので、よろしくお願いします。

それで、あと２つ目の個人情報の閲覧ということでちょっと確認を今回させていただきたいなと思いまして、これ私たまたまホームページを見たのが３月26日だったんです。今年の。それで、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況ということで、これ３月26日、これ消費者庁が業者にリクエストして住民票の一部の閲覧を来たというような報告がなされている。

これもうホームページ出ているのでここで読み上げても構わないと思うんですけれども、大瀬区全域なんですね。大瀬58番地から787ですけれども、恐らく大瀬の全域の25件分ということでホームページに公表されていましたけれども、この辺の私ちょっと心配なのは、あくまでも消費者庁が自分でやるわけないんで業者が当然やるんでしょうけれども、例えばこれで私事で手石の全域にこれがかかったときに、例えば私が対象になったとしたら私の世帯の何をどこまで閲覧できるのかというのがすごく心配になるところがありまして、今回の大瀬で結構なんですけれどもこれはあくまでも世帯の情報でしょうか。それとも、そこに住んでいる例えば大年美文の状況を閲覧することができるんでしょうか。それ分かればお願いします。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

住民台帳の一部の閲覧ができるということで、一部というのはその対象の住民の氏名と出生の年月日、男女の別、住所、その４項目となっております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　町長、やっぱりこれは国のシステムでこういうリクエストが来たら受なきゃならないよなというようなところがあるんでしょうけれども、十分我々は気をつけるにしてもこの申請の閲覧の申入者というのが一般の消費者庁から業務委託を受けた業者なん

ですけれども、これちょっと心配になるところがあるんですけれども、町長の感覚的に、こういうこれ嫌だということはもう多分できないと思うんですけれども、これ慎重に扱わなければ今、割と大元が官庁だからいいやというような感覚でみんな情報がだだ漏れしていますよね、今。

ですから、その辺は我々が町が気をつけるという意味ではないんでしょうけれども、その辺のちょっとした危機感みたいなのを私は抱くんですけれども、町長、この案件についてどう思われますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり個人情報保護法という法律がある中で、個人の、課長が答弁したとおり氏名、男女の性別だったり誕生日だったりというところが、それが公表をしているわけですけれども、それが何か今の時代ちょっとやっぱり怖いなというところは感じないことはない、やっぱりちょっと心配かなというところはあります。

ただ、これは今後改正されるのかこのままのかというのは当然国の判断ですので、うちのほうとしても国の指針に従っているところでありますので、引き続き国の指針に従った中で公開はしていかなきゃいけないのかなというふうに感じています。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　消費者庁が、令和７年度消費者意識基本調査についてのアンケート調査実施のための対象者抽出作業というお題目があって25件分、すごく心配だなと思ったのは何で大瀬なのかなと。要するに、アンケート調査するのに、大瀬がどうのこうのということで私言っているのではないですけれども、もうちょっと大きなところで、所帯の大きな地区がありますよね。例えば下賀茂区さんですとか湊区さんですとかそういうところで調査するのではなく、大瀬地区だけに限ったというところで、行政区の人口規模のアンケートみたいなのだったら私は分かるんですけれども、そういう情報というところまでは担当までは来ていないんですよね。その辺が分かれば教えてください。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

大瀬でありました消費者庁からの申出になりますと、大瀬地区というのが指定されておりました。

なぜ大瀬かという理由につきましてはこちらもちょっと分からないところでして、恐らく消費者庁のほうから南伊豆町以外にもほかの地区でも閲覧をということがありまして、南伊豆の中ではたまたま大瀬が選ばれたという認識でおります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　確かに担当まで何の調査なんて消費者庁が教えてくれるわけないですから、それはまあ仕方がない。

恐らく、全国であれだけの人口規模の集落というか行政区を対象にしたアンケート調査か何かをやるために抽出された、でも、その中で今回も大瀬の中でも25件分だといった中で、これはもう業者さんが町のほうで閲覧の資料を出しますよね。その中から25名分というのはどうやって抽出しているんですか。もう業者が勝手に抽出していくんですか。その辺がもし分かればお願いしたいです。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

今回大瀬地区の閲覧の申出がなされたものですから、大瀬地区に限って大瀬地区の人口が100名少しだと思うんですけれども、そちらの名簿を出しましてその中から業者のほうで25名分を選んでいただいたという形になります。その選んでいただいた方につきましては、役場のほうにも提出をしていただいております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　そうですか。それちょっと役場のほうにも抽出結果、相手も報告が来ているということになればちょっと安心した面もあって、これやりっ放しなのかなと思ったものですから、やりっ放しなら一体誰を調べたのかなと。

当然閲覧ですから、写真撮影ですとかということはできませんよね。当然、恐らく筆記していったと思うんですけれども、それは間違いなく25名分を筆記していって、この25名分の閲覧をさせていただきましたよという文書が届くんですか、その辺が分かれば。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

もちろんコピーとか写真撮影は駄目なものですから、転記シートというのがございましてそちらに選んだ方、先ほど言った住所ですとか性別、生年月日、男女の別、それを書いたものをコピーで私どもも頂いておりまして、それでこの方たちを抽出しましたよという報告を受けている状態でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　先ほどの町長とのやり取りの中である面、怖い面が、個人情報の面で私は本当に怖いなというのがあります。

例えば私の情報が出るということは、恐らくこの年齢ですから下手すると孫がいるんではないかとかというところまで分かるわけですよね、何となく。年齢からいって。この年でこういう田舎にいればこの子は長男さんだなとかと、行き詰めると結構分かってくるんですよね。

だから、そういう情報がやっぱり当然これ消費者庁から委託を受けた業者ですから、大変なことになったらとんでもないペナルティーを科せられる会社だと思うんですけれども、今のところというとおかしいですけれども、別にその25名の方から変なダイレクトメールが届き出したよとかそんな情報は入っていませんか。その辺をちょっとお聞きしたいですけれども。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

令和７年度に実施したその消費者庁の調査に関しての苦情ですとか問合せ、そういったものは役場のほうにはございません。

令和５年度にも手石地区を対象にこういう住民の閲覧があったんですけれども、その閲覧に関しても特に苦情とか問合せといったものはございません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　やはり私の知らない中で私の情報が、例えば氏名だとか年齢だとか性

別ぐらいだとは言いつつも勝手に第三者に閲覧されるというわけですから、これは本当に後で分かると、例えばこういうのを見たときにこれが手石だと私はその対象者ですかというような聞きたくなるんですね。だから、どんなところまで公開しているんですかということを聞きたくなるような状況なもので、それは当然これは守秘義務は調査した会社が当然持つでしょうし、先ほど申し上げたようにこれに違反すれば大変なペナルティーを科せられるのは目に見えていますけれども、やっぱりそこは町もやっぱり何かあったときには苦情とか、そこら辺は聞く耳を持って対応しなきゃいけないと思いますけれども、担当としたらどう思われますか。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

閲覧の申出があったときに一応業者のほうから誓約書というかそういったものも頂いております。ですから、その辺に関してもし個人情報が漏れるだとかそういう事情がございましたらその誓約書の違反にもなりますし、今後その後の管理につきましても注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　やはり町長、こんな小さい町と言えどもやはり個々の情報が漏れるというのは今この時代物すごくナーバスというか神経質になっているところがあって、やっぱり詐欺事件等が多発しているわけなんですけれども、やっぱりこの辺も役場のほうも注意していかなきゃならない。注意し切れない面もありますけれども、やっぱりそこら辺のガードをやっぱり引き締めなきゃならないなと私は思うんですけれども、町長、その辺はやっぱり先ほどと同じような形で町長も危機感を持っていると思いますけれども、何かありましたらお示ししていただけますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

町として何かの対策というのはなかなか厳しいのかなというふうに思いますけれども、やはり調査をしたいと言ってきた企業さんが誓約書をもってのところなので、何らかの消費に対する調査であったりということで有効な調査ということで国が認めているのかなというふ

うに思いますので、それを信じるしかないのかなというところです。

ただ、本当に今の議員おっしゃったとおり、今の時代、住所と年齢が分かるとそこの住所に高齢者しか住んでいないとなると何かの対象になるかもしれないという、その情報も当然ですけれども、その企業さんはしっかりと情報が漏れないように対策を取っているはずですけれども、何かといろんな企業やクレジット会社を含めて情報が流れ出すということもありますので、その辺のところはちょっと危機感は感じますけれども、しっかりと町のほうとしては今までどおり気をつけてやっていきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　決して、町長、私は高齢者と自分は思っちゃいないですけれども、今おっしゃられたとおりですよ。やっぱり年齢が分かる、それと何となくぼんやりでも見えてくるものがありますので、十分に注意していただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問については終わらせてもらいます。

最後に、私の前に議員の質問の中で町長が下田高校南伊豆分校の件でご報告をしていただきました。

ぜひ、町民の皆様も興味深く持ってもらいたいと。やっぱり地元が興味を持たないと先方にも熱量というのが私は伝わらないと思いますので、地元の皆さん、町民の皆さんが注意深くこの行く末を、南伊豆分校の行く末をしっかり見届けてもらえるようにしっかりチェックをしてもらいたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君）　大年美文君の質問を終わります。

ここで２時５分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５４分

再開　午後　２時０５分

○議長（比野下文男君）　休憩を閉じ会議を再開します。

先ほどの大年議員の一般質問の答弁で町民課長より訂正したい旨の申出がありました。こ

れを許可します。

町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　先ほど大年議員から森林づくり県民税の法人の負担額について質問がありまして、私のほうで法人の資本金に応じて年額1,000円から４万5,000円と答弁させていただきましたが、1,000円から４万円の間違いでした。

申し訳ありません。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　それでは、再開します。

◇　安　藤　広　和　君

○議長（比野下文男君）　１番議員、安藤広和君の質問を許可します。

安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　通告に従い一般質問させていただきたいと思います。

私の一般質問としましては、２つ質問させていただきます。

１つ目はみなみの桜と菜の花まつりについて、２つ目は野良猫問題の現状と今後となりますが、同僚議員と重複する質問もありますのでよろしくお願いいたします。

みなみの桜と菜の花まつりについて質問させていただきます。

第28回みなみの桜と菜の花まつりにおいては、昨年の開花の遅れに比べ河津桜が順調に咲いてくれたおかげで桜まつり初日から河津桜と菜の花を楽しむことができました。

今年は天候にも恵まれ、夜桜☆流れ星などの関連イベントもあり、多くの来場者があったと感じますが、来客数等の開催状況と町としての評価分析はいかがだったのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

行政報告で申し上げたとおり、本年のみなみの桜と菜の花まつりには前年を１万6,000人上回る27万3,000人のお客様にご来訪いただきました。

来訪客の増加要因といたしましては、祭り期間を通じ天候に恵まれたことや例年に比べ桜の開花期間が長かったことに加え、町制施行70周年記念イベントとして10年ぶりに開催した夜桜☆流れ星のほか、夜桜ライトアップや竹灯り、バージョンアップした桜トンネルのイルミネーションなど、夜桜イベントの充実によるものと分析をしており、ライトアップにより青野川に映し出される夜桜の情景をメディア各社が取り上げるなど、町内外で多くの皆様から好評をいただき、今年のみなみの桜と菜の花まつりは例年以上に盛況のうちに幕を閉じることができたものと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　やはり集客には天候と開花状況が重要だと思いますが、近年力を入れている夜桜を利用したイベントは宿泊だけでなく飲食店への経済効果もあったと思います。

昨年はじゃらんによる全国の早咲き桜スポットトップ５に下賀茂温泉の河津桜が第１位に選ばれ、フジテレビのめざましテレビでも取り上げられました。そして、今回はじゃらんが2025年12月25日から2026年１月５日の期間、47都道府県在住の20から50代を対象に実施した調査では、春らしさを感じる花絶景ランキングの１位に選ばれました。

このように２年続けて全国１位の評価をいただけるということは、まだまだ潜在的需要があり集客の拡大からプロモーションの重要性を感じます。今回は河津町の河津桜まつりのオープニングと日程がかぶらなかったため、２月１日のオープニング神事にも例年にないぐらいの新聞やテレビの取材が来ていたと思います。

桜まつり期間中には全国放送での生中継もあったりとメディアに取り上げていただいたものも多かったように感じますが、テレビや新聞の取材がどのぐらいあったのか、件数や具体的な内容をお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

祭り期間中には、全国ネットの番組による生中継やテレビ・ラジオ報道各社により桜まつりの開催や桜開花状況などについて９回紹介されたほか、ＳＮＳ、ユーチューブの取材申込みが４件、雑誌、映画、ウエディングフォトなどの申込みが８件、地元記者クラブ加盟の取材を除き合計21件の取材申込みが観光協会にありました。

また、件数の把握はできておりませんが、ユーチューブやＳＮＳでも広く紹介されたことは承知しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　21件の取材申込みが観光協会にあったそうですが、町の担当課には取材の申込み等はなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

件数のほうは定かではありませんが、例えばドローンであるとかウエディングフォト、そういうことで桜並木のほうをバックにということでお問合せは数多く来まして、それについてはお客様等の支障にならないようにということと問題があるようでしたらそこはやめてくださいとかということで対応をしているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　では、取材に対してというのは、大体観光協会のほうと共有をして分担しながら受けているという感じですかね。

取材については大体がやはり相手からのお申込み、問合せに対してこちらから対応するという形だと思うんですが、こちらのほうから例えば各メディアとかそういったところにこんなものがあるんだけれどもというこういう紹介の動きみたいなことは町もしくは観光協会等としては行っているんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

この桜まつり等については、特に先ほどのじゃらんさんの春らしさを感じる花絶景ランキング今年１位ということで、２位が伊豆の国市さんの城山さくら、３位が三重県のいなべ市の農業公園とかということでランキングをしたおかげもありまして、逆に報道各社で報道されたものをさらに報道のほうがということで取材がということで相乗効果を生んでいるということが挙げられると思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　そうですね、今回も特にテレビ中継の生中継が朝のお天気予報か何かのバックでやったと思うんですが、その生中継の日からもう著しく人が増えたような気がしました。ですから、本当にメディアの影響力というのはとても大きいと思いますので、今後はぜひ情報提供や取材依頼なども観光協会と協力してやっていただけたらと思います。

次に、町制施行70周年記念事業として10年ぶりに夜桜☆流れ星イベントを開催しましたが、担当課を中心に町内外からたくさんの方たちの協力の下、事故もなく開催でき、ライトアップされた夜桜といのり星のコラボはとても幻想的な光景となり、オンリーワンのイベントとして大成功だったように思います。

今回の実績と町への声を含み、町としての評価はいかがだったのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

町制施行70周年記念イベントとして10年ぶりに開催した夜桜☆流れ星には３日間で5,000人を超えるお客様にお越しいただき、メディア各社でも取り上げられるなど、町内外の多くの皆様から好評をいただいたところであります。

開催終了後の町民の声の投稿では、「初めて拝見しましたが、とても感動しました。２色にライトアップされた夜桜、そして、青野川に悠々ときらめく青色の星々。しばしの静寂と見学者の胸中の熱気を感じ、涙がほろほろしました。開催に当たって、大変なご準備と通路誘導などなど、皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました」など、たくさんのお声をいただいており、本町を代表する早春のイベントであるみなみの桜と菜の花まつりのさらなる認知拡大に向けた情報発信力の強化につながったものと評価しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　３日間で5,000人を超える集客とメディアへの露出、町内外から好評をいただいたとのことですが、実際私も見回り役として会場を回っていましたが、たくさんの来場者がスマホやカメラを手に取りいのり星の流れに見とれると同時に、とても静寂を楽

しんでおりました。この光景は、青野川の夜桜といのり星ならではの光景だったと思います。

また、来場者たちによるインスタグラムなどのＳＮＳによる発信は今まで見たことがないような数の投稿があり、皆さんが営業マンになってくれたんではないかなと感じました。

集客力や経済効果などもあり、継続を望む声が多く聞かれますが、町としてはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先日開かれたみなみの桜と菜の花まつり実行委員会では、夜桜☆流れ星について継続を希望する声があった一方で、費用対効果を分析する必要があるなどの意見があり、次回以降の開催について結論には至らなかったと聞いております。

本町でも、今後もみなみの桜と菜の花まつりを支援してまいりますが、夜桜☆流れ星の継続につきましては、実施主体である同委員会の決定を尊重したいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　今回の開催においては、町制施行70周年記念事業として行っており、天の川プロジェクトとの打合せから準備作業、ボランティア集め、本番の運営と町が主体になったイベントだったと思います。担当課においては本当に大変だったと思いますが、だからこそ事故もなく無事開催できたのではないかと思います。

町としては実行委員会の決定を尊重したいとのことですが、これだけ反響のあったイベントの継続を実行委員会に委ねるということでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

今回実施に当たっても、基本的にはみなみの桜と菜の花まつり実行委員会が主体となるという形で実施をしております。それから、10年前、４回開催したときも実行委員会が主催をしまして４回継続をして一旦お休みをして10年ぶりに今回やったと。

ただ、今年度については町制70周年の記念事業ということで、私ども、町長が先頭に立ってこれ成功させるんだという旗印の下に担当課として一生懸命やらせていただきました。当時の経験値がない中でいろいろな方のお話を聞きながら、まず事故がないことということ、

それをお客様の事故がないこと、滞りなく３日間行えたこと、非常にうれしくそれから本当にありがたかったなというふうに担当課としては感じております。

今後継続に当たっては、やはり主体となるみなみの桜と菜の花まつり実行委員会が各事業者さん、それからそういう方たちが集まった委員さんがおそろいですので、町としてというか町を挙げてみんなでやっていくんだということで実行委員会でお話があれば、当然ながら私たち役場のほうもいろいろな支援、そういうものをしていきたいというふうには考えているところです。最終的にはこれの主催者となる、先ほども申しましたとおり実行委員会さんが主体となってという意思決定をしていただいた後に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ありがとうございます。

この夜桜☆流れ星、2013年から2016年まで最初開催されました。当時はやはり宿泊客を伸ばしたいという思いと、あと他町にはないものをやりたいというところから皆さんの熱い思いの中で関係者の人が集まる中、観光協会、あと役場職員等の協力を得た中で開催しております。かなり非常に人が多く集まったんですが、いろんな諸事情等で終了となっておりました。

そして今回、１人の町民の女性の一声、その方から天の川プロジェクトさんへその当時見た思いが忘れられないと。自分も母となり、何とか子に見せたいという非常に何か温かいストーリー性から天の川プロジェクトさんのほうにお話がいき、そこから南伊豆町と結んで、最終的には町長が町制施行70周年だからやってみようということで始まりました。

当時のやはり実行委員のみんなもかなり一生懸命やったんですが、やはりそれから10年たっていると非常にその当時のメンバーはかなりパワーがダウンしているのかなというのも感じております。ですから、また当然のことながら新たなメンバーで進んでいくなりは考えなきゃいけないのかなとも思います。

イベントはやめるのは簡単なんですが、継続するということはとても大変だと思います。

しかしながら、成功イベントを見つけるチャンスはなかなかないのではないでしょうか。我が町でしか見られないオンリーワンのイベントの今後については、本気で考えていかないといけないと思います。

夜桜ライトアップ区間も前原橋から九条橋までの両岸が点灯されるようになり、イルミネーション、夜桜竹あかりと併せて夜桜のすばらしい町として売り出していく中で、夜桜☆流れ星イベントも開催することにより、宿泊客や飲食店の利用客増加、町のイメージアップにもつながると思います。

これらを踏まえて、やはり次年度、担当課からは聞きましたけれども、町長としてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

この３日間、私も当然３日間出ました。その中で、当然多くのお客様に来ていただいて喜んでいただいているというのは私も感じておりますが、一番やって大きかったなというのはキッチンカー、イベント広場に展開しているキッチンカーがなかなか昼間売上げがいかないよと。夜も今までは普通の夜桜だけだとそんなにお客さん来ないよということで、これもし流れ星がなかったら、ひょっとしたら来年の開催のときにキッチンカーが手挙げする人が少ないんではないかなというふうに考えました。

これは３日間でもかなり忙しく売上げがいったよということはすごく大きかったなと思いますので、やはり昼間なかなかお客さんがお金使ってくれないけれども、夜その３日間でもお金使ってくれるとなると、その３日間を中心にキッチンカーの人たちもまた来年も参画してくれるのかなというところも感じましたので、先ほど答弁いたしましたとおり実行委員会のほうでどのような結論を出すかというところ、これは本当に観光協会の皆さんにしっかりと検討していただくということ、それから新たな実行委員会、特別な流れ星を実行する委員会をつくっても私はいいと思いますので、その辺のところも含めてみなみの桜と菜の花まつりの部会、実行委員会のほうで協議をしていただいて、早いうちに方向性を示す、そしてお金のこともそうですけれども、下田市は黒船祭でクラウドファンディングをやりました。そのようにクラウドファンディングをやってお金を集めるということも貴重だと思います。

町内のある事業所の代表の方、社長さんは、すばらしいイベントだったの我々民間人もお金出すから来年もやってよという声をいただきました。幾らくれるとは言ってないんですけれども、そういう民間の皆さんのお力を借りたりクラウドファンディングをやったりとして予算を少しでも町もかけないようにする、それからボランティアの方も私も知り合いも東京や清水のほうから来ましたけれども、ぜひ来年もあるならお手伝いさせてくれというふうに

言っておりましたので、役場の中でも職員でもやりたいと言っている職員もいましたので、いろんなやれない理由ではなくてどうしたらできるかということを考えて、最終的にできるかできないかは結論は出ると思いますので、それに向けてみんなで協議するということが大事だと思います。

とにかく、何のためにやるかというのは、観光というのは費用対効果ということも言われていますけれども、東京タワーがいろんな電飾で明かりを灯しているのはあれ費用対効果なんかはなくて遠くからでも見ている人が楽しめればいいわけであって、だからうちも夜桜というのはやはりお金はかけるけれどもそれで来てくれたお客さんが満足してくれればいいかなというふうに私は思っていますので、そのためにはしっかりと地域にお金を落としてもらうように、繁忙期ではなくてもちょっとずらした３月に入ってからでもいいのかなと思いますので、その辺も含めて全体を含めて皆さんで協議をしてやるかやらないか最終的に結論を出していければいいかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ありがとうございます。

今町長の答弁にもありましたように、実際この桜まつりが終わった後、下田の出店された方たち何人かからぜひ来年もやってほしいと、それに対して我々もいくらでも協力するよと、南伊豆だけで人が足りないんだったら下田からも出るよと、そういう温かい声もいただいております。

当然、南伊豆町民の中からもそういう声もいただいておりますし、まして今回ボランティア見てみると町外からの参加者も、それこそ東京から来たりとかいろんな方面からも来てくださる方もいるので、なぜ来てくれるかといったら、やはりこのイベントに魅力を感じてこの地に魅力を感じているからだと思います。ほかのイベントで例えばそういうボランティア来てくれますかと言ってもなかなか自分が満足するイベントってないかと思うんで、どういう結果になるかはまだこの先になると思いますけれども、簡単にやめるのではなくどうやったらできるのか、どうしてもできなかったらできない、そこまで突き詰めた中で結論が出ればいいのかなと思います。

次に、新たな役場敷地内に造られる観光専用駐車場についてお伺いします。

予算決算委員会のときにもお聞きしましたが、桜まつり期間中の土日における役場駐車場

並びに観光専用駐車場の有料化は可能でしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

現在、下賀茂地内において整備を進めております観光イベント用駐車場の有料化につきましては徴収条例を整備することにより可能でありますが、当該施設整備費の主要な財源である過疎対策事業債の起債計画書において、みなみの桜と菜の花まつりの開催期間中や周辺施設を利用する観光客の利便性の向上のほか、各種イベントなどによる活用を想定した駐車場整備であり、駐車料金は徴収しないものとしていることから、当該施設の完成後は無料駐車場として運用し、周辺地域の活性化に資するための施設として活用する考えであります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　観光イベント用駐車場の有料化は難しいということが分かりました。

ちなみに、この駐車場は通年開放し利用することができる予定なのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えいたします。

整備後はホールそれからふれあい広場とか各種イベント等がありますと通常どおり駐車ができるというふうに広く使っていただくということで想定をしております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ふだんのそういうイベントとかがないときというのは開放せずに封鎖しておくような感じなんですかね。それとも開きっ放しにして庁舎に来た人とか商工会に何かがあったときにはどんどん皆さんが自由に利用できるようになるのか。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

特別イベントのときのみ開けるというようなことは基本的には考えておりません。商工会等、当庁のほうでも会議等があってかなり集まりが多い場合に駐車場混雑しますので、そう

いうものの緩和ということも含めましてイベントの駐車場ということの位置づけで使用させていただきます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　副町長。

○副町長（渡邊雅之君）　補足で１点だけ。

先ほど観光課長のほうから答弁ございましたが、周辺の施設を利用する方についても駐車をしてもいいような形で持っていきたいなと思っております。

例えば、この辺最近飲食店もかなりこの通りできてきまして、駐車場がかなりなくて右往左往しているような状況がありますので、そちらの方がこちらをちょっと使うというのもいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　その場合は、例えば役場営業時間内だけでなく、夜とか24時間で自由に使えるような形を予定されているんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　副町長。

○副町長（渡邊雅之君）　ケース・バイ・ケースによると思うんですけれども、例えばその時間帯、役場の行事で何も使う予定がなければ当然空いていれば使っていただければ結構かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　その新しい駐車場に関しては分かりました。

既存の今の現在の皆さんが使っている役場駐車場の桜まつり期間中の土日の有料化というのはいかがでしょうか。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

新規の駐車場と現在の駐車場も含めまして有料化というのは基本的には考えておりません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　分かりました。

今後予想される駐車場不足に対して、対応する計画等があるか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

例年、みなみの桜と菜の花まつり期間中には、実行委員会直営の駐車場のほか、青野川沿いの桜並木周辺に個人の駐車場が設置されておりますが、桜が見頃となる週末には、各駐車場が満車となる時間帯があることは認識しております。

現在、下賀茂地内で整備中の観光イベント用駐車場は、本年９月の竣工予定であり、完成の暁には、祭り期間中における駐車場不足の軽減にもつながるものと考えていることから、現時点において、さらなる駐車場整備の予定はありません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ありがとうございます。

渋滞するほど混雑する日というのは本当数日かなと思っていますので、新たにできるその専用駐車場に期待をしたいと思います。

続きまして、みなみの桜守人の会についてお伺いします。

昨年、桜並木の保全活動を目的として発足したみなみの桜守人の会ですが、町内外から16名が集まり河津桜守人の会の活動視察、青野川の桜並木の剪定作業などを行われております。

今後、剪定作業の拡大や剪定師の活用など、活動の拡大も考えられることから、会員募集などにより増員する予定などはあるのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

みなみの桜守人の会は、昨年８月に発足時15名でスタートし、その後１名が加わり現在16名であります。

会員募集は随時行っておりまして、５月15日号広報みなみいずお知らせ版に募集記事を掲載したほか、作業時は会員だけでなく、広く町民に協力を仰ぐことも検討するなど、会員増

員の取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　質問通告提出後に募集記事を拝見いたしました。

現状、新たな申込者ですとか反応は今来ているのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

実は、この広報を出して、先週でありますがお二人ほど役場の観光課窓口のほうに会員の登録ということでお見えになっていただきました。

反応的には、やはり桜並木の保全ということで関心があるようです。

今後ともこういう活動それから募集を続けて会員さんをできるだけ増やしていくと、それで整備を実施できたらいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ありがとうございます。

桜並木の対象範囲も広いので、一人でも多くの地域住民に関心を持っていただき、保全活動を行っていけたらと思いますので、引き続き会員募集などをよろしくお願いします。

次に、商工観光課の前にキリンビールの晴れ風ＡＣＴＩＯＮというチラシが貼ってあり、桜の植樹・保全活動に売上げの一部が活用されると書いてありましたが、どのようなもので当町ではどのような形で使われるのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

キリンビール株式会社の社会貢献活動といたしまして、市区町村における桜の植樹・保全活動に対する寄附事業、いわゆる晴れ風ＡＣＴＩＯＮに令和７年10月に応募し、厳しい審査を通過した後、11月に採択されました。

採択自治体は各都道府県２団体でありまして、静岡県では本町と磐田市が採択されております。

頂いた寄附金につきましては、桜の樹木台帳の整備や樹木医による診断などの保護管理活動費用に充てるよう計画しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　みなみの桜守人の会の発足と同じタイミングで採択され、県内２団体に選ばれるなんてすばらしいと思います。

専用サイトから南伊豆町に寄附ができるそうですが、どのような仕組みになっているのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

このキリンビール晴れ風ＡＣＴＩＯＮ、まず最初にキリンビールでは晴れ風を皆さんが購買するとその買った収益の一部がまず原資となって各市町に配布をされるというのが原資です。それにプラスして晴れ風コインというのがあります。晴れ風のビールに、または商工観光課の前にＱＲコードがありますがそこから入っていただきますと全国の指定された市町の一覧が出まして南伊豆町が出ます。南伊豆町の応援ということで、そこで晴れ風コインを南伊豆町に送ってもらうと。１人１回１日当たり0.5円ということで付与されますので、毎日やっていただくと0.5円ですので１円、10円とか５円とか毎日やっていただくことでそういう南伊豆町へのそれぞれの寄附ができるというサイトがございますので、ぜひ帰りがけに商工観光課の前のＱＲコードを拾っていただいて皆さんで課金をしていただけると大変ありがたいと思っているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　私も商工観光課でその件を教えていただいてから、毎日せっせとぽちっと押しております。

ぜひみんなに知っていただいてみんなで参加をして、少しでもたくさんの寄附が集まるようにみんなでやっていけたら今後いいかと思います。

次の質問になります。

野良猫問題の現状と今後について質問させていただきます。

町の野良猫問題においては、広報みなみいず６月号でも飼い主のいない猫の対策についてという記事が掲載されていましたが、通年での積極的な注意喚起、避妊去勢手術に関わる補助金の改定やボランティアグループとの官民連携の野良猫を捕獲し避妊去勢手術を行い元の場所に戻すＴＮＲ活動など行われております。また、定期的なボランティアグループと担当課や町長との意見交換、保健所や警察を交えた情報交換などを行っており、近隣市町のボランティアや議員からもこの取組への賛辞や追随の意見も聞こえています。

しかしながら、まだまだ無責任な飼い主による多頭飼育崩壊した野良猫問題は後を絶たないのが現実だと思われます。

令和７年度のＴＮＲなど、避妊去勢手術の実績をお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和７年度における猫の避妊去勢手術費補助金の実績につきましては、下小野地区、手石地区を中心に保護された雄猫29件、雌猫32件、合計61件の手術が行われ、49万1,000円の補助金を交付しております。

また、下小野地区で保護した猫について、公益財団法人どうぶつ基金の指定する動物病院で使用できる無料チケットを活用し10件の手術が行われておりますので、令和７年の避妊去勢手術実績は71件であります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　補助金に関しては、以前は室内飼いの猫も対象になっていたものでしたが、野良に限られたにもかかわらずこの実績となりますといかに野良猫が多く後を絶たない状況だということが分かります。

次に、野良猫問題の対応として、近年新たな取組などありましたらお伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

近年の野良猫対策における新たな取組では、令和６年度において公益財団法人どうぶつ基金に行政枠登録を行い、配布される無料不妊手術チケットを活用した対策など、より幅広い

方からの野良猫に関する相談に対応できるよう体制整備を図ってまいりました。

また、今年度から一般社団法人静岡県動物保護協会から猫の適正管理推進事業補助金（上限10万円）の交付を受け、野良猫対策に係る経費の一部に対する助成を開始するなど、町内ボランティアへの支援を強化しております。

今後も引き続き野良猫問題の解決に向け、他自治体やボランティア団体などの先進事例などを参考にしながら研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　いち早く動物基金の行政枠登録をしたということはとても大きなことで、県内でも伊東市、御前崎市、沼津市、三島市、南伊豆町と５市町しか登録していない行政枠登録のおかげで無料で手術ができるということはとてもありがたいことだと思います。

また、新たな補助金の交付も受けるということで、ボランティアさんたちへの負担軽減となるようお願いします。

野良猫の対応には近隣の動物病院も協力していただいていると思いますが、新たな協力事業者などはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君）　お答えいたします。

動物病院の新たな協力者ということなんですけれども、これボランティアで発生した猫だけが対象なんですが、河津町のｉＺｏｏの病院さんが町の補助金の範囲内で避妊去勢手術をしていただけるようにということで協力いただいています。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ありがとうございます。

そちらもボランティアの方から非常に助かっているという声は聞いております。

以前はやはりどうしても安価でやってくれるというところがなくて、以前は３分の１は補助が出るけれども３分の２は自腹ということで、どうしてもそういった野良なんかをやる場合は沼津のほうに持っていったり県外に持っていったりといったところ、今回そのｉＺｏｏさんのほうの計らいで町の助成金内でやっていただけるということだったものですから、皆

さんも発見してから連れていくまでの手間が非常に省けて楽になったという声は伺っております。

現在のところ、ボランティアの皆さんは担当課を通して活動されていることが多いので様々な問題など共有できていると思いますが、多頭飼育崩壊した猫たちのＴＮＲや里親募集を行うに当たり、一時的に保護した猫のノミ・ダニの駆除を自宅の風呂場などで行わざるを得ない、白血病発症した猫をほかの猫と隔離しないといけないなど、スペースの確保にも苦慮していると聞きます。

町としてこのような場所の確保などはできないのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

現在野良猫のＴＮＲや里親探しはボランティアの皆様のご協力の下、ボランティアの自宅や役場の倉庫などで一時的に保護をしている状況であり、一時的な保護施設の必要性についてボランティア側からもご意見をいただいているところであります。

町としても保護施設の必要性は感じておりますが、町が直接、一時保管施設を設置、運営する場合には、施設の確保だけでなく衛生管理や鳴き声、臭気などへの対応、感染症対策、日常的な飼養管理のほか、事故発生時の責任の所在など多くの課題がございます。

また、町による施設の確保については、継続的な人員配置や財政負担も伴うことから慎重な検討が必要であると考えておりますが、遊休施設の利活用や他自治体の先進事例なども参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　確かに町が保護施設を管理するのは難しいと思います。

当然のことながらスペースの問題だけでなく、飼育する能力なども必要となるので託さざるを得ないかと思いますが、遊休施設利活用の具体的な考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君）　お答えいたします。

町有の遊休施設の活用ということなんですけれども、先ほど議員もおっしゃられたように

私どももボランティアの方々とお話しをする機会が何度かございました。その中で、やはり一時的な保護とはいえ餌をあげにいくとか何とかということをするためになるべくボランティアさんの近いところがいいとか、あと猫の体調管理のために空調設備があるところがいいとかとそういう希望を聞いた中で、現状当てはまるような遊休施設を町で所有していないものですから、また、何らかしらそういったものに使えるものが発生した段階で、またボランティアの方と相談できればなと思っています。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　ありがとうございます。

無責任な餌やりなど不適切飼育により多頭飼育崩壊している家では、実際はその家の人が孤立していたり人格や心に問題がある場合が多いそうです。

近所の人たちが分かっていても注意できない、注意しても聞く耳を持ってもらえないという問題もあるようですが、そのような相談は町にも届いているのでしょうか。届いている場合はどのような対応をしているのか、お伺いします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

多頭飼育崩壊している家庭の情報については現在ございませんが、昨年度、下小野地区で１件多頭飼育崩壊に近い状況となっている住民の方から町に相談があり、ボランティアと協働でＴＮＲを行った実績がございます。

多頭飼育などの相談者の多くは、高齢者や野良猫がかわいそうだという理由から安易に餌やりをしたために野良猫が住み着き子供を産んでしまうなどの理由であるため、現在も広報誌などにより注意喚起は行っておりますが、引き続き広報誌やＳＮＳなどを活用して啓発活動に努めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　独居高齢者などの多頭飼育崩壊の場合、急に入院されたりお亡くなりになったとき、いきなり数十匹の不幸な猫が見つかるということがこの数年だけでも何件か

起きております。

近隣住民からの通報などを受けられる体制をとり、各地区の実態を把握することが大事だと思いますが、各区の区長さんや民生委員さんの協力も得ながら、そのような体制をつくることはできませんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

野良猫問題は地域によって状況や課題が異なり、効果的な対策を進めるためにはそれぞれの地域における実態把握が重要であると認識をしております。

令和５年度には、民生委員定例会において、多頭飼育崩壊を未然に防止するため、訪問先で多頭飼育などを発見した場合の情報提供について委員の皆様に協力を依頼しており、これまで数件の報告をいただいております。

今後も、静岡県やボランティアなどと連携しながら、地域からの情報提供や実態把握の在り方について研究してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　実態把握ができていれば注意喚起などもでき未然に防止できることもあると思いますので、引き続き区長さんや民生委員さんにも協力をお願いしていただきたいと思います。

保護された猫は、もらい手がなかった場合、ボランティアが抱えないといけなくなり、費用も含めそのリスクを背負って活動されています。特に、子猫の保護にはとても費用がかかると同時に餌やりなどの労力もかかるそうで、その費用を工面するために寄附を募ったり募金箱を設置、最近ではＩＺＵＢＬＵＥさんに協力していただいてチャリティーＴシャツの販売などで資金調達をしているものの、かなりの持ち出しが必要となっているそうです。そのような負担を減らすためにも、様々な対策が必要だと思います。

次に、マイクロチップ導入についてお伺いします。

ＴＮＲによって避妊去勢手術を受けた猫は耳カットをして地域猫として扱われますが、飼い猫を勝手に手術されたというトラブル防止のためにも飼い猫へはマイクチップを入れるという形はとれないでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

マイクロチップの導入につきましては、飼い主の特定や責任の明確化、迷い猫の早期返還などに有効な手段であり、令和４年６月１日に改正された動物の愛護及び管理に関する法律により、犬・猫を販売する業者にはマイクロチップの装着が義務化されておりますが、一般の飼い主については努力義務としております。

また、飼い猫へのマイクロチップ装着につきましては、動物の飼い主による管理が基本となっており、装着費用や登録管理、読取機器の整備などの課題もありますが、トラブル防止や適性飼育の推進の観点から、飼い猫への装着は効果的であると認識しております。

他自治体では、マイクロチップ装着に対する補助金を制度化している事例もございますので、メリット・デメリット、費用対効果なども含め、調査・研究を進めるとともに飼い猫へのマイクロチップ装着に関する普及活動を推進してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　実際にＴＮＲで病院に連れていったら、手術済みの猫だったということがあったそうです。その猫は普通に飼われていたものの飼い主が亡くなり、そのまま外に放り出された猫だったそうです。

耳カットしている猫は登録不要で地域猫として扱い、耳カットを入れていない猫の多くは飼い猫であり、マイクロチップを導入することによって手術済み情報なども分かり、室内から逃げ出してしまった場合でもＴＮＲの対象外として判断できると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

続きまして、今後の野良猫問題についても様々な課題があり、担当課には多忙な中、前向きに対応していただいていると感じております。また、ボランティアメンバーからの信頼も厚いようです。

今後求められる対策の拡充に、担当課やボランティアの負荷分散からも、野良猫問題に専門特化した人材が必要であり、そのための地域おこし協力隊の採用をぜひご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

野良猫問題に専門特化した人材の活用につきましては、ＴＮＲ活動の調整や地域住民への啓発、ボランティア団体との連携、里親探しの支援など、多様な効果が期待できるものであると考えており、動物愛護と地域活性化を活動内容としている地域おこし協力隊の事例などがあることも認識しております。

なお、地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域の課題解決や地域活性化を目的とした活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であり、本町では、隊員活動の経験が退任後の生活に生かされ、地域での活動を継続していただくことを重要視する募集要件としておりますので、任期満了後のキャリアやビジョンを見据えながら採用について慎重に検討してまいたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君。

〔１番　安藤広和君登壇〕

○１番（安藤広和君）　野良猫問題はＴＮＲをはじめ、遺棄やけがした猫の一時的な保護、里親探しなど待ったの利かない活動が多くあります。そのためにも、すぐ対応できる窓口となる人材が必要だと思いますので、ぜひ早急にご検討いただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君）　安藤広和君の質問を終わります。

ここで15時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５４分

再開　午後　３時０５分

○議長（比野下文男君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　渡　邉　　哲　君

○議長（比野下文男君）　５番議員、渡邉哲君の質問を許可します。

渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　５番、渡辺です。通告書に従いまして一般質問を行います。

最初に、４月11日の伊豆新聞の１面でございますが、下田の伊豆つくし学園児童部門廃止に衝撃という記事が載っておりました。定員10名のところ８名の入所で経営が成り立たない、他の部署から人員を回してやり繰りをしましたが、民間団体であるため他の部署を守るためにも限界であり、苦渋の決断であるが廃止を決めたという、そういう大まかな記事でありまして、障害者と家族を支援する下田市の福祉担当者も困惑、賀茂５町と連携して対策を検討する必要があるという大まかな記事でございます。

そこで、廃止に至る経過について、当町ではいつ、どのように知ったのか、教えてください。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

令和７年10月16日に社会福祉法人伊豆つくし会理事長が来庁し、指定障害児入所施設伊豆つくし学園の事業廃止に関して説明があり、担当課からは閉鎖の理由、入所者の状況等について報告を受けております。

また、静岡県、賀茂地域１市５町、障害者団体、相談支援事業所、サービス提供事業所、特別支援学校等が出席する賀茂地区障害者自立支援協議会臨時会議が同年12月23日に開催され、伊豆つくし会理事長及び施設長から閉鎖に至る経緯について改めて説明があり、その理由としては入所児童数の減少、人件費負担の増大、有資格者確保の困難及び人員配置基準の維持が難しくなったことを挙げております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　伊豆つくし学園伊豆つくし会の定款というのを見ますと、この定款に第１種社会福祉事業として障害児入所施設の経営というのがありまして、その後には、この法人は地域社会に貢献する取組、日常生活または社会生活上支援を必要とする者を支援するため、無料にてまたは低額の料金で福祉サービスを積極的に行うという定款がございまして、

これについて所轄官庁である静岡県がそうだと思うんですが、定款の完成には当然県の承諾も必要だと思うんですけれども、事業者と県との協議は当然行われたと思いますが、その辺の話の中で何かありましたら、町長、お聞かせ願えますか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

静岡県健康福祉部障害福祉課に確認したところ、このたびの障害児入所施設の閉鎖に当たっては伊豆つくし会から事前の報告は受けておりましたが、令和７年12月23日に開催された賀茂地区障害者自立支援協議会臨時会議が実質的な協議の場であったと聞いております。

会議の席上、静岡県は障害児の受入先の決定以前に施設の閉鎖決定を行ったことに対して遺憾の意を表明したほか、経営に関する懸念事項について指摘をしております。

また、これらを受けた静岡県の当面の対応としては、児童相談所を中心に入所児童の処遇調整を実施しているほか、県庁内の関係部署によりプロジェクトチームが設置され、賀茂圏域における障害児支援体制の整備について検討が始まっており、今後賀茂地区障害者自立支援協議会においても協議が行われていく予定です。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　課長、協議が行われているということは、まだ協議中ということですか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

協議中でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　では、また聞きますけれども、協議中ということは決定とは違うわけですね。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

すみません、言葉が足りなくて申し訳ございません。

廃止については決定です。12月３日の伊豆つくし会の理事会において廃止については決定を受けております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　この問題については、そういったお子さんを持つ親にしてみれば大変重要な問題で、県としても定款廃止の申請が出ればすぐ受け入れるものなんですかね、課長。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

今回の障害児の受入れ態勢については、入所については廃止ですけれども、そのほかの支援体制についてはただいま協議中というところなもので、そこも含めて今協議をしている中で、ただ法人として決定したことについては県としても致し方がないというところはあると思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　町としては、町長、この廃止に至った原因は経営の問題というふうに言っているんですが、これあれですか、単に経営の問題で片づけてしょうがないでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

社会福祉法人伊豆つくし会では、少子化の進行に伴う対象児童数の減少による法人経営の悪化のほか、児童福祉法により配置が必要となる保育士や児童指導員等の有資格者の確保が困難になったことを主な要因としております。

今般の障害児入所施設の廃止については、法人の厳しい運営状況と地域福祉の一翼を担わなければならないその責務との間において苦渋の判断であったと推察するとともに、少子高齢化により全国的に働き手が減少する中、特に専門職種における人手不足の常態化を背景とする福祉業界の人材採用難を改めて強く認識したところでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　新聞報道によりますと８人が対象者で、３人がよその施設へ移ったのかな、そして２人は繰上げで障害児のつくし学園の施設へ入ったと。ごめんなさい、者の施設へ入れていただいたと。それで、３名の方は行き場所が見つからなくて在宅であるという報道でした。

あれですか、課長、南伊豆にそういう対象の方がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

その３人も含めて８人のうち南伊豆の関係者はおりません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　南伊豆町に対象者の方がいなかったということは、何と言いましょうかそれ以上は言えませんけれども。

そこで、町長、前はこれ一部事務組合の運営でしたよね、つくし学園。それから社会福祉法人になって現在は独立採算ということだと思うんですが、民間であるとしてもこういったことの、憲法にも謳われております皆平等、そういった中で受入先がなくなる、ましてや在宅、これ携わった人でないと分からないけれども、在宅で面倒を見るというのはとても大変なことなんです。

という中で、たとえ民間の社会福祉法人といっても行政が何かしてあげられるという、助けを出すということはできないんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　副町長。

○副町長（渡邊雅之君）　12月の皆さんが集まった会議の席上で、例えば追加の負担金で福祉法人を支援するとかというご提案を会議の場でざっくばらんな中でご提案申し上げたところですけれども、しかしながら有資格者の確保がままならないと、お金はあれど人材がそろわないということでそこの部分がかなわなかったという事実がございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　何とも言いようがありませんね。何と言ったらいいんでしょう、議長。

本当に。

近隣といってもあれでしょう、課長、近隣の施設というのは大体どの辺になるんですか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

静岡県内における障害児入所施設では、福祉型障害児入所施設が９施設、医療型障害児入所施設７施設が事業展開をしております。

近隣では、廃止された伊豆つくし学園と同様の福祉型の障害児入所施設が沼津市、富士市、医療型障害児入所施設については伊豆の国市、清水町に所在しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　大分距離的には遠いところで、これは面会に行くにもだんだんと実際のところ親も高齢化しておりまして大変ですね。

南伊豆にも障害者施設と言ったらさしだ希望の里、それで松崎の十字の園、そういったところがあるんですが、そういったところに働きかけてもかなわないものですか。

○議長（比野下文男君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（山田日好君）　お答えいたします。

やはり伊豆つくし会が廃止した理由の中で人材確保がままならないという理由があります。ほかのところも同様に、やはりやるとなると人材確保も難しいでしょうし、やはり子供の数も減っている中でそういう方々も減少しているというところを鑑みると、やはり受入れはかなり難しいというふうに推慮します。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　子供たちの人口が少なくなってそういう障害者の数が減っているということは、これはある面ではいいことですよね。

でも、南伊豆、たまたま該当者がいないといっても将来的にどうなるか分からないことでございまして、私も関わりましたが最初は24名いたんですね。当時、何十年も前に。それで結局この会も手をつなぐ育成会という会がありましたけれども、去年親がみんな高齢化になりまして会長を受ける人もいない、たまたま入っている子供たちがいない、大人になって、

そういった中で会はなくなりました。

そういう状態ですから、いないということは大変いいことだと思うんですが、今後はまたどうなるかこれ分かりませんよね。でも、本当に何と言ったらいいのか。

町長、また首長会議とか、これは南伊豆だけの問題ではないと思うので、そういう会合がありましたら、岡部町長、ぜひこの問題を取り上げていただいて近隣市町の首長さんと話合いをしていただいて何かいい打開策は見つけられないものでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

障害児入所施設につきましては、障害児やその家族を支える重要な役割を担っているものと認識しており、その必要性については賀茂地域の各首長においても共有されているものと考えております。

しかしながら現時点において、賀茂地域１市５町による障害児入所施設の体制整備に関する協議は行われておりませんが、静岡県では賀茂地域の障害児支援体制の整備についてプロジェクトチームを立ち上げて検討を進めておりますので、今後は賀茂地区自立支援協議会において県・市町・事業所等の関係機関による課題整理や方向性など協議が進展するものと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　少しは希望が持てますね。

ぜひこの問題については、先ほど町長も言われたようにその会がますます発展することをお願いして、どうぞ町長、町長が主導権をとってひとつ他の市町に働きかけていただけるようにお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

中学校が統合されまして、より充実した部活動が送れると思うんです。

そんな中で、先日は遠征中の事故がありまして若い命が奪われました。

当然、南伊豆町も遠征時においてはいろんな決まりとか規則とかあると思うんですが、今のルールの実態と現状をちょっと教えていただけますか。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

先般、報道にて大きく取り上げられておりましたが、磐越自動車道における新潟市北越高校ソフトテニス部生徒の死傷事故は本当に痛ましいものでした。亡くなられました生徒のご冥福を祈るとともに、けがをされた生徒、ご家族や関係者の方々に改めてお見舞い申し上げます。

さて、本町における部活動等遠征時の対応についてですが、基本的にはその費用を町が負担しております。

移動の方法といたしましては、所属部員の規模や会場によって学校にて判断をしており、テニスや卓球などの個人戦では公共交通機関の利用が多く、バレーボールなどの団体戦では貸切りバスへの依頼、また、近隣の会場などの場合には町のマイクロバスを使用し、町の会計年度任用職員である運転手が対応するケースもありますが、この場合には教育委員会事務局が責任を持って対応をさせていただいております。

昨今では燃料費の高騰などの理由から貸切りバス料金の高騰や運転手不足などによるバス確保の困難さなども生じておりますが、基本的には安全面を最優先とし、また、全国的に進められております部活動の地域展開も見据えつつ、学校、地域と連携しながら、引き続き安全な学校活動の継続に努めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　教育長、それからひとつ時間外の引率者の件はどのようになっておりますか。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　引率者は教員ですので、必ず教員はやはり特別な手当が出ます。部活動手当というのがございますので時間外でも出ます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　では、教育長、南伊豆町は万全ということでよろしいわけですね。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　子供たちの輸送の問題については、近隣ですと保護者にお願いして

いるケースが多々あります。例えば下田市とか賀茂圏域でもそう遠くないところ。

この保護者にお願いするのは万全ではありません。やっぱり何かあったらという問題もございますし、だから保険の問題等々で毎年苦慮しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　ある市町では遠征の泊まりはやめるとか遠くへは行かないとかそういう決まりもあるそうですが、当町は。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　そうは言っても例えば卓球部１つとってみましても藤枝なんですね、会場が。朝早くからという移動になりますと力が発揮できるわけがありません。ということになりますと、少ない人数でも前泊を認めざるを得ないということがありますよね。だから、前泊であれば公共交通機関、電車等使えるわけで、そのほうが安全という。

だから、より安全な方法をいつも探っているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君。

〔５番　渡邉　哲君登壇〕

○５番（渡邉　哲君）　安心しました。

やっぱり若い子を乗せてそれで事故があったりしたら堪らないですよね。

そういうことで、当然当町はちゃんとしたルールの中でやっているとは思っております。でも学校が新しくなって部活もより活発になりますよね。

そういった中で、いま一度確認をする意味で質問させていただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（比野下文男君）　渡邉哲君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（比野下文男君）　本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

明日６月５日は休会ですが、一般質問、議案審議のため会議を開くことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

したがって、６月５日午前９時30分より会議を開くことに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会　午後　３時３１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　比野下　文　男

署名議員　　岩　田　　稔

署名議員　　大　年　美　文

令和８年６月定例町議会

（第３日　６月５日）

令和８年６月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和８年６月５日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　報第　２号　専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
日程第　４　報第　３号　専決処分の報告について（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第　５　報第　４号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和７年度南伊豆町一般会計）
日程第　６　報第　５号　予算繰越計算書の報告について（令和７年度南伊豆町水道事業会計）
日程第　７　報第　６号　放棄した債権の報告について
日程第　８　議第４２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和７年度南伊豆町一般会計補正予算（第１１号））
日程第　９　議第４３号　南伊豆町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第１０　議第４４号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第１１　議第４５号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１２　議第４６号　南伊豆町海水浴場条例の一部を改正する条例制定について
日程第１３　議第４７号　財産の取得について
日程第１４　議第４８号　南伊豆町道路線の廃止及び認定について
日程第１５　議第４９号　令和８年度南伊豆町一般会計補正予算（第１号）
日程第１６　議第５０号　工事請負契約の締結について（令和８年度普通河川鳥屋川河川災害防除工事）
日程第１７　発第　１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
日程第１８　各委員会の閉会中の継続調査申出書

日程第１９　議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	安藤広和君	２番	岩田　稔君
３番	大年美文君	４番	黒田利貴男君
５番	渡邉　哲君	６番	宮田和彦君
７番	比野下文男君	８番	長田美喜彦君
９番	稲葉勝男君	１０番	清水清一君
１１番	齋藤　要君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	渡邉雅之君
教育長	佐野　薫君	総務課長	勝田智史君
防災課長	髙野克巳君	企画課長	平山貴広君
地域整備課長	白井秀治君	商工観光課長	髙橋健一君
町民課長	土屋秀久君	健康増進課長	宮本利江君
福祉介護課長	山田日好君	教育委員会事務局長	山口一実君
生活環境課長	廣田哲也君	会計室長	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤由紀子	係長	内藤彰一

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（比野下文男君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和８年６月南伊豆町議会定例会第３日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君）　本日の議事日程は、配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより議長が指名します。

２番議員　　岩　田　　稔　君

３番議員　　大　年　美　文　君

◎一般質問

○議長（比野下文男君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　清　水　清　一　君

○議長（比野下文男君）　10番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

一般質問の通告書に従い、順番に質問させていただきます。

それでは、まず最初に、エネルギー高騰による影響対策についてお伺いいたします。

ここ２月、３月から、オイル危機みたいな形となっています。それで、エネルギーがないという形の中で、いろいろ諸物価高騰とか、あるいは物が入らないという形がありますけれども、その中でまず、こういう物が入らないとか諸物価高騰の中で、３月議会で予算をつけましたけれども、この影響が町政に関して何か出てきているのかどうか、まずそこからお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　おはようございます。

お答えいたします。

エネルギーの高騰は、電気・ガス料金やガソリン代の上昇を通じて家計を圧迫し、可処分所得の減少を招くなど、国民生活や経済に深刻な影響を及ぼしております。

町政においても同様で、町有施設の光熱費の増加だけにとどまらず、輸送コスト増大による事務用品調達費用や、資材や工事費の高騰にも波及するなど、行政コストへの影響が現時点においても顕著に表れております。

エネルギー高騰による行政コスト増加への対応でありますが、光熱費については、庁舎をはじめとする町有施設のＬＥＤ化の推進や、電力各社の電気料金単価を比較し契約先を選定するなど、電気料金の抑制に努めております。

また、電力消費量の削減に向け、廊下や不使用エリアの消灯励行や空調機器の集中管理に加え、本年５月１日からは、年間を通じたクールビズ・ウオームビズを実施することとしたほか、高圧電力が不要となった町有施設の低圧化など、さらなる省電力化と維持管理費の抑制について調査研究し、改善に取り組んでおります。

なお、業務委託や工事、物品調達については、早期発注を心がけ、物価高騰及び労務単価改定の影響を最小限に抑えるための取組を全職員で推進するとともに、事業費が予算額を大幅に上回ることが明らかである場合には、施工延長や購入数などの事業量の縮小などによる調整や事業着手の見送りについても検討する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　ということは、事業費なんかやるときに、入札とかあったとしても、それが不調になる可能性もあると、見送りの可能性もあるという話だと思いますけれども、業者に対して、また安くやれよと、赤字になってまで業者にお願いするわけにもいきませんから、それも仕方ないことかと思いますけれども、なるべくそういうものをうまくやっていただきたいと思います。

それで、２つ目として、町民の影響と対応策の考えはということでございます。

やはり町民の方々もガソリンが上がって、一時期はガソリン・軽油より重油のほうが高かったという、３月の初旬ですね、そういうときもありました。普通、ガソリンと重油というのは、大体30円の差があるものですけれども、それが逆転して、３月の時点では重油のほうが高かったというときがありました。

今は違いますけれども、そうやって考えたときに、３つ目と一緒なんですけれども、町民の方々もこのエネルギー高騰について、大分苦労していることと思いますけれども、その影響と、また対策等は、町ではどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

このたびの行政報告でも申し上げたとおり、本町では、物価高騰の影響により疲弊する町民の皆様への支援と地域経済の活性化を目的とした、みなみいず地域振興商品券事業を実施いたしました。

本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、全町民を対象に１人当たり２万2,000円の商品券を給付し、総額にして１億5,393万4,000円、6,997セットを町民の皆様にお届けすることができました。

本事業でお配りした地域振興商品券の使用期間は、令和８年４月１日から７月31日となっております。深刻化する国内の物価高騰などによる影響に対応した効果的な対策を講じることができたと認識をしております。

また、先月開かれた政府与党連絡会議の冒頭で、高市総理は、長引く物価高騰やイラン情勢の緊迫化に伴う石油関連製品の供給不安について、国民の命と暮らしに影響が出ないよう、

目詰まりの解消に万全を期すと強調したことから、現状の施策に加え、新たな施策を打ち出すと見られ、加えて補正予算の編成にも言及していることから、引き続き国の動向を注視し、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　ということは、国の動きによって補正予算が出てきたときに、町のほうで考えてやりたいという話だろうと思いますけれども、町民の影響はありますけれども、町内業者がやはり高騰の中、皆さんコスト高になっていくということを考えると、この間も商工会の総会のときに商工会長が、うちは水道屋だけれどもパイプが入らないと、まして、ある道具を使いたいんだけれども、やろうとしても、今度は糊を売ってくれないと。それまでは、糊は１ケースで買えたものが、１回注文するごとに小さい１缶しか来ないと。それで仕事をしてと言われても、それはなという話になって、塩ビ管のパイプもなかなか仕事がはかどらないという形を考えたときに、こういう町内業者への影響に対する対応策は何か考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、本町では物価高騰対策として、みなみいず地域振興商品券事業を実施しております。当該事業の目的は、町民の生活支援はもとより、個人消費の拡大による町内事業者の支援につなげることでありますので、一時的ではありますが、町内の消費活動の活性化による一定の経済効果が見込める事業であると考えております。

このほか、町内商工業者の事業継続を支援するため、事業用店舗等の改修や事業用備品の購入など、事業用経費の一部に対して助成する南伊豆町事業者事業継続支援補助金を創設し、商工会による事業者支援を予定しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　ということは、事業継続支援金という形をやるという形があります。この枠が少ないものですから、また少ないと予想されるわけです。それも事業費の半分とか

３分の１とかの補助金になろうかと思います。申請者がどのくらいいるのか、それは分かりませんけれども、この枠が大きいほうがいいのかなと思って考えます。

それで、今町長が話した中で、商品券の話がございましたけれども、これは２月の段階で、イランと戦争が始まる前から決まっていた話で、たまたまそれがタイミングよく、これは理由づけになるという形の中で、理由づけの中の一つになったんだろうと思います。先に戦争があるというのが分っているわけではないんですから。

一応それは、エネルギー高騰対策にもなるんだけれども、後づけの理由づけだろうと思いますから、新たなものといったら、継続支援金くらいなのかなと思いますけれども、そういう地元業者がうまくなる方向を、うまくこれから担当課と合わせて、考えておいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

今まで町民の方を中心に、コロナの頃から様々な支援をさせていただきましたけれども、基本的には国の交付金等があって、やらせていただいているというところなので、町の単費でやるというと、かなり厳しい状況になるのかなと。また、支援の幅も大変狭くなってしまうのかなというふうに思いますので、今後、今、国のほうでも、先ほど答弁したとおり、補正予算の編成も含めまして、予備費並びに補正予算の編成も含めた中で、この夏の３か月間は電気・ガスの支援をするというようなこともうたわれておりますので、その辺のところも含めまして、町民の皆様にも国のほうの支援の中で、少しでも町民の生活が楽になってくれればなというところで、町としては今のところ、直接何かをということは、今検討はしておりません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分かりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、２つ目の教育行政の取組についてをお伺いいたします。

まず最初に、４月からの新南伊豆中学校の状況はという形の中で、新たな南伊豆中学となり、生徒の様子はどうなのか、それをまず最初にお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　お答えいたします。

去る４月９日、議員の皆様にもご列席いただくなど、町民の皆様の温かいご支援に支えられ、南伊豆中学校の開校式を挙行いたしました。

開校式では、旧南伊豆中学校、旧南伊豆東中学校から引き継いだ２名の生徒会長それぞれから、南伊豆中学校の歴史の幕開けにふさわしい、すばらしい挨拶に続き、校歌を作曲した町観光アンバサダーのまなまるさん本人の伴奏により、生徒全員で新たな校歌を斉唱しました。

南伊豆中学校は開校から約２か月となりますが、心配されました通学に関しまして、始業式から約１か月間は教育委員会でも登校の見守り活動を実施したところであり、新たに導入したスクールバスについても、範囲が広くなった自転車での通学についても大きな問題は見られず、順調なスタートとなっております。

また、教育活動に関しましても、これまでの両校の取組をうまく融合し、新たな南伊豆中学校での活動に生かしていくべく、教職員一丸となって取り組んでいる状況で、また各学年２クラスになったことにより、複数の教科担任で授業の研究ができるなど、教員自身の資質向上、授業の魅力向上にもつながっております。

生徒間では、開校当初こそ若干のぎこちなさはあったものの、旧２中学校時代からの積極的な交流活動、本町の生徒持ち前の明るさにより、すぐに打ち解け、一つの学校の仲間として学習や特別活動に取り組む姿が見られており、毎年実施している臨床心理士の学校訪問相談事業により訪問し、授業の様子を見た臨床心理士からも、比較的落ち着いた授業環境であり、もともと違う学校の生徒同士が授業中に積極的に話し合う場面も見られるなど、おおむね良好な環境となっているとの評価もいただいております。

さらに、部活動に関しましては、人数の問題で、これまでは２校の合同チームとして思うような練習ができない等の弊害もありましたが、１校になったことで、これまで以上にチームの輪が育成され、練習にも熱が入るなど、今後の活躍が期待できます。

今回の統合で、町内唯一の中学校となりました南伊豆中学校の生徒を町全体で見守り、育てていくためのご支援を町民の皆様にもお願いしつつ、議員の皆様からも温かいご支援や激励を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　今、いろいろ教育長から話がありまして、大体落ち着いて授業を受けて、学校生活を送っているという話でございました。

その中で、昨年の11月に新聞にちらっと出たんですけれども、南伊豆でいじめの問題があったと。それがどうなっているのか。それで、その対策として今回の補正予算に載っているのか、その内容をお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

昨年の新聞で報道された内容ということですが、生徒間のいじめにつきましては、これから総務課のほうで、いじめの調査を実施するということで、今回の補正予算の中で委員報酬を計上させていただいているという状況でございます。

ただ、どこの地域でもそうなんですけれども、いじめの調査というのは非常に時間がかかることと負担が大きいということで、どのような調査をしていくかというところを、今後、総務課とも調整をしながら進めていくという形になろうかと思ってございます。

以上でございます。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　このいじめ問題、今回の補正予算に総務管理費で、令和６年のものが報告予定だという形で、議案説明のときに聞きました。

それと、２款で地域活性化起業人推進事業という形で、派遣を受けて、学校の先生、何を教えるか分かりませんけれども、起業人推進事業で、学校の先生をやるんだという話がございましたけれども、この両方とも、いじめ問題とは関係ない話でしょうか。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

いじめの関係につきましては、いじめ問題の調査委員会ということで、いじめのこれまでの内容について調査をして、どういう状況だったかということを確認するための機関でございます。

地域活性化起業人につきましては、小中学校を中心としたＩＣＴ活用の取組を推進していくために、起業人として外部からの派遣をお願いするといった内容になってございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分かりました。地域活性化起業人のほうはＩＣＴの関係で、そういう先生を呼ぶと。

ということは、今答弁があったんですけれども、いじめ問題については、令和７年度のものについては、子供が卒業してから結果が出るという形で、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

どの子供が対象かということは、ちょっとこの場ではお答えできませんが、調査には相当な時間がかかるということを他の地域でも確認しておりますので、結果的に、子供が卒業してからも調査が続くということはあり得ると思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分かりました。うまくやっていただきたいと思います。

それで、前日も通学の問題でありました。２キロあるいは４キロという話がございましたけれども、通学の距離によって違うという形の中で、私なりに調べてみました。そうしたら、日野の信号から前原橋までが約３キロ、2.98とかでした。それと、上賀茂の公民館のところまでがちょうど４キロと考えたときに、上賀茂の橋から上の上賀茂の子供は通学バスに乗れると、だけれども、上賀茂の公民館から手前、下賀茂側の子供は、自転車で通いなさいという話になっているんでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

距離につきましては、一定の線引きが必要ということで、距離を設定させていただいております。距離の算定については、学校から自宅もしくは最寄りのバス停の、どちらか遠いほうで算定するという形になってございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　今、だから、上賀茂の生徒の中で、公民館から下と上として、生徒

がいるかいないか分かりませんけれども、いたとして、それが対応が別なのかということを聞いているんです。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

４キロを超えていればバス通学、４キロ未満であれば自転車通学ということで区別をしておりますので、その状況によって変わってくるということになっております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　この話をしたのは、ある上賀茂の方から、うちの周りのところはバスに乗れないんだという話がございましたから、そういう話を言っています。

それで、同じように考えたときに、では二條のほうはどうなのかと考えたら、やはり加納成持の信号、あそこまでが４キロ、それで、もし間違えて下賀茂経由になった場合、それは銀の湯のほうを回って、国道経由ですけれども、そうすると500メートル短くなって、走雲峡ラインの入口の交差点までが、あそこが４キロです。

そうやって考えたときに、上賀茂あるいは加納の子供たちは、家の位置によって通学の制度が変わってくるという形はまずいのではないかなと。上賀茂の方と加納は、だから、下賀茂だけは仕方ないとしても、加納と上賀茂の子供はバス通学を認めるべきではないかなと思うんですけれども、それはいろいろな考え方があろうかと思いますけれども、そういう考え方があってもいいのか、統合の新しい中学としても、今の中学ではないところへ行くわけですから、そういう特典があってもいいのではないかなと。あるいは昔の小学校の統合のときにも、そういう話はありました。

昔だったら三坂の小学校は、通うときも、蝶ケ野辺りの方は近いから、本当だったら出さないんだよという形だけれども、三坂だからバス代を出しますという話がありました。そういうものも政治判断として、あってもいいのかなと思いますけれども、それに関しての答弁がありましたら、お願いいたします。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

今おっしゃっていただいた三坂中学校、三坂小学校の統合時の対応と、今回の中学校統合の内容は若干違うところがございまして、三坂のときには南中に吸収をするような形の統合

でございました。その関係上、三坂地区から南中地区に通うこととなった児童生徒については、統合の条件としてバス通学を認めていたという経緯がございます。

今回は対等の統合ということで、場所が南伊豆東中学校の旧校舎を使っているという形になりますので、若干その辺の考え方がその当時とは違っているというところと、そもそもこれまで６キロ以上の生徒に対してバス通学を認めていたものを、今回４キロと短縮をさせていただいたということで、バス通学の範囲も広がっているというところで、ご理解いただけるとありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　考え方ですけれども、吸収したからとか統合したからではなくて、併合したからではなくて、やはりそこに住んでいる方々は、対等の学校の統合だと思っているわけですよ。それを三坂地区の方々は、統合だったから、条件としてお金を出しますという話があったとしても、それは新たな中学になったときも同じような考え方で、出しますと言えばいいだけの話であって、それが何人いるのか、前日の答弁でありましたけれども、そういうことも考えられるなと思いますので、これから教育長で、考えてやっていただきたいと思います。

それで、学校通学の距離の問題、やはり乗換えがあります。乗換えがないほうが、スクールバスというのは乗換えがない前提でつくるものが、普通はスクールバスであって、そうやって考えたときに、乗換えがあるということ自体が私は間違いだと思います。乗換えのない方法を、今幾ら言っても、現状でいくしかありませんという答弁になるのは目に見えていますから、あれなんですけれども、乗換えがない方向でお願いいたします。

続きまして、小学校の今後の在り方についてでございます。

今、今年に入ってから、学校統合審議会みたいな、学校をよくするみたいな、小学校をよくするみたいな問題、審議会が始まったと思いますけれども、その状況をまずお教え願います。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

昨年度末から新たな委員会といたしまして、南伊豆町「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」推進委員会という名称の委員会を立ち上げてございます。

これは、小学校統合はもとより、今後の南伊豆町の教育方針について検討している機関でございまして、これまで持ち合わせていなかった10年程度の教育の方針を決定していくというような内容となっております。教育委員会に属する機関といたしまして設置をいたしまして、約25名の委員さんで話合いを進めているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　でもこれは、統合審議会を名を変えてやったような雰囲気で、昨日の答弁から見ても、統合するのが前提だ、当たり前だという話の中で、統合審議会だという形で、私が聞いている限りでは、小学校の活性化とかそういう話ではなくて、統合を前提として、教育長も昨日の答弁の中で、統合を前提として、あるいは教育委員会事務局長も、統合前提としての話であった。

そうではなくて、今の話によると、ふるさと何とかといって、教育委員会の学校問題の委員会だというんですから、統合の話ではなくて、まずよくする話をしてからの話ではないのかなと思います。

だから、統合ありきの話ではなくて、統合をするのではなくて、小学校をいいものにしていくんだという話が全然出てこなくて、統合しか話をしていないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　教育長。

○教育長（佐野　薫君）　疑問点が多いようですので、少し流れをお伝えしたいと思います。

小学校再編につきましては、令和７年３月に学校教育環境整備委員会からいただいた答申に基づき、令和11年度の統合を目指すこと、統合後の小学校施設は南中小学校または南伊豆東小学校の校舎を活用すること、小学校統合後の適切な時期に小中一貫教育を目指すことを、令和７年４月開催の総合教育会議にて決定いたしました。

これにより、教育委員会では、統合の方針や施設の在り方などについて調整を進めるとともに、これまで長期的な方針を持たなかった本町の教育方針について、小中一貫教育の導入を基本的な考え方として、約10年程度の期間を見据えた計画づくりにも取り組んでおります。

一方で、統合後の小学校の位置につきましては、現時点におきましては、校舎の規模、通学のしやすさ、安全性、学習環境としての適正性などを軸に評価・検討を行っている状況で、どちらの校舎を活用していくかにつきましては、今年度中をめどに決定していく予定ですが、

いずれの学校も校舎、屋内運動場ともに建設から既に40年を経過しており、施設の老朽化や安全性に課題を生じている状況から、将来的な建て替え等も考慮していかなければならないと認識しております。

今後におきましても、関係者及び町民の皆様方のご意見を十分にお伺いしながら、準備を進めてまいりますので、議会の皆様におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　再編会議の中でそんな話があったという話はございます。

これ、教育委員会的に見たらそうなのかもしれませんけれども、小学校があることによって地域の活性化が図られると。南上小学校の前に移住者の方々が非常に多い、学校から大体１キロ範囲のところに移住者の方々が大分移住してきている。そういうことを考えますと、地域活性化、あるいはそういうものになってこようかと、定住促進にもなってくるというふうに考えます。

ただ人数合わせで、統合がいいのではないかというのは、話は教育委員会的にはあるかもしれません。ですけれども、よその市町村ですが、やはり５人しかいない小学校もあるわけです。県内にもあります。藤枝だか島田だか忘れましたけれども、あちらのほうにあります。

そうやって考えたときに、小学校を地域活性化の礎として残す方向も考えられるかなと思うんですけれども、町長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

理想論で言えば、これは当然ですけれども、各地域に学校、それから、昔あった保育所、これを残すのは、絶対的に私は理想だと思います。子供が小さければ小さいほど、地域で守る育てるということができるということは、これは理想だと思います。ただ、どうしても子供の数が少なくなってくると、少しずつ集約をしなくてはいけないというところです。

全国的に見ても、市町の境を越えて学校を統合させるというところも出てきておりますので、本町はそれはなるべく避けたいなというところで、町内で今確保できるだけの子供の数は、何とかいらっしゃるというふうに認識しております。

南上小学校も、先日運動会に行きましたけれども、やはり毎年運動会、行かせてもらいますけれども、徒競走で１年生が４人で走る、５人で走るというのを見ると、やはりもっと大勢のところで、にぎやかに開催したいなという気持ちもあります。気持ちとしては、それぞれの学校をそれぞれの地域に、今までの歴史と伝統があるわけですから、残したいという気持ちもありますけれども、これは数の論理というよりも、子供たちにやはり質の高い教育を我々は与えなければいけないというところからすると、子供たちが社会に旅立つまでの間、少ない規模で学ぶよりも、少しでも大きいところでやらなければいけないというふうに思っておりますので、この辺はいろいろな皆様のご意見があろうかと思いますけれども、こういう町の現状ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　答弁ありがとうございました。

それで、小学校がなくなることによって、やはり過疎化が促進されるという形があろうかと思います。ですから、小学校を残しておくのが筋かなと思います。

続きまして、それでは３つ目にまいります。

下田高校南伊豆分校の在り方についてお伺いいたします。

議会と町と県議、その他の団体、ＪＡ込みで、県へ約9,000名の署名簿を提出しました。町長はこのときの様子を見て、どういうふうに考えられたのか、どういうふうに考えておられるのか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

私も皆様と一緒に同行させていただきました。

県のほうにいろいろと町の要望を伝えたわけですけれども、県のほうでどのように受け止めるかというところは、多分当初から、県のほうの方針は変わっていないのかなというふうに思っております。

先ほどの清水議員の小学校の統合の話から、この南伊豆分校の話に来ると、なかなか答えをするのにも、ちょっと言葉が詰まるところがあるんですけれども、小学校は私どもは統合させるほうですけれども、南伊豆分校に関しては、統合が反対だという、閉校は反対だとい

う意思ですけれども、これは小学校と高校の在り方の違いということで認識をしていただきたいなというふうに思いますけれども、南伊豆分校に関しては、やはり長き歴史の中で、多くの地元に残って活躍されている方がいらっしゃいまして、また町の今の政策の中で、農業に大変重きを置いた政策を進めている中で、南伊豆分校の卒業生や在校生の在り方がすごく貴重であるというところから、何とか存続をということをお願いに行ったわけです。

皆様の熱意があって、少しでも変わってくれるのかなというふうに思いましたけれども、なかなか、昨日の黒田議員の質問にも答弁しましたけれども、県はグランドデザインをしっかりと推進していくというふうな答えを出しているので、結果的には我々の思いがどこまで、これから関わっていくのかなというのは、大変厳しい状況かなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　答弁ありがとうございました。

よく私には、解釈ができるところが少なかったんですけれども、そうやって考えてみると、町長の言われたように、小学校の統合問題とこの分校の閉校問題を考えてみると、なかなか答えるのは難しいだろうと。そうなると、県のほうは、グランドデザインを決めたからそのとおりいきますという話が、先ほどの小学校の統合の話と答弁が一緒になる、同じ形になろうかと思います。

そうやって考えたときに、この先、では下田高校南伊豆分校をどうしていくのかと考えたときに、新たな学校として考えていく必要があるのではないかなと。要するにその場所で、県立なのか何か分かりませんけれども、賀茂地域は普通科ではなく、それ以外の総合科だか何科だか分かりません、園芸科かどうか分かりません。ですけれども、そういう普通科だけの地域になってしまうと、人間の多様性が出てこないのではないかなと。杓子定規の人間が多く、普通科が杓子定規ではないんですけれども、そういう多様化の生徒が行く高校がなくなるのではないかなと思うんです。

そうやって考えたときに、新たなものを南伊豆分校に考えていく必要があると思いますが、町長はそれをどういうふうに考えておられますか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

全くそのとおりだと思います。そのことを県教育長とか県の教育委員会に私どもは訴えておるんですけれども、そこのところは数の論理というか、机上の空論というか、なかなか私たちの思いは伝わっていかないというところですけれども、我々も町のほうのサイドとしても、南伊豆分校をどうするかというのは、町の中で協議されていないですよね。議員の皆さんと我々当局側、それから分校関係者、同窓会、後援会も含めて、ずっと学校を残すのか、今の形を少しでも延命しいくのかというところ、残すならどういう形でやっていくのかというのを町の方針として、町というか、私たちの地域の方針として一本化されていないというところがありますので、これはまた近いうちに皆さんと、関係する方と、どうしていくのが一番いいのかという対策とかも考えていかないと、いろいろな方面から、県の教育委員会のほうに声を上げても、何をしたいんだ南伊豆はという、県のほうとしても対応ができないと思うので、一本化して、それを県にお願いしていくということがストレートかなというふうに思いますので、これはまた改めまして、議員の皆さんとも、後援会、同窓会の皆さんとも連携して、そういう会をつくりたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　残すための検討協議会みたいなものをつくって、方針を一本化したいという形だろうと思います。

となると、新たな検討協議会を立ち上げる必要があって、そのためにはいろいろ、さっきの小学校の統合審議会ではないですけれども、そういう形みたいなものを立ち上げて、話をしていくのが必要ではないかなと考えますので、今の町長の答弁でも、そういう形をやって一本化したいという話がございましたけれども、私の解釈はそれでよろしいでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

小学校に関しましては、小学校統合審議会の答申を得ていますので、令和11年の統合に向けて、小学校のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分校については、新たな分校の検討協議会を設置する方向でいくというふうに私は解釈しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

会の名前がそういう名前かどうかは、ちょっと分かりませんけれども、まずは関係する人と集まって協議をして、それで、そういう会を立ち上げるかも含めて、一度やってみたいなと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分かりました。

うまい方向で、高校の問題についてはやっていっていただきたいし、協力していきたいと思います。

続きまして、３つ目に入ります。

町内における鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

これ、町内で、イノシシ、鹿、猿などの大型の獣が出ない場所は、まずないと言ってもいいわけですね。

５月の連休中には、我が家の屋根の上を猿が群れで歩いていきましたし、５月29日は、今、ヒマワリ畑をやっているわけですけれども、ヒマワリ畑の種まきの準備をしていたときに、あそこの日野の太陽光の発電所が、川を渡るところの電線があって、変電所がございます。あそこの周りに鹿が３頭いたと。それも昼間だったと。昼間に鹿が３頭、日野のど真ん中、田んぼのど真ん中にいたという話は聞きました。

それ聞いたときに、町として被害の把握状況は、どういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

鳥獣による農作物被害の状況把握につきましては、認定農業者13名、この中には法人もい

らっしゃいますけれども、を対象に調査を実施しております。令和６年度の調査結果では、被害面積60アール、被害量2,929キログラム、被害額106万1,000円としております。

なお、本調査は関東農政局による調査でございまして、調査対象が認定農業者に限られていることから、調査対象外の農業者や家庭菜園等における被害は本調査には含まれておりません。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　被害の把握状況という形の中で、私、猟友会に入っているから、一覧表が来るわけです。これは一昨年、この色がついているところは100頭以上、一番濃いところはここの緑色ですけれども、100頭以上捕れるところが南伊豆町内にメッシュで３つある。これはイノシシの狩猟状況という形の中で、頭数は書いていないんですけれども、そういうメッシュの表がございます。

それで、この間、猟友会の総会に行きました。そうしたら、町内でイノシシが昨年１年間で、狩猟期間、有害鳥獣合わせて、イノシシが615頭、それで、鹿については有害、猟期と管理捕獲を混ぜて、860頭が町内で捕れているというのが資料として上がってきています。猿18頭入れて、それを合わせると1,493頭、大ざっぱに1,500頭捕れているわけです。

そうやって考えたときに、1,500といったら、町内の人口に合わせたらどうなるのかと考えてみました。そうしたら、町内の人口の約21.2％、５人に１人分、毎年イノシシか鹿を捕っているんだと、それだけ数がいるんだと。では、捕った量、どのくらいなんだと考えたら、一番数が当てはまって分かりやすかったのが、竹麻地区の湊と手石合わせたら、人口が1,500です。ということは、毎年、手石と湊の人口分の鹿、イノシシを捕まえているけれども、被害が減らないということになります。人口の２割いるわけですから、そのくらいになるわけです。

そうやって考えたときに、これ、対策しないと困ってくるのではないかなと。それで、捕まえた頭数の大体３倍から５倍はいるんだろうと考えます。これは、そうすると、人口並みにイノシシ、鹿がいるということになります。

それについて、この被害対策をどういうふうに考えていくのかお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

鳥獣被害対策につきましては、鳥獣の捕獲に加え、電気柵等の購入費に対する補助、緩衝帯整備、被害防止アドバイザー派遣事業など、捕る・守る・寄せつけないをテーマに取り組んでまいりました。

鳥獣対策は一朝一夕に解決できるものではなく、地域の環境や鳥獣の行動変化なども踏まえ、継続的に実施していくことが必要でありまして、農業者ができる最も効果的な対策は、電気柵やワイヤーメッシュ柵を正しく設置することでありますので、被害防止アドバイザーによる的確な指導を継続してまいります。

また、地域における面的な取組が、鳥獣対策においては有効でありますので、行政の支援や環境整備だけでなく、地域全体で鳥獣を寄せつけない意識を共有し、行動していただくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　ということは、これまでの対策を踏襲してやっていくんだという答弁だろうと思います。

そうやって考えたときに、私もやはり電気柵とかメッシュをやっているわけですけれども、老朽化してきて駄目になる機械もあります、電気柵についてはですね。そういうときは補助金申請しないで、じかに物を買ってしまうと、急いでいるわけですから。それを考えたときに、そういう家庭菜園も、やはり町で電気柵を対策で欲しいよという方がいて、それでやっているわけですけれども、機械が壊れたらもう対策しないんですよ。それで畑やめてしまうんですよ、家庭菜園でも。

そうやって考えたときに、電気柵の機械を買うときに、指定店舗だったら、申請して５年以内でもし買い換えるものがあったときは、見積書ではなくて、指定店舗で買った場合は、後でも払えるのではないかと。むやみにやるのではなくて、一応それで領収書を持っていって、こういうわけで農協で買いましたとか、コメリで買いましたという形の中で、領収書を持っていって、許可を出して、その機械が壊れたんですか、ではその機械を持ってきてください、取り替えますという形でできるのではないかなと思いますが、私の簡単な考えなんですけれども、それについて、どういうふうに考えておられますか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

予算の限りもありますので、あらかじめ把握したいので、申請はしていただきたいというのがまず１点ございます。当然、内容も審査させていただきたいです。

それと、２点目は、ワイヤーメッシュの申請であったり、対策の相談に来られる方もいられます。その方々に私たちがお話をさせてもらっているのが、設置する前に、アドバイザーに相談をしてはどうかということを必ずお伝えしています。それは、結果的に補助金で半分出るんですが、半分は自分の持ち出しなんですけれども、正しく設置してほしいし、せっかくつけたのに、正しい設置ではないのでやられてしまった、一番がっかりなところです。

なので、先ほどの家庭菜園も含めて、すごい大げさな言い方をしているところはあるんですが、100歳まで農業を続けてほしいですよというスタンスの下に、アドバイザーの派遣も無料ですので、一度聞いていただけたらいかがでしょうかというようなお話をしております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　いろいろあろうかと思いますけれども、そういう話もあったということです。覚えておいていただきたいと思います。

それで、これからの方針・対策というのは、先ほど答弁で言われたと思いますけれども、方針・対策はどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、本町ではこれまで、鳥獣を捕る・守る・寄せつけない、この３つを基本方針とする多様な対策を講じており、各種補助金をはじめ、対策に必要な予算を継続して計上しております。

鳥獣対策につきましては、自然環境や鳥獣の行動変化などもあり、ゴールの見えない課題ではありますが、被害状況や地域の実情を踏まえ、状況の変化に柔軟に対応するとともに、地域や関係機関と連携しながら、鳥獣被害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分かりました。

強いまちづくりをしたいんですが、考えたときに、イノシシ、鹿等を捕る、町としては箱わなを約10年ほど前から買って、各戸に配付しているわけですけれども、それも大分古くなってきているという形がございます。それもやはり更新していかなければならないのではないかなと考えます。

それも考えておいていただきたいし、もう一つは、鹿の管理捕獲をやっている方々がおられます、13名、町内にね。その方だけで481頭捕っていると、管理捕獲だけで。この処分が困るんだと。穴を掘って埋めたいんだけれども埋められないとか、掘るのが大変だという形がございます。浅く掘ってきて、それで、後でタヌキに掘られてもいいわけなんですけれども、そうもいかないから、なるべく深く掘りたいんだろうなと考えますけれども、鹿をいける場所なんか考えて、管理捕獲の13名の方々に提供したら、もっと捕っていただけるのではないかなと思うんですが、そういう土地の提供みたいなものは考えられませんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

山奥の管理捕獲の件については、今、議員から言われたところで初めてですので、ちょっと回答はしにくいところがあるんですが、一般の私たちが許可を出している有害獣捕獲については、相談は受けておりますので、有害獣対策協議会と相談をしながら、どこかの段階で町の考えは明らかにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水清一君。

〔１０番　清水清一君登壇〕

○１０番（清水清一君）　分かりました。

鳥獣害被害が町内でひどいんだという形を分かっていただければいいし、逆に考えたら、推測だけでも町内には人口ほどの鹿、イノシシがいる可能性があるという形を承知してもらうだけでよかったのかなと思うんですけれども、そのために、それだけの数がいるから対策も必要なんだということを、町も考えていますということを言っていただくようお願いして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩とします。

休憩　午前１０時２７分

再開　午前１０時４０分

○議長（比野下文男君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◎報第２号の上程、説明、質疑

○議長（比野下文男君）　これより議案審議に入ります。

報第２号　専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第２号の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第１条第４号により専決処分したので、地方自治法第180条第２項の規定に基づきご報告するものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　土屋秀久君登壇〕

○町民課長（土屋秀久君）　報第２号の内容説明を申し上げます。

本議案については、令和８年３月31日に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布され、同年４月１日から施行されました。

このため、同法の公布に合わせて、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ

たため、町長の専決処分に関する条例第１条第４号により、令和８年４月１日付けで専決処分いたしました。

改正内容につきましては、議案に付した改正文及び資料ナンバー１の新旧対照表のとおりでありまして、同改正文及び新旧対照表については、総務省自治税務局の例示によるものであるため、説明は割愛させていただき、令和８年４月１日から施行される主な改正について、ご説明させていただきます。

まず、軽自動車税ですが、令和８年３月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、軽自動車種別割を軽自動車税に名称変更するものであります。

また、電気自動車等では、現行のグリーン化特例の適用期限が令和10年３月31日まで延長されました。

次に、個人の町民税の住宅借入金等特別控除につきましては、所得税の税額控除における借入限度額等の見直しを行った上で、適用期間を現行の令和７年末入居から令和12年末入居と５年間延長するもので、所得税から控除し切れなかった額を個人の住民税から控除する限度額に変更はありません。

なお、令和９年１月以降に改正するものとしては、個人の住民税について、物価上昇局面における税負担の調整のため、給与所得控除の見直しや扶養親族等に係る所得要件の引上げが適用されるほか、固定資産税の免税点が引き上げられ、家屋は現行の20万円が30万円に、償却資産は現行の150万円が180万円にそれぞれ拡大され、土地については現行の30万円が据置きとなります。

以上ご報告いたします。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年議員。

○３番（大年美文君）　確認だけさせていただきます。

新旧対照表で見たほうが見やすいと思いますので、お願いします。

新旧対照表の中の附則第19条の３、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例という欄の新しいカテゴリーが新しく新設されているといった中で、特定資産に関しましては、現在は総合課税という取扱いの中で、今の動きが、令和９年１月１日より分離課税になるというような進め方を今、国のほうがしている中で、今回このカテゴリーが新設されたというのは、それを前もって含めた中で、これが新設されたと私自身は認識してい

るんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　お答えします。

暗号資産の改正につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

今の税法ですと、例えば暗号資産に１万円を投資して101万円になったとします。その場合、100万円の利益が出ることになりますけれども、その100万円の利益を現在の税法ですと、確定申告の雑所得のその他というところに100万円を計上して、税額の計算をすることになっております。

今回改正された法律が施行されますと、100万円の利益が出た場合、一律20.315％の所得分離課税が採用されることになります。

先ほど議員のほうが、令和９年１月１日から施行されるということを言っておりましたけれども、この施行の時期なんですが、暗号資産の中でも、今言った分離課税に移すという、金融商品ですね、それを特定暗号資産という形で認定する必要があります。それについては、金融取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律が通った後、その翌々年の１月１日から施行という形になっておりますので、今年中に金融機関の法律が通った場合は、2028年１月１日から施行されるという形になります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　まさに、今説明があったとおり現在進行形で、金融商品に特定暗号資産を入れるか入れないか、これは閣議決定だけは多分していたと思うんですけれども、正式には、今答弁のあったようになされていませんので、その後の対応を見て、このカテゴリーが追加されたという認識でよろしいわけですね。もう一度お願いします。

○議長（比野下文男君）　町民課長。

○町民課長（土屋秀久君）　そのとおりです。

以上です。

○議長（比野下文男君）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第３号の上程、説明、質疑

○議長（比野下文男君）　報第３号　専決処分の報告について（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第３号の提案理由を申し上げます。

本件は、報第２号と同様、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年４月１日から施行されたことに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分に関する条例第１条第４号により専決処分したもので、地方自治法第180条第２項の規定に基づきご報告するものであります。

詳細については、町民課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　土屋秀久君登壇〕

○町民課長（土屋秀久君）　報第３号の内容説明を申し上げます。

本議案は、報第２号と同様、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町長の専決処分に関する条例第１条第４号により専決処分した南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第２項に基づき議会に報告するものでございます。

議案に付した改正文及び資料ナンバー２の新旧対照表につきましては、総務省自治税務局の例示によるものであるため、説明は割愛させていただき、令和８年４月１日から施行される具体的な改正内容についてご説明させていただきます。

第２条に規定する国民健康保険税の課税限度額については、上位法令であります地方税法施行令の該当条文に規定されている額を引用しており、既に基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分については、地方税法施行令の改正時点で、同施行令に準拠するよう本条例で定めております。

今回新たに新設された子ども子育て支援納付金分についても、従前の課税項目同様、遡及適用や適用の遅延といったことのないよう、同施行令に準拠する旨の規定を追加したものであります。

このたびの地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額は、基礎分が現行の66万円から67万円に引上げになるほか、子ども子育て支援納付金分の課税限度額は３万円となります。これにより、課税限度額の合計は、現行の109万円から113万円となります。

次に、第23条の国民健康保険税の減額規定については、低所得者層の負担軽減を図る観点から、軽減判定所得基準が緩和されたことから、５割軽減判定所得を現行の30万5,000円から31万円に、２割軽減判定所得を現行の56万円から57万円にそれぞれ引き上げたほか、従来の低所得者軽減及び未就学児に係る軽減、産前産後期間に係る軽減の各項目において、子ども子育て支援納付金分の減額規定を追加いたしました。

以上ご報告いたします。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第４号の上程、説明、質疑

○議長（比野下文男君）　報第４号　繰越明許費繰越計算書の報告について（令和７年度南伊

豆町一般会計）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第４号の提案理由を申し上げます。

本件は、令和７年度南伊豆町一般会計補正予算（第６号）、（第９号）及び（第10号）において議決をいただいた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づきご報告するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君）　報第４号の内容説明を申し上げます。

本件につきましては、令和７年度南伊豆町一般会計補正予算（第６号）及び（第９号）並びに（第10号）において議決いただいた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

繰越事業の概要といたしましては、戸籍情報システムの改修に係る委託料798万6,000円のほか、国の物価高への対応を柱とする総合経済対策を受け実施する町内生活者の消費下支えを目的とした、みなみいず地域振興商品券の配付事業に係る補助金１億5,774万円、湯の花観光交流館高圧受電設備の修繕費2,684万円、町道伊浜線及び町道立岩吉田線の改良工事費3,084万2,000円、大谷戸橋の撤去に係る工事費460万円、津波防災地域づくり推進計画及び空き家対策計画の策定に係る経費1,349万4,000円、小中一貫教育等の導入を見据えた学校再編基本構想の策定の支援に係る委託料139万5,000円を計上したものでございます。

当該計算書下段に記載のとおり、事業費総額２億9,636万3,000円のうち、２億4,289万7,000円を翌年度に繰り越したいものでありまして、当該繰越額の財源内訳は、未収入特定財源として、国庫支出金が１億5,549万円、町債が2,920万円、その他が4,768万3,000円で、その内訳は、県支出金387万2,000円、基金繰入金3,767万3,000円、諸収入613万8,000円であります。

なお、差額の1,052万4,000円につきましては、繰越金で対応いたしました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて、報告を終わります。

◎報第５号の上程、説明、質疑

○議長（比野下文男君）　報第５号　予算繰越計算書の報告について（令和７年度南伊豆町水道事業会計）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第５号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和７年度において、町単独事業吉祥ポンプ室電気通信設備工事を予定しておりましたが、東京電力による電気引き込み工事に不測の期間を要したことから、年度内完成が見込めなくなったため、1,752万3,000円を翌年度に繰り越したものであります。

また、国の方針に基づき、令和８年度で実施予定の社会資本整備総合交付金事業を令和７年度に前倒しして実施するため、本年３月定例会に上程いたしました補正予算（第３号）により、青市地区送水管布設替工事を予算措置いたしましたが、必然的に工期が不足したことなどから、1,749万2,000円を令和８年度に繰り越したものであります。

なお、当該繰越額の財源内訳については、別紙の予算繰越計算書のとおりであります。

以上のとおり、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づきご報告いたしますので、ご審

議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第６号の上程、説明、質疑

○議長（比野下文男君）　報第６号　放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　報第６号の提案理由を申し上げます。

本件は、普通河川に関する占用料について、消滅に係る時効期間が満了し、かつ債権者に履行する意思がないと判断される令和２年度の滞納者16名、滞納件数19件、滞納額７万8,200円の債権を令和８年３月31日をもって、南伊豆町債権の管理に関する条例第６条第１項の規定に基づき放棄いたしました。

このため、これら放棄した債権について、南伊豆町債権の管理に関する条例第６条第２項に基づき報告するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

宮田議員。

○６番（宮田和彦君）　私、一般の町民の方々は働いて、要するに税金を納めているわけですよ。それで、この７万8,200円、これを意思がないからといって放棄される、これはいかが

なものかと思うんですよ。向こうが要するに意思がない。意思がなかったら、要するに固定資産でも何でも払わなくてもいいのかということになるではないですか。

私は、一生懸命真面目に払っている方々の気持ちを思えば、こういうことは極力なくしていただきたい、そう思いませんかね。

ですから、報告といえども、意思がないと言えばそれまでですけれども、押さえるとか、できるだけ回収していただきたい。その強い思いを伝えておきます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第42号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和７年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第42号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆中学校の生徒送迎に使用するスクールバスの借り上げ料について、令和７年度一般会計補正予算（第10号）で変更した債務負担行為額を増額する必要が生じたため、一般会計補正予算（第11号）を調製したものであります。

令和８年４月にスクールバスの運行を開始するためには、令和７年度末までに賃貸借契約を締結する必要があったことから、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、本年３月31

日付で専決処分いたしましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第43号　南伊豆町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第43号の提案理由を申し上げます。

本議案は、現教育長である佐野薫氏の任期が令和８年９月26日をもって満了となることに伴い、人格高潔、教育に対する深い識見と職務に対する強い使命感を有する同氏を引き続き教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　質疑ではありませんけれども、教育長は議場から出なくてもいいですか、この場合。

○議長（比野下文男君）　議員側だけです。当局側は退席する必要はありません。

よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第４４号及び議第４５号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第44号　南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について及び議第45号　南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第44号並びに議第45号の提案理由を申し上げます。

本議案は、附属機関を新たに追加するため、本条例の一部改正を行うもので、新たに設置する機関は、南伊豆町空家等対策協議会及び南伊豆町津波防災地域づくり推進協議会であります。

南伊豆町空家等対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家対策計画の策定を行うために設置するもので、南伊豆町津波防災地域づくり推進協議会につきましては、津波防災地域づくりに関する法律の基本方針に基づき、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、実施に係る連絡調整等を行うために設置するものであります。

引き続き、議第45号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第44号において新たに規定した南伊豆町空家等対策協議会委員及び南伊豆町津波防災地域づくり推進協議会委員に係る報酬額を定めるため、本条例の一部を改正するもので、報酬額は日額6,000円、半日額（３時間未満）4,000円とするものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第44号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、議第45号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第45号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第46号　南伊豆町海水浴場条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第46号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町海水浴場条例第６条の遊泳者等の責務に「海水浴場区域内の喫煙の禁止」を追加するもので、同区域内における吸い殻のポイ捨て防止による環境美化対策のほか、分煙化による受動喫煙防止対策を講じるものであります。

詳細については、商工観光課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

商工観光課長。

〔商工観光課長　髙橋健一君登壇〕

○商工観光課長（髙橋健一君）　それでは、議第46号の内容説明を申し上げます。

本議案は、海水浴場を健全かつ安全に整備し、環境衛生の保持及び公衆の危険防止並びに秩序の維持を図ることを目的とした南伊豆町海水浴場条例第６条の遊泳者等の責務に、新たに海水浴場区域内における喫煙の禁止と喫煙専用区域の設置について定め、吸い殻のポイ捨て防止による環境美化及び分煙化による受動喫煙防止に関する対策を講じるものでございます。

この改正につきましては、一昨年の12月定例会におきましてご意見を頂戴し、また、本町が海水浴場の管理運営業務を委託する湊区、東西子浦区のご意見・ご要望をお聞きしまして、昨年、任意ではありますが、指定する喫煙所以外の喫煙禁止について、看板等を設置いたしました。

両区からは、ポイ捨て防止など環境美化に非常に効果があったとのことで、改めて海水浴場の禁煙に関する要望書を連名でいただいたことから、このたび条例改正を提案するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

長田議員。

○８番（長田美喜彦君）　これでいくと、喫煙場所を設定するということでありますけれども、何か所ぐらい喫煙場所を設定するのか、それを伺いたいと思います。

○議長（比野下文男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（髙橋健一君）　お答えします。

各区と協議をいたしまして喫煙箇所を設置しております。

昨年につきましては、弓ヶ浜は４か所ほど、禁煙の看板も６か所とかということで、今年度については、さらにその場所、それから喫煙の防止の看板というのを増やすということで、区長さんとはお話をしているところであります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第47号　財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第47号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和８年４月14日に随意契約により、購入金額2,541万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額231万円）をもって、株式会社モリタ東京支店と締結した仮契約について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、配備後25年が経過した南伊豆町消防団第６分団湊地区の消防車両を更新するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

宮田議員。

○６番（宮田和彦君）　ちょっとお聞きしたいんですけれども、このポンプ車、今の新しい、新しいって、今というかな、免許制度ってあるではないですか。それに合致したものであるということでよろしいでしょうかね。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

今回の湊地区に入れる車両につきまして、今、免許を取ると３．５トン以下、団員が使えるようにということで、この車両について設計をして、発注をしました。

このモリタさんが随意契約ということで、単独随契になっております。モリタしか３．５トン以下のポンプ車が製造できないということで、随意契約ということでモリタさんに仮契約を結んでいます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　宮田議員。

○６番（宮田和彦君）　能力というのは上がっていると思うんですけれども、ポンプ配水というか、前のものに比べて、要するに上がっているのか、それか、今の免許制度ってあるではないですか。今の免許制度に合致して、早い話がトン数が下がったよと、だけれども、それに合わせて能力が落ちたよとか、そういうことはあるのかないのか説明してもらえますか。

○議長（比野下文男君）　防災課長。

○防災課長（髙野克巳君）　お答えします。

議員も消防団におられて、やっていただきましたけれども、能力的には変わらないという

ことの設計を組んで、これは基準となっていると思われますので、能力的には落ちないという形で設計しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第48号　南伊豆町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第48号の提案理由を申し上げます。

本議案は、橋梁撤去に伴い、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき、町道路線の廃止及び認定を行いたいので、同法第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、地域整備課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長　白井秀治君登壇〕

○地域整備課長（白井秀治君）　議第48号の内容説明を申し上げます。

添付資料をご覧ください。資料ナンバー６でございます。

本議案でご審議いただく町道路線の廃止及び認定は、廃止４路線、認定３路線であります。

廃止路線の４路線は、手石区内（小稲地区）の小稲橋撤去により道路機能を失った町道小稲区内２号線と、これに伴い起点の変更が必要となった町道小稲山線及び小稲神社線のほか、次ページになりますが、上賀茂区内の中島橋撤去により、同じく起点の変更が必要となった町道上賀茂区内４号線であります。

一方、路線の認定につきましては、小稲橋撤去により起点の変更が必要となった町道小稲山線及び小稲神社線のほか、上賀茂区内の中島橋撤去により、同じく起点の変更が必要となった町道上賀茂区内４号線の３路線であります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　この小稲橋の撤去、これについては上部工だけですか。昔の漁協のところの小稲区内２号線、ここのところの小稲橋撤去と書いてあるでしょう。これは上部工だけ。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

地図上の表記がこうなっておりますけれども、完全に橋は落としてあります。撤去でござ

います。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　この撤去、そして、下には波止めではなくて、頭首工ではなくて、ありますよね。あれは結局、バックウオーターの関係だとか、そういうので設置してあると思うけれども、あれはそのままの状態。

もう一度聞き直すけれども、上部工だけの撤去という考えでいいわけですね。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

上部工です。

○議長（比野下文男君）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第49号　令和８年度南伊豆町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に2,169万8,000円を追加し、予算の総額を58億3,869万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に1,303万1,000円、商工費の商工費に269万3,000円、教育費の小学校費に217万円を追加するものであります。また、これらの財源として、町税2,079万8,000円、町債470万円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君）　議第49号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをご覧ください。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に2,169万8,000円を追加し、予算の総額を58億3,869万8,000円としたいものです。

それでは、初めに、歳出に係る主な補正項目についてご説明申し上げます。

予算書の９ページをご覧ください。

２款総務費、１項１目一般管理費の一般管理事務には、364万4,000円を計上いたしました。これは、令和６年に町内の中学校で発生したいじめについて、第三者委員会であるいじめ問題調査委員会の設置が必要となったことから、同委員会の開催及び報告書の作成に要する費用を計上したものです。

また、12目地域づくり推進費の地域おこし協力隊推進事業には、地域おこし協力隊インタ

ーン事業委託料234万4,000円を計上いたしました。これは、本町の地域おこし協力隊活動に興味がある方を対象に、本町での暮らしと実務を体験していただくことにより、着任後のミスマッチ防止を図ることに加え、既に町内で活動する協力隊の活動を補助する人材を確保することを目的とした事業であります。

同じく、地域づくり推進費の地域活性化起業人推進事業には、地域活性化起業人派遣負担金を新設し、457万5,000円を計上いたしました。これは、教育アドバイザーとして、教職員へのＩＣＴ利活用の推進や学校業務ＩＣＴ化による教職員の負担軽減等を図ることを目的に任用し、民間企業から派遣される社員１名に対する負担金でございます。

12ページをご覧ください。

６款商工費、１項３目観光費には、道の駅駐車場整備工事を新設し、124万3,000円を計上いたしました。これは、平成21年10月に供用を開始した道の駅下賀茂温泉湯の花の駐車場区画線が経年劣化により薄くなったことから、区画線を引き直すものであります。

14ページをご覧ください。

９款教育費、２項１目学校管理費の南伊豆東小学校管理事務には、空調設備設置工事を新設し、168万3,000円を計上いたしました。これは、保健室及び事務室の空調機器が故障したため、機器を新調するものです。

また、３項１目学校管理費の南伊豆中学校管理事務には、289万6,000円を増額いたしました。これは、グラウンド南側の舗装工事により既設器具庫が使用不可となる３か月間のシャッター倉庫借り上げ料及び舗装工事終了後に新設する倉庫設置工事に関する費用であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、７ページから８ページをご覧ください。

１款町税、２項１目固定資産税の現年課税分に2,079万8,000円を増額いたしました。これは、手石太陽光発電の税額が確定したことにより、当初予算額との差額を計上したものであります。

また、今回の補正予算の財源といたしまして、町債を470万円増額し、財政調整基金繰入金を284万8,000円減額することで調整しております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

黒田議員。

○４番（黒田利貴男君）　すみません、１点お聞かせを願いたいと思うんですけれども、まず、一般管理費の中のいじめ問題調査委員会委員報酬と、もう一つが、教育費、事務局費の中の「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」推進委員会委員の、この違いは恐らく、いじめ問題に対する調査と、またいじめが起きないようにするための人材を、生徒を育てていくということなのかなと思うんですが、この辺の違いを少し教えていただけますか。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

最初のいじめ問題の調査に関しましては、先ほど総務課長からの説明にもあったように、校内で起こったいじめの原因究明等を行うために設置する機関でございます。これは、総務課が所管いたしまして、我々教育委員会部局は調査対象となってくるというような形でございます。

もう一つの「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」推進委員会につきましては、先ほど清水議員からの質問の答弁にもあったように、町の教育方針、これの10年間を見据えて決定していくというための審議を行っていくという機関でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田議員。

○４番（黒田利貴男君）　ということは、２つとも継続して予算計上されていくのか、それとも、こっちのいじめ問題のほうについては、調査が完了し次第、この委員についてはなくなるのか、この辺については、どのように今現在考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（比野下文男君）　総務課長。

○総務課長（勝田智史君）　お答えいたします。

私のほうでは、総務課が所管いたします、いじめ問題調査委員会の関係についてお答えいたします。

今年度中に調査報告書の作成の完成を目指しておるところなんですが、関係する方々の人数も多かったり、聞き取り調査に多くの時間を要することが予想されておりますので、年度内完成を見込むんですが、ひょっとしたら翌年度に持ち越すという可能性も含んでいると認識しております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

私のほうからは、教育委員会が所管します「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」推進委員会についてですが、こちらについては、本年の９月頃を目安に、町に対して意見をまとめていくという形を想定してございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　黒田議員。

○４番（黒田利貴男君）　よく分かったんですけれども、まず、一番根本的なところで、いじめ問題が起きたから調査委員会を立てるのではなく、ここのところは、ふだんから教育委員会のほうでしっかりと情報収集をしながら、校内でどういったことが起きているのかといったことをまず把握しておくことが大事だと思うんですね。その上で、豊かな心を育む、こっちのほうを進めていく、そういったことも必要ではなかろうかなというふうに思います。

今後やはり、こういったいじめ問題等なくなるようにしてもらいたいということと、今報道なんかを見ても、裁判の報道がなされています。人命が失われるといったことも起きかねない事態もあります。そういったことにつながらないように、今後、総務課及び教育委員会のほうでは、しっかり対応していってもらいたい、このように思っていますので、今後よろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君）　ほかにありませんか。

清水議員。

○１０番（清水清一君）　10番、清水。

今のお話で、総務課長は、いじめ調査委員会を早ければ今年度中に終わりにしたいとか、答申が出れば終わりにしたいとかと言いましたけれども、先ほど一般質問の中で言いましたけれども、令和７年にもあったという話もございます。これは、いじめ問題の調査特別委員会のほうにはまだ回っていなくて、教育委員会の中でまだ調査しているという形なんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君）　お答えいたします。

いじめに関する調査ですけれども、一般的な調査、それから報告については、教育委員会のほうで把握をさせていただいておりますし、対応もさせていただいておりますが、いじめ問題につきましては、関係者、保護者から要望があった場合には、調査委員会、第三者の委員会を設置して、そこでの調査を行わなければならないということになっておりますので、

そちらに基づいて、今回、第三者の立場の委員会を設置するという形になったということでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水議員。

○１０番（清水清一君）　ということは、去年の分はまだ保護者のほうから話がないから、教育委員会の中で今、話をまとめていますという答弁と解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（比野下文男君）　総務課長。

○総務課長（勝田智史君）　お答えいたします。

このたび予算計上いたしました、いじめ問題調査委員会で扱う案件と、今清水議員がおっしゃっている案件が同一かどうかは、ちょっと確認できないものですから、その辺についてはお答えができないというところで、よろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君）　よろしいですか、清水議員。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第50号　工事請負契約の締結について（令和８年度普通河川鳥屋川河川災害防除工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第50号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和８年５月29日執行の一般競争入札により、工事金額9,130万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額830万円）をもって、長田建設工業株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論

○議長（比野下文男君）　発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

大年美文君。

〔３番　大年美文君登壇〕

○３番（大年美文君）　発議第１号の提案説明を申し上げます。

発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和８年６月４日提出、南伊豆町議会議長、比野下文男様。

提出者、南伊豆町議会議員、大年美文。

以下、敬称は省略をさせていただきます。賛成者、南伊豆町議会議員、黒田利貴男、同じく安藤広和、同じく岩田稔、同じく長田美喜彦。

提案理由。

本条例案は、現在11名と定められている本議会議員の定数を10名に改めるため、地方自治法第91条第３項の規定に基づき提案するものであります。

この改正案は、急速な人口減少・少子高齢化に伴う社会情勢の変化を、地域特性に見合った適正な議員定数とすることで議会の少数精鋭化を図り、行政課題に取り組み、一人一人の役割と責任を明確化し、政策審議の実効性を高めるとともに、町民に身近で信頼される議会機能の強化につなげるものです。

また、議会自らが率先して組織の最適化に取り組むことで、持続可能なまちづくりを実現するため、議員定数を11名から10名とし、定数を見直すものです。

なお、全国的に、また他自治体においても、同規模の人口で同程度あるいはそれ以下の議員定数で円滑に議会運営が行われている事例が見られ、町政運営はもとより、主権者たる町民の皆様に支障を来すことはないものと判断し、提案するものであります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　９番、稲葉でございます。

今の議員定数の削減についてですけれども、若干私、納得のいかない部分があるものですから、質疑でお願いいたしたいと思います。

定数というのは、要するに住民の多様な意見を議会に反映するため、何人の議員が必要か、さらに、議会が合議制機関として機能を十分に発揮するため、何人の議員が必要か、これが原点だと思います。

それで、その中でも特に、少子高齢化の激しい当町、それで、当町の現在、少子高齢化で大分あれになって、48％ぐらいですか、高齢化率が。それで、そういう状況の中で、各集落も多いです、面積も多いです。そこの高齢化の末端にいられる本当の高齢化の人たちが、どういう思いでいるかということ、そういうものをやはり議員として知る必要もあります。

そのためには、言い方悪いですけれども、ここから天神原へ行ったり、あるいは吉田のほうへ行ったりとかと、相当のいろいろな、行動範囲が広くなければできない状況であります。そういう中で、少子化が進む中では、やはり議員の職責というか、これは非常に重要だと、私はそういうふうに考えております。

それが、自由にあちこち行ける人数というのが何人かということはいずれにしても、現状の11人が今、一生懸命やっていただいているから、こうやっていられるんですけれども、これを減じるということに私は反対しております。ですから、今回提案されましたこれについては私は反対です。

それで、今後、情勢が大幅に変わってくる状況があります。そのとき、やはり議員の皆さんと、それから、基本条例にもうたってありますけれども、町民の皆さんの意見を十分取り入れて、そして決定するという、そういうことも基本条例にはうたってあります。だから、そういうものを重視してもらって、これで今後、またそういう機会をつくるということが必要だということで、今回の提案に対しては私は反対をいたします。

以上です。

〔発言する人あり〕

○議長（比野下文男君）　稲葉議員の発言は、今は質疑ですから。質疑はありませんか。

〔発言する人あり〕

○議長（比野下文男君）　清水議員、質疑ありますか。

○１０番（清水清一君）　10番、清水。

これ、いろいろな適正議員定数とか、一人一人の役割を明確にするとか書いてあります。じゃ、今は明確になっていないのかと。だから、そういうふうに、信頼する議会の機能の強化と、まだそれほど強化になっていないんだ。そのためにも議会基本条例を、この間、委員長の下でつくったと。議会改革特別委員会のほうで。

と考えたときに、こういう議員定数の条例については、議会改革特別委員会の合意があってから普通は出すものであって、私なんかは、今日の朝、ここに来て分かったわけですよ。うわさは聞いていたけれども、実際に出るとは思っていなかった。

要するに、議会改革特別委員会の中で同意を得てからやるのが筋だと思うんですけれども、それについて、委員長はどう考えていますか。

○議長（比野下文男君）　大年委員長。

○３番（大年美文君）　お答えいたします。

決して、現在活動されている議員のお力が弱くなる、一段と強めるんだということはなくて、10人になったから弱くなるなど、とても私も考えておりません。

それから、この案件につきましては、昨年の11月に開催された町民の皆さんとの意見交換会の中で、町民の中から定数についてはいかがなものかという質問があった時点から、考えておりました案件ですので、それ以降、特別委員会ではございません、７回の推進会議の中で、いろいろと議員のそれぞれのご意見を頂戴した中で、議員の皆さん、それぞれお考えをお持ちですので、ここで判断をつけたいなという形で、今回の提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水議員。

○１０番（清水清一君）　推進会議で、これでは、その中で委員長として、大年議員が委員長やられておられる。だけれども、そういう議会の中の委員会とか審議会とかとありますけれども、そういうのは１回合意を得てからやるのが筋であって、いきなりこうやって出してきて、町民の議会、あるいは昨年11月、そこの下でふれあい会議をやったときに、そういう件

があったといっても、町民で言ったのは１人だけですよ。質問があったのは１人だけですよ。

それで、あったからという話で言われても、筋が通らない話であって、また、こういう会議の委員長であられる大年さんが、推進会議の委員長をやる資格がない、逆に言うと、これ提出したということは。自分が委員長でまとめずに、この議会に提出してきたと。出すというううわさはあったけれども、本当に出すと思っていませんでしたよ。

自分の籍をかけて、逆に言うと、僕は推進会議の会長とか、あるいは議会改革特別委員会の委員長を辞してでもやりたいから、これを同意してくださいという話なら分かるけれども、そうではなくて、いかにもほかの議員をだまし討ちしたようなやり方はおかしいと思います。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　失礼しました、質疑のところで反対討論と間違えて。

今、清水議員がおっしゃったとおり、私も大年委員長には疑問を持っています、正直言って。

委員長というのは、その委員会をまとめて、その結果こうなったからというのをやるんですけれども、まだ委員会として、我々はどういうふうになったか、最終的な結論は出ていないですよ、それは意見は出しているけれども。それを委員長でありながら、我々の代表といったらおかしいけれども、委員長でありながら、そういう我々全体が決めたほかに自分でこれを出すということ、これに対しては、今後、委員会制度があるけれども、委員会の中でもその委員長が、例えば途中で自分の考えでこうだとやれば、それを重視するようなそんな形になってくると、これは議会の運営上、私も疑問に思っています。

委員長がまとめないで出すということ、みんなの意見を集約して、こういう形だからやりましょうというんだったらいいけれども、現在ではそういうことはなかった。

ですから、５人の皆さんはやったかもしれない。私ら名前を連ねていない５人は、何もそういう話はありません。それで委員長という職責を持っているということ自体が、私は不思議でならない、この町議会の中でね。非常にこれは不思議な現象です。こういうことは、ほかの市町には恐らくないと思う。

以上です。

○議長（比野下文男君）　大年委員長。

○３番（大年美文君）　ご意見を賜りました。

第６回でしたか、推進会議の中で私は、私が勝手にこれを出す、これは自治法で決まっていますので、私が１人で10名にするんだということはできません。第６回の推進会議の中で、

私の考えに賛成していただける議員の方いらっしゃいますかと、お叱りを受けながら、決ではないですけれども、ご意見を頂戴しました。その賛成の方々の名前が、ここには記載されております。決して自治法を無視している行為ではないと思っております。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　その後、７回ですか、７回目のときから私、申し上げたのは、近隣市町で、東伊豆にしろ、河津にしろ、松崎にしろ、西伊豆にしろ、定数削減についてやっているわけですよ。そこらの資料だとか参考にという話もしました。そして、近隣市町がいいから必ずしも守るわけではなくて、参考にするためにそういう資料も提供してほしいと。そのとき私らは、だから、これで終わりだと、こういうふうにやるという、そういう解釈は持っていません。

だから、はっきり委員長のほうから、これでもう今回終わりですよ、これでこういう形でいきますよと、委員長の口から私らは聞いておりません。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　これで終わるというようなことは申し上げませんでした。

ただし、先ほども申し上げましたように、これはいろいろなご意見があろうかと思います。ですけれども、どこかで決着をつけないとならないことだと思いますので、今回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（比野下文男君）　清水議員。

○１０番（清水清一君）　今の話なんですけれども、やはり途中で決を取ると、あのときに私は反対して、まとめてきちんと話をしてから決を取るのであったらいいんだけれども、何もしないで、ただいきなり賛成してくれる人はどうかなといって、賛成した人がいたから発議したと。委員長としてまとめる話ではないよ、まとめていないもの。議会をばらばらにさせているだけだよ、議員を。それでまして、今回の６月議会の雰囲気は、しっかり分かりますよ。いつもの雰囲気ではありません。

この条例のために、みんな黙っているんですよ。雰囲気で分かりますよ。これやるな、うわさは聞いていたけれども、だけれども、私は今日ここまで来て、今日初めて分かった、朝来て。うわさは聞いていたけれども、やはり本当だと。

そういうのを、ほかの議員にも全然教えないでやること自体が、委員長失格であると思います。

○議長（比野下文男君）　齋藤要議員。

○１１番（齋藤　要君）　今、双方の意見を聞いていると、こういう格好では南伊豆の議会は何もよくならない。こういう状態はよくないと思うよ。

だから、委員長のほうも一理あるし、稲葉と清水が言うのも一理あるし、あるけれども、こういう状態では、今日は多分すっきりいかないと思うから、私とすれば、どうしても議会を丸く収めたいと思うので、委員長、どうですかね、１か月、２か月伸ばして、12月に再度決着をつけるということでどうですかね。それなら俺も、丸くいくのではないかなと思うけれども、どうですかね、私の意見は。

○議長（比野下文男君）　大年委員長。

○３番（大年美文君）　貴重なご意見をいただきました。

だから、私だけで決められないものですから、その辺はどうなんでしょう、この後、皆さんでご相談されてもいいのではないかなと思いますけれども、議運ですとか全員協ですとかの判断で、そういうことになれば、それに従いたいなと思います。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　今、齋藤議員が言われたとおり、私もここで拙速に、これを決定するということには反対します。

先ほども言いましたけれども、もっと、文言の中にもいろいろあるけれども、我々はこの文言についてタッチしていないから、初めてこれで見たわけなんですけれども、これらについても疑問なところとか、詰めなければならない部分もあると思うんですよ。

だから、せめても12月の、来年の７月が選挙ですよね。だから、まだまだ、今日やらなければいけないとか、期限が決まっているわけではないから、12月の定例会なら定例会まで、皆さんで今までの委員会を月１回でもやって練っていって、それで資料もいろいろ集めたり、それで結論を出してやるという、齋藤議員の言っていることに私も賛成はします。

○議長（比野下文男君）　齋藤議員。

○１１番（齋藤　要君）　いつまでたってもあれだから、休憩もいいけれども、今日は分かれにして、この次の12月のあれで、委員長、決着をつけるということで、どうですかね。私はそれが一番いいと思うんだけれども。

○議長（比野下文男君）　黒田議員。

○４番（黒田利貴男君）　今、いろいろ議論があった中で、この発議第１号については、議会運営委員会において、発議第１号は議案として提出されるということが決まっております。

そこの部分について、まず議会運営委員会を、このままでいくと、ないがしろにしてしまうような形になってしまうのではないのかなと、私は今感じているんですが、この辺については議長として、議会運営委員会にも参加しておりますので、どのように今ここで判断をするのか、それとも今、暫時休憩として一時休みを取るのか、そこのところの判断をお願いしたいと思います。

〔発言する人あり〕

○議長（比野下文男君）　ここで暫時休憩します。

休憩　午後　０時０４分

再開　午後　１時００分

○議長（比野下文男君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎延会宣告

○議長（比野下文男君）　ここでお諮りします。議会運営委員会の結果を踏まえ、本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会とすることに決定しました。

６月９日休会ですが、議案審議のため会議を開くことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

したがって、６月９日午前９時30分より会議を開くことに決定しました。

お疲れさまでした。

延会　午後　１時０１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　比野下　文　男

署名議員　　岩　田　　稔

署名議員　　大　年　美　文

令和８年６月定例町議会

（第４日　６月９日）

令和８年６月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

令和８年６月９日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
日程第　３　議第５１号　令和８年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）
日程第　４　各委員会の閉会中の継続調査申請書
日程第　５　議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	安藤広和君	２番	岩田　稔君
３番	大年美文君	４番	黒田利貴男君
５番	渡邉　哲君	６番	宮田和彦君
７番	比野下文男君	８番	長田美喜彦君
９番	稲葉勝男君	１０番	清水清一君
１１番	齋藤　要君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	渡邉雅之君
教育長	佐野　薫君	総務課長	勝田智史君
防災課長	髙野克巳君	企画課長	平山貴広君
地域整備課長	白井秀治君	商工観光課長	髙橋健一君

町民課長	土屋秀久君	健康増進課長	宮本利江君
福祉介護課長	山田日好君	教育委員会事務局長	山口一実君
生活環境課長	廣田哲也君	会計室長	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤由紀子	係長	内藤彰一

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（比野下文男君）　定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和８年６月南伊豆町議会定例会第４日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより議長が指名します。

２番議員　　岩　田　　稔　君

３番議員　　大　年　美　文　君

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑に入ります。

提出者の大年議員は答弁者の隣の席にお座りください。

質疑はありませんか。

稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　提案理由について若干質問させていただきます。

私は町議会議員の定数検討に反対するものではありません。ただ、これまでの決定までの順序、これがちょっと私、腑に思うところがあったものですから質問させていただきたいと思います。

まず、私が考えるに定数というのは住民の多様な意見を議会に反映するため何人の議員が必要か、さらに議会が合議制機関としての機能を十分に発揮するため何人の議員が必要か、これが根本だと思うんですよ。それで複数ある委員会がありますね。第１常任委員会だとか。そういう常任委員会の構成があまり１人、２人という状況に、極端な話、なると機能を果たさないものだ。今申し上げましたように議員定数をあまりにも削減し過ぎると、今言った委員会構成が、１つの委員会には私の考えで６人から７人ぐらいが一番妥当だと思うんですよ。その数が確保できるのか、その点が非常に心配であります。

それで、今回出ておりますこの条例についての中で、少数精鋭化という文言が入っております。この少数精鋭化というのはどういう意味か、その点の説明をしていただきたい。現在、私は11名で議員構成しています。11人も町民の皆さんから負託を受けて選挙を通じて現在この席にいるんですけれども、私はもう、自分たちでは選ばれたから少数精鋭というか、精鋭の仲間だというふうに思います。ここで改めて少数精鋭という文言を使っておりますけれども、この少数精鋭というのはどういう意味か、その点もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　お答えします。

私は決して今の11名の方が、私も今少数精鋭だと思っています。ただし、やはりこの私が少数精鋭という言葉を使ったわけには、これは人数が１名減されてもお互い議員が切磋琢磨して知識を増やし、この町のために議会活動していくようにという意味でこの少数精鋭という言葉を使わせていただきました。

以上です。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　大年議員の考えていることは分かったんですけれども、少数精鋭がそういう形になりますか、だけど。誰がじゃ精鋭でという、そういうすみ分けができるのか。言葉では少数精鋭、少数精鋭と言いますけれども、実際じゃこの人は精鋭だ、この人は駄目だよという、そういうすみ分けはできないから、この少数精鋭という言葉は、私はこの議会

の定数を審議する上ではちょっとこれには合っていないというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　これは例えばですけれども、これ以上人数が減っても、この少数精鋭というよりは、これが私は議員の責務だと思っております。何人だろうとお一人お一人が、町のため町民のために議員活動をするというのはこれは責務だと思いますので、精鋭という言葉がいいか悪いかと言われると、私も通常使われる言葉ですので使用させてもらいましたが、私の意図の中にはそういう思いがあります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　大年議員の言われることは分かります。私もさっきも申し上げたとおり、自分本人も住民の負託を受けてこうやってこの席に座らせていただいているから、極端な話、精鋭だというふうに自負してはおります。ですけれども、やはりその精鋭という言葉をそういうふうに使うと、住民の皆さんからしても、じゃ精鋭だからすばらしい、簡単に言えばすばらしい人材がみんなそろっているわけだなというふうに取られる。それを取ること自体は私はいいと思うんですよ。だけど、それに今度応えなきゃならない。精鋭だからいろんな問題に関しても、それに住民の負託に応える。そういう意味で精鋭というとちょっとしたことでも精鋭というふうに取られていることが、大きな、我々には重荷じゃなくて何というかな、みんなそのつもりでやっているんだけれども、我々を見る町民の目が、精鋭と言っているけれども精鋭じゃないなとかとなる可能性もあるもので、だから精鋭という言葉が、これにマッチするかな、その辺が私は疑問に思っていたものですからお聞きしました。

大年議員の言われたことは理解するというか、やはり私はここで精鋭という言葉はふさわしくないなというふうに思っております。

それから、もう一点、私は申し上げましたけれども、この定数削減について、今まで委員会をつくってやってきたわけですよね。それでその結論がどうこうってならないうちに、こういう形になったことに対しての私は不信感を抱いているんですけれども、もう一つこの定数削減は去年議会で制定した議会基本条例、この中に定数を削減とか定数を決定する場合、町民の皆さんの意見を聞いた上で、たくさんの意見を聞いた上で決定するようにということも書いてあります。

しかし、今回は、町民の皆さんの声を十分受け取ったとは私は思っておりません。それで、

今月の16日からふれあい会議、各地区６か所、そのふれあい会議がちょうどあるものですから、その席で皆さんにこういうふうだよということで説明するとか、皆さんの意見を聞いて、それで私はその後に議員定数の条例を制定することがいいなというふうに考えておりました。

その点について、町民の皆さんの意見を十分吸い上げているのか吸い上げていないのか、その点を大年議員はどのように思っていますか。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　お答えします。

私も昨年11月末の町民の皆様との報告会において、いろんなご意見を聞きました。その後、私自身もいろんな町民の方からいろんなお話を聞かせていただきました、定数について。私のお聞きした中では、もう考えるべきじゃないかと。改選後19年、人口にしたら3,000人弱、これが減少しております。そんな中でやはりこの定数の見直し、必要だと思います。

町民の一人一人の声を聞いていないんじゃないかということですが、議員の皆様は町民の皆様から負託を得た人たちです。私は、議員のお声が町民のお声だと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　我々は確かに町民の皆さんから負託されてこうやって議会に臨んでいるわけですけれども、町民の代表ですから、確かに町民の代表なんですよ。だけど、町民の代表が、本当の町民の皆さんの意見がこういうふうにというのを聞かないで、自分で例えば削減がいいんだという考えが、これが町民の皆さんの考えだというふうに取る可能性もあります。私はだからもっと、このふれあい会議はちょうどこの時期なんですよ。だから、このふれあい会議で定数削減についてをこちらから提案してもいいし、皆さんの声、５人でも10人でもいいじゃないですか。その声をもっと吸い上げた中で、最終決断を今回じゃなくて、私は12月の定例会までにでも示したらどうかなというふうに思っておりますが、その点どうですか。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　ふれあい会議の中で５、６人という数字が、これが町民の皆さんの声なのかというと、ちょっと私もそこの点については疑問ですけれども、いずれにしても私自身は町民の皆様の声を正直昨年の11月末以来たくさんの人に私はお伺いしたものですから、今回この提案の判断とさせていただきました。

以上です。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　大年議員は独自でそういう町民の皆さんとやってる、だからそういう、大年議員、私は委員会の中でそういうものをもっとこう出してもらって、大年議員は確かに今言った５人、10人だか30人だか知らないけれども、やっているけれども、我々も確かにそんな30人もやっていないけれども、近隣の同年配の人なんかに聞くと、やはり時代が時代だからそれは削減のほうがいいんじゃないのという意見が大体７割からはあります。ですから、町民全体の考えというかあるとしたら、削減がいいんじゃないのということは私なりに感じてはおります。しかし、もっと町民の皆さんとの接点を多くして、それで、大年議員は50人は必要だろうけれども、我々は10人なのかもしれない。でも、いずれにしてもそういう場をつくってやることが、これが議会基本条例の根本だと思うんですよ。

ですから、今回ここで結論を出すよりは、私はふれあい会議でもう少し町民の皆さんの声も集約して、そしてその後の議会でもいいし、来年の７月が改選期ですね。だから、そんなに遅くはないから、そこで結論を出すという、私はそういうふうに思いますので、大年議員のお考えを、大年議員は今回であれしましょうということであれですから分かっていますけれども、そういう気持ちはありませんか、議会基本条例を重視するという。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　私も議会基本条例は重々承知しております。携わった身ですので。そうは言いましても、先ほど申し上げましたように、私も、私自身はたった50人しか聞くことができませんでした。それ以後もまた聞いておりますが、その中で判断材料とさせてもらったことは事実ですので、今回このご提案をさせていただきます。

○議長（比野下文男君）　ほかにありませんか。

清水清一君。

○１０番（清水清一君）　10番清水、質問させていただきます。

この発議の中に、今、稲葉議員も言いましたけれども、この文章の中に議員の一人一人の役割と責任を明確にしと書いてありますけれども、じゃこれ定数削減したら明確になるのかと、役割が明確になるのかと。要するに定数が何人でも明確になっていると思うんですよ。じゃ、減らしたから役割が明確化するんですか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　お答えいたします。

現在時点でも明確になっていないというわけではございませんが、減員にする以上はしっ

かりと明確にするという意味でこの言葉を使わせていただきました。

○議長（比野下文男君）　清水議員。

○１０番（清水清一君）　じゃ、明確にする方策を考えておられるけれども、じゃどういう方策を考えておられるのか、明確、それについてのその先を答えていただかないと分かりません。答弁をお願いします。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　当然１名減になるということは、いろんな委員会の構成も違ってきますので、そういう意味でも明確化ということでございます。

○議長（比野下文男君）　清水議員。

○１０番（清水清一君）　明確化はしない、方法はないと。ただ人数が減ったから、その分役割が増えたから、それが明確化だというふうに私は今の答弁で解釈しました。

それで信頼される議会の強化につながると、要するに減らすことによって信頼される議会の強化という形も書いてありますけれども、町民に身近に信頼されるということは、議員１人当たりの有権者が、町民の方々が増えてくるわけです。それでその方々のその声を聞いて歩くという形だと思うんですけれども、この議会の強化、になると言うんですけれども、１名減が議会の強化になるんですか、お伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　この言葉の中には、１名減になっても、町民の皆さんの声を根こそぎ吸い上げるという意味も込めて明確化も入れましたし、声を聞くということでございます。

○議長（比野下文男君）　清水議員。

○１０番（清水清一君）　それで、稲葉議員も言いましたけれども、議会基本条例をつくるときに、そのときに大年議員が委員長でおられた。それで今回議会基本条例にのっとってやるという形の中で、稲葉議員が言われたように元委員長として、今も委員長なんですけれども、その委員長として、この自分がつくった基本条例にのっとらない形で今やろうとしているわけですよね。それもいかがなものかと考えますが、自分が委員長としてつくった基本条例を何で自分がそのとおりにできなかったのか、その理由をお伺いいたします。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　基本条例につきましては、私が委員長ではなかったものですからお答えはしませんけれども、やはり推進会議のほうで皆さんのお声、いろいろ聞いて、これは判断しなきゃいけないということです。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　すみません、この文章の提案理由の中で１点もう一回お聞きしたいのは、全国的にまた他自治体においても同規模の人口で同程度あるいはそれ以下の議員定数で円滑に議会運営が行われている事例が見られ、町政運営はもとより主権者たる町民の皆さんに支障を来すことはないものと判断し、提案するものですと書いてあります。

確かに全国には同規模の自治体は多いと思います。だけど、同規模でも人口は例えば7,000人南伊豆と一緒、面積に対したら南伊豆の２分の１だとか、逆に南伊豆の倍だとか、そういう面積による議員活動、これは10キロ以内で活動できる議会と、極端な話が50キロ以内で活動しなきゃならない。そうすると、どうしても距離によっても住民のサービスがそこまで届くか。そういうことも考えると、一概に同程度の人口、これで決定するというか、これについて私は疑問を持ちますから、大年議員、お考えをお願いします。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　提案理由に申し上げたとおりで、同じ規模のところで、例えば人数を申し上げますと、定数が８人のところも９人のところでも支障なく運営しているという、当然議会だと思いますので、その議会に負けないような南伊豆町議会をつくればいいものと思っております。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　大年議員の言われるとおり、私は理想だというふうにしか取れません。実際現状を見ると、大分南伊豆も少子高齢化が進んで、私自体がもう高齢者なものですから、特に高齢者のことは気になるわけですよ。だから、今ここで例えば伊浜のほうだとか、天神原だとか吉田のほうだとか、そういう常に私たちが接する機会が非常に少ない。それは私らが行けばいいんですけれども、だからそれがただ単に同じような人口だから、そういう自治体があるからそれでいいということじゃ、私納得いかないものですから質問させてもらいましたけれども、今、大年議員の答えは分かりました。

○議長（比野下文男君）　ほかにありませんか。

渡邉議員。

○５番（渡邉　哲君）　５番渡邉。

大年議員に１つ聞きたいです。なぜ今なんですか。

○議長（比野下文男君）　大年議員。

○３番（大年美文君）　推進会議の中の皆さんのご意見、それはもう議員さんですので、お一

人お一人いろいろなご意見があるのは承知していますし、お聞きしました。その中で、当然これ冒頭で申し上げましたように、この一部改正条例の提案については、自治法の112条の範囲内で規定される賛成者がなければ、私はこれは提出ができませんでした。賛成者がいらっしゃると同時に今回の提出ということに決めました。

○議長（比野下文男君）　渡邉議員。

○５番（渡邉　哲君）　分かりました。

○議長（比野下文男君）　稲葉議員。

○９番（稲葉勝男君）　同じことを何回も聞くようで申し訳ないですけれども、私は今、大年議員が言ったように１人賛成者がいればいいと。そこまでの過程が私はさっきも言ったけれども、委員会をつくってみんなでどうしようかこうしようかと言っている、まだその結論、委員会でこういうふうになったから定数削減についてのあれを提案しようというのじゃなくて、委員会はまだここで委員会という形はあるんですよ。それで大年議員が委員長、それで我々はその下にいて、それで我々には全然話はありませんでした。５人の皆さんが賛成者で今回こういうふうな形で出ているわけです。

だから、これからの委員会構成だとか、いろんな委員会の活動なんかにおいて、委員会というものの存在が変なふうに取られる可能性もあると思います。委員会は委員会で別だと、その間に何か自分たちでやればそれを抜いてという、極端な話がそういう議会運営になる可能性もあるものですから、その辺が私一番危惧しております。これは答弁はいいです。

○議長（比野下文男君）　ほかにありませんか。

齋藤議員。

○１１番（齋藤　要君）　議長、今両方でやり合っているけれども、議長採決で諮ったらどうですか、先行かないですよ、これ。

○議長（比野下文男君）　齋藤議員、討論もありますもので。

質疑はありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑を打ち切りたいと思います。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

大年議員、お戻りください。

○議長（比野下文男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

清水議員。

○１０番（清水清一君）　反対討論をさせていただきます。

町会議員は、町の発展のために議員となってこの議会に来るわけです。町の発展を考えたときに、多くの町民の意見を酌み取る議員としていなければいけない。その中で、いつも言うんですけれども、若い議員の方々にも出てきてもらいたい。そうすると、議員定数を削減することによって出馬のハードル、選挙に出てきてもらうためのハードルが高くなる。となると優秀な方々に出てきてもらえなくなるのではないかなと私は考えます。

その優秀な若い議員、ここ南伊豆町議会も平均年齢がみんな50歳以上で40代もいないわけです。そうやって考えたときに、この若い人材にも選挙に出てきていただきたい。町の発展のためを考えると、そういう若い人が出てくるようなものを考えておいてから、この定数削減をするべきだと思いますので、この定数削減には反対いたします。

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

黒田議員。

○４番（黒田利貴男君）　私は発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてに賛成の立場から討論いたします。

本案は、現在11名と定められている本町議会議員の定数を10名に改めるものであります。私は、この改正は南伊豆町の現状と将来を見据えた極めて妥当な判断であると考えます。

賛成する理由は主に次の５点です。

第１に、人口減少と少子高齢化に対応した議会の適正規模化であることです。本町は人口減少が進む中、これまでと同じ規模を維持し続けることが必ずしも最適とは言えません。行政課題が複雑化する一方で住民数は減少しており、議会も時代に即した規模へ見直す必要があります。

第２に、財政健全化と町民負担への配慮につながることです。議員定数の見直しは単なる人数調整ではなく、議会自らが身を切る改革の一環です。町政に対し、まず議会が率先して効率化と財政意識を示すことは、町民の理解と信頼を得る上で重要であります。

第３に、少数精鋭による議会機能の向上が期待できることです。議員数を必要以上に抱えるよりも、各議員がより強い責任感を持ち、政策議論を深めることで議会としての実行性は

高まります。定数10名とすることで、より機動的で引き締まった議会運営が可能になると考えます。

第４に、議員一人一人の役割と責任が明確になることです。定数を見直すことで、各議員が地域の声をより重く受け止め、調査、提案、監視の役割を一層果たすことになります。結果として議会の質の向上につながります。

第５に、持続可能なまちづくりに資することです。将来にわたり無理なく機能する議会体制を整えることは、町政全体の持続可能性を高めることにつながります。議会が自ら組織の在り方を見直すことは、住民に対しても前向きで責任ある姿勢を示すものです。

以上のことから、本条例改正は南伊豆町の実情に則し、将来を見据えた適切な見直しであると判断し賛成いたします。議会としても今後の町政運営にふさわしい、より機能的で信頼される体制づくりを進めるべきであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（比野下文男君）　次に、原案に反対者の発言を許可します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

安藤議員。

○１番（安藤広和君）　発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてに賛成の立場から討論いたします。

本案は、現在11名である議員定数を10名へ改めるものであります。私はこの改正は、南伊豆町の現状と将来を見据えた必要かつ妥当な議会改革であると考えます。

まず第１に、人口減少と少子高齢化に対応した議会の適正規模化であります。本町は人口減少が進み、現在約6,890人となっております。行政規模や地域社会の構造が変化していく中で、議会も時代に合わせて組織の在り方を見直していく必要があります。人口が減少する中、議員定数のみが従来のままであることについては、町民理解を十分に得られない状況もあると考えます。

第２に、議会自らが身を切る改革を示すことであります。厳しい財政状況の中、住民に負担や協力をお願いする場面も増えております。そのような中で、まず議会自らが組織の見直しに取り組む姿勢を示すことは極めて重要です。定数を１名削減することは、財政負担の軽減だけでなく、議会改革に対する本気度を町民に示す意味もあります。

第３に、議会機能の強化につながることであります。定数削減は単なる削減ではありません。一人一人の責任と役割がより明確になります。議員各自が政策提案能力を高め、より深い議論を行うことで、議会としての実効性と機動力の向上が期待されます。

第４に、全国的な議会改革の流れに沿うものであることです。全国の小規模自治体においても、人口規模に応じた議員定数の見直しが進められております。同規模自治体でも10名前後で議会運営が行われている事例は多く、本町においても十分に対応可能であると考えます。

第５に、将来に向けた持続可能な議会体制の構築であります。これからの地方議会には、住民に近い存在として、より信頼される議会であることが求められます。そのためには、時代に応じて自ら改革を行い、簡素で効率的な体制を整えることが必要です。本改正はその第一歩となるものであります。議会が率先して改革に取り組む姿勢は、必ず町民の理解と信頼につながるものと考えます。

以上の理由により、本議案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（比野下文男君）　ありがとうございました。

次に、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田議員。

○２番（岩田　稔君）　２番議員岩田です。

私は、発議第１号　南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例に賛成の立場として、討論いたします。

本議案は現在11名である定数を10名に改めるものであります。

賛成する第１の理由は、急速な人口減少への対応です。南伊豆町の人口は減少を続けており、議員定数についても時代に即した見直しが求められています。議会も行政も同様に社会情勢の変化に対応しなければなりません。

第２の理由は、議会の機能強化につながることです。定数を１名削減することで、一人一人の議員が担う責任を明確にすることができます。少数精鋭により、活発な議論、政策提言を促し、議会の質を高めることが期待できます。

第３の理由は、町民理解を得やすい議会運営です。人口減少や財政状況が厳しさを増す中、議会自ら組織を適正化に取り組む姿勢を示すことで、町民の信頼につながることと考えてい

ます。

第４の理由は、近隣自治体や全国の同規模自治体との比較です。人口規模が南伊豆町と同様あるいはそれ以下であっても、10名以下の定数削減によって議会運営を行っている自治体は少なくありません。本町においても十分な議会機能を維持できるものと考えています。

第５の理由は、町民に向けた維持可能な議会づくりです。人口減少社会の中で、議会が率先して機能改革を進めることは、持続可能な自治体運営の第一歩であります。今回の改正は単なる人数削減ではなく、将来を見据えた議会改革の第一歩に評価するものと考えております。もちろん、定数削減することが議会改革を完治させるわけではありません。議会議員一人一人が研鑽を積み、町民の声を丁寧に酌み、政策を実現させることを高めるために必要なことであります。しかしながら、本議案は人口減少に対応した適正な議員定数の見直しであり、議会機能の維持向上を、町民の理解促進を、両面から提案することと判断します。

よって、発議第１号に賛成することを表明し、議員各位のご賛同をお願い申し上げることで私の賛成討論といたします。

○議長（比野下文男君）　次に、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君）　討論する者はありませんので、討論を終わります。

採決します。

お諮りします。

発議第１号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　賛成多数です。

よって、発議第１号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君）　議第51号　令和８年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に797万円を追加し、予算の総額を58億4,666万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、農林水産業費の水産業振興費に350万円、災害復旧費の農地及び農業用施設災害復旧費に32万円、林地及び林業用施設災害復旧費に75万円、漁港施設災害復旧費に50万円、道路河川等災害復旧費に290万円を追加するものであります。

また、これらの財源として、繰越金797万円を追加するものであります。

詳細については、地域整備課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君）　内容説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　議第51号の内容説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、６月３日に本町に最接近した台風６号により被害が発生した公共施設等の復旧に必要な予算を計上するものであります。

被災箇所は14か所で、いずれも被害の規模は小さく、補助災害復旧事業の対象とならないことから、町単独による事業実施としたいものです。

お手元にお配りした資料をご覧ください。

被害が発生した施設及び被害の状況並びにその対応については、資料にお示ししたとおりでありまして、対応する予算については、補正予算書の７ページに記載しております。

補正予算書の７ページをご覧ください。

５款農林水産業費、３項１目水産業振興費に350万円、10款災害復旧費１項１目農地及び農業用施設災害復旧費に32万円、２目林地及び林業用施設災害復旧費に75万円、３目漁港施設災害復旧費に50万円、10款２項１目道路河川等災害復旧費に290万円、合計797万円の重機借上料を計上いたしました。

なお、今回の補正予算の財源は繰越金としております。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

黒田議員。

○４番（黒田利貴男君）　１点お伺いをします。

今回の台風６号による影響についてですが、ここに手元に配付された資料を見ますと、町内全域であるということ、昨今のこの気象の変化といったところで平成３年でしたか、一條地区と下田の被害があった、あのときは積乱雲が発生したという中での水害でしたけれども、今回ちょっと気になったのが、線状降水帯といったところでこの町内全域で被害が出たのかなというふうに考えているんですが、今後こういったことが多々起こるのではないかというふうに考えます。そういった中で、役場として現在何らかの対策を取っていく考えがあるのかどうなのかだけお聞かせを願いたいと思います。

○議長（比野下文男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（白井秀治君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで強い降雨、かなり時間何ミリというような大雨でございます。

今回の補正内容なんですけれども、主には軽微な土砂崩れもありましたが、それに伴って水路等が埋まってしまって排水機能障害が起きてしまったということがございます。今回の雨が大きかったといえば大きかったんですが、もしかしたら日頃の管理がよければこうならなかったかもしれませんので、この辺は各区長さんなり、私たちは道路パトロール上で対応できるところは対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（比野下文男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君）　全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申請書

○議長（比野下文男君）　日程第４を議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査、本会議の会議日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（比野下文男君）　日程第５を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣言

○議長（比野下文男君）　本日の議事件目が終了しましたので会議を閉じます。

お諮りします。

６月定例会の全部の議事件目は終了しましたので、本定例会をこれで閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君）　異議ないものと認めます。

これをもって令和８年６月南伊豆町議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会　午前１０時２０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　比野下　文　男

署名議員　　岩　田　　稔

署名議員　　大　年　美　文